

平成23年 6 月宮崎県定例県議会  
環境農林水産常任委員会会議録  
平成23年 6 月22日～24日

場 所 第4委員会室



平成23年6月22日（水曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 平成23年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）
- 議案第15号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第18号 第6次宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について
- 議案第19号 宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第12号））
- 報告事項
  - ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
  - ・平成22年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（別紙3）
  - ・平成22年度宮崎県事故繰越し繰越計算書（別紙4）
- 環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査
- その他報告事項
  - ・「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」の一部改正について
  - ・公の施設の指定管理者制度の第二期・第三期指定について
  - ・平成22年度「大気及び水質の測定結果」等について
  - ・口蹄疫に係る埋却地周辺の水質調査について
  - ・海水浴場における放射能濃度の調査について
  - ・乾しいたけ品評会等について

- ・口蹄疫からの経営再開状況調査の概要について
- ・6月の大雨による農業関係被害について

出席委員（8人）

委員 長	田口雄二
副委員 長	二見康之
委員	福田作弥
委員	坂口博美
委員	中野廣明
委員	押川修一郎
委員	新見昌安
委員	岩下斌彦

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	加藤裕彦
環境森林部次長 （総括）	金丸政保
県参事兼 環境森林部次長 （技術担当）	黒木由典
部参事兼 環境森林課長	山内武則
みやざきの森林 づくり推進室長	福満和徳
環境管理課長	橋本江里子
循環社会推進課長	福田裕幸
自然環境課長	森房光
森林経営課長	佐藤浩一
山村・木材振興課長	水垂信一
みやざきスギ 活用推進室長	武田義昭
工事検査監	山下英一
林業技術センター 所長	徳永三夫

木材利用技術センター所長 飯村 豊

事務局職員出席者

議事課主幹 阿萬 慎治  
総務課主任主事 押川 康成

○田口委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりであります。本日は、環境森林部関係議案及びその他の報告事項について行い、あしたは農政水産部関係議案等について行うこととしております。採決については、すべての審査が終了した後に行うこととしております。

今回から、議案、報告事項、その他の報告事項、その他に分けて審査を行います。委員の質疑は、執行部のそれぞれの説明が終了した後をお願いいたします。また、あすの農政水産部の補正予算に関する審査は、4課と6課に分けて説明を受けたいと考えておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、しばらく休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時5分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

今回から、議案、報告事項、その他の報告事項、その他に分けて説明を受け、その都度質疑を行うこととなりました。よろしくお願いたします。

それでは、今回、当委員会に付託されました補正予算関連議案等について、部長の説明を求めます。

○加藤環境森林部長 環境森林部です。よろしくお願いたします。

それでは、お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の表紙をごらんください。今回提案しております議案は、まず、Ⅰの予算議案といたしまして、議案第1号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算」、議案第3号「平成23年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算」の2件、次に、Ⅱの報告承認事項といたしまして、「森林環境税基金積立金の執行に伴う補正」及び「産業廃棄物税基金積立金の執行に伴う補正」につきまして、専決処分承認をお願いするものであります。次に、Ⅲの報告事項は、平成22年度繰越明許費と平成22年度事故繰越しについて御報告するものであります。Ⅳのその他の報告事項は、ここに記載してあります「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」の一部改正について」などの6項目と、この表紙には記載してありませんが、「平成23年6月の大雨による山地等の被害状況について」をあわせて御報告いたします。

ページめくっていただきまして、1ページをごらんください。Ⅰの予算議案につきましては、平成23年度環境森林部歳出予算（課別）の表で御説明いたします。23年度の6月補正は、政策的な事業や危機事象への対応を盛り込んだ肉付け予算として編成しております。環境森林部全体の補正予算額としましては、表の中段の網かけしてある欄にありますとおり、一般会計で75億7,313万3,000円の増額、また、表の下から2段目の網かけしてある欄にありますとおり、特別会計で1,474万9,000円の増額、その下になり

ますが、一般会計と特別会計を合わせまして75億8,788万2,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算総額は、その右の欄にありますとおり252億1,008万7,000円となります。

次に、2ページと3ページをごらんください。平成23年度環境森林部の重点推進事業について取りまとめたものです。まず、(1)の危機事象への対応と再生・復興プログラムにつきましては、①危機事象への対応強化、②口蹄疫からの再生・経済復興、③高病原性鳥インフルエンザ対策、④活動火山対策、⑤東日本大震災対策の5つの項目を柱に、また、(2)の環境・新エネルギー先進地づくりプログラムにつきましては、①低炭素・循環型社会づくりへの挑戦、②次代へ継承する持続可能な森・川・海づくり、右ページですが、③持続可能な森林・林業・木材産業の振興の3項目を柱に、そして(3)の持続可能な地域づくりプログラムにつきましては、①中山間地域の活性化を柱に、それぞれ施策を展開していくこととしております。

私からの説明は以上であります。詳細につきましてはそれぞれ担当課長・室長が御説明申し上げますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

**○田口委員長** 部長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

**○山内環境森林課長** それでは、環境森林課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の平成23年度6月補正歳出予算説明資料の「環境森林課」のインデックスのあるところをお願いいたします。107ページになります。環境森林課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で18億1,499万1,000

円、4つ下の特別会計で1,474万9,000円の増額補正となっております。この結果、補正後の額は、一番上の行の右から3列目にありますように47億5,596万9,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

109ページをお願いします。上から5段目の(事項) エネルギー対策推進費2億566万7,000円です。下の説明欄1の新エネルギー普及啓発推進事業400万円ですが、これは、太陽光発電など新エネルギー導入に対する県民意識の醸成を図るため、新エネルギーに関する情報の提供やアドバイスを行うとともに、グリーン電力証書のイベントでの活用等を通じ、普及啓発を行うものであります。

2つ目の太陽光発電システム導入促進事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明をいたします。

次に、110ページをお願いいたします。一番下の(事項) 水と緑の<sup>もり</sup>森林づくり推進事業費884万円です。その下、111ページの一番上になりますが、1の県民参加の森林づくり普及啓発推進事業304万円は、森林の重要性や森林環境税の制度について県民への周知、理解を促進するために、イベント等での普及・PR活動やパンフレットの作成等を行うものであります。

3のがんばろう宮崎「口蹄疫復興祈念の森」整備事業につきましても、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、同じページ、下から2段目の(事項) わが町のいきいき森林づくり推進事業費1,600万円です。この事業は、水源地の上流等公益上重要な森林を市町村が公有林化する際に支援を行うもので、森林環境税を活用して行うものであります。

次に、その下の（事項）ひなもり台県民ふれあいの森等管理費128万3,000円であります。この事業は、今後も断続的な噴火が予想される新燃岳の降灰対策として、園内施設への降灰の除去を行おうとするものであります。

続きまして、112ページをお開きください。上から2つ目の（事項）林業公社費11億7,328万5,000円であります。これは、林業公社の償還金に係る貸し付け等に要する経費であります。林業公社につきましては、平成20年の世界金融不況以降の木材価格の低迷等によりまして厳しい経営状況にありますことから、経営計画の見直しも含め経営改善に取り組んでいるところであります。

次に、113ページをごらんください。山林基本財産特別会計であります。上から5段目の（事項）県有林造成事業費1,474万9,000円あります。これは、県有林の間伐を進めるため、間伐材を売り払いするために必要な搬出等の経費であります。

次に、お手元に配付しております常任委員会資料のほうをお願いいたします。4ページをお願いいたします。太陽光発電システム導入促進事業についてであります。

この事業は、2の事業概要の（4）の①にありますように、県内の住宅に太陽光発電システム等を設置する場合に、その経費の一部を補助するものであります。

予算額は2億166万7,000円をお願いしております。

補助金額は、（4）の②にありますとおり、発電システム1キロワット当たり3万円、上限8万円を基本とし、県産材を使用した新築木造住宅に太陽光発電システムを設置する場合及び県内産の太陽光パネルを設置する場合には、それ

ぞれ上限額を2万円増額することとしております。具体的な補助金額の例につきましては、その表のとおりであります。

右のページをごらんいただきたいと思っております。補助の条件といたしましては、①として、設置する太陽光発電システムは国の補助金の対象であること、②としまして、その住宅にLED照明器具を1カ所以上設置することを要件としております。

補助金の募集開始は、現在のところ7月末の予定で、申請窓口は委託団体において行うこととしております。

資料には記載しておりませんが、補助件数として2,300件程度を見込んでおります。

次の6ページの事業につきましては、みやざきの森林づくり推進室長のほうから御説明いたします。

**○福満みやざきの森林づくり推進室長** 6ページをごらんください。がんばろう宮崎「口蹄疫復興祈念の森」整備事業であります。

まず、一番下の点線の枠組みをごらんください。県では、「水と緑の森林づくり条例」で定めた10月から11月の「森林づくり推進期間」に、県民等の参加による森づくり活動を実施しております。今年度は、上のほうの1の事業の目的にありますとおり、昨年、口蹄疫により甚大な被害が発生しました児湯管内において、被災された畜産農家や地域が、木々の成長とともに復興へ向けて力強く前進することを願い、「口蹄疫復興祈念の森」を整備することとしております。

2の事業の概要の（1）にありますように、予算額は400万円をお願いしております。

復興祈念の森は、（4）の事業内容にありますように、川南町の1.3ヘクタールの町有林において、畜産農家や県民ボランティア、緑の少年団

など約500人の参加によりまして、ヤマザクラやカシなど広葉樹約4,000本を植栽する予定であります。また、植栽する苗木につきましては、右のページの④に記載していますように、東京の認定NPO法人が行っております、全国からの義援金を苗木として提供する「プレゼントツリー」制度を活用する予定であります。

環境森林課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

**○橋本環境管理課長** 環境管理課から御説明申し上げます。

歳出予算説明資料の115ページをお開きください。環境管理課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で2億8,426万9,000円の増額であります。補正後の額は、右側から3列目にありますように6億2,077万2,000円となります。

それでは、主なものにつきまして御説明いたします。

117ページをお開きください。まず、上から6行目の(事項)大気保全費で2,509万2,000円の増額であります。下の説明の欄をごらんください。1大気汚染常時監視2,167万3,000円ですが、内訳といたしまして2つございます。まず、(1)の機器整備事業1,202万7,000円ですが、これは、測定局に整備しております各種測定機器の更新に係るものであります。

次に、(2)の新規事業、新燃岳周辺大気環境測定局設置事業964万6,000円ですが、この事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明させていただきます。

次に、2大気汚染移動監視341万9,000円あります。これは、新規事業、新燃岳の噴火に関する大気環境移動測定事業であります。1月の噴火以降、大気環境測定車「さわやか号」を高

原町に常駐させまして大気の測定を行っておりますが、今年度も引き続き、常駐により測定することといたしております。これは、そのために必要な機器の保守点検を行いますとともに、測定局のない地域において、通常はさわやか号によって行っております移動監視を委託によって行うものでございます。

恐れ入りますが、常任委員会資料のほうをごらんください。8ページでございます。事業名、新燃岳周辺大気環境測定局設置事業について御説明いたします。

まず、1の事業の目的でございますが、新燃岳の活動の影響が広範囲にわたりますことから、大気環境測定局を新たに設置し、監視を強化するものでございます。

次に、2の事業の概要ですが、予算額は964万6,000円をお願いしております。

次に、事業の内容についてですが、小林保健所に測定局を設置いたしまして、二酸化硫黄や浮遊粒子状物質等を測定し、そのデータを中央監視局に送信して火山活動の影響を常時監視するものであります。これによりまして、異常値が測定された場合には直ちに注意報を発令するなど、住民の健康への影響を未然に防止することができるものと考えております。

なお、参考といたしまして、右側9ページに、大気環境測定局及び測定機器の写真を掲載しております。この局舎につきましては、写真では鉄筋コンクリート製になっておりますけれども、今回の小林市のものはスチール製の家庭用物置タイプの局舎を計画しているところでございます。

説明は以上でございます。

**○福田循環社会推進課長** それでは、循環社会推進課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の119ページをお開きください。補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で3億1,914万8,000円の増額であります。補正後の額は、右から3列目にありますように14億8,069万6,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

121ページをお開きください。まず、上から6行目の(事項)一般廃棄物処理対策推進費が300万円の増額であります。これは、説明の欄の1宮崎県ごみ処理広域化推進支援事業300万円で、都城市が行う一般廃棄物焼却施設の整備事業に対して県交付金を交付するものであります。

次に、その下の行、(事項)産業廃棄物処理対策推進費が2億8,252万8,000円の増額であります。このうち、説明の欄の2産業廃棄物税基金積立金2億2,577万円ではありますが、これは、23年度の産業廃棄物税の税収から徴税経費を除いたものを基金に積み立てるものであります。

4の産業廃棄物トラックスケール設置支援事業1,400万円ではありますが、これは、産業廃棄物税の課税の適正化及び公正化を図るため、処理業者が整備するトラックスケール、これは廃棄物を積んだ車両ごとに重量をはかる設備ですが、その設置費用の一部を補助するものであります。

次に、5の新規事業、みやぎきの循環資源利用促進事業1,050万円ではありますが、この事業につきましても、後ほど委員会資料で説明させていただきます。

次に、その下の行、(事項)廃棄物減量化・リサイクル推進費が3,362万円の増額であります。これは、説明の欄の1循環型社会形成のための総合対策推進事業の(1)産業廃棄物リサイクル推進事業3,362万円で、産業廃棄物のリサイク

ル施設整備に対する支援などを行うものであります。

次に、恐れ入りますが、委員会資料の10ページをお開きください。みやぎきの循環資源利用促進事業について御説明いたします。

この事業は、1の事業の目的にありますように、地域に賦存する循環資源の有効活用システムを構築する取り組みを支援し、循環資源の利用促進を図ることによりまして、本県らしい循環型社会の形成を推進しようとするものであります。

予算額は1,050万円をお願いしております。

事業の内容は、(4)にありますように、市町村を対象とする事業と民間事業者を対象とする事業の2つに分かれておりまして、どちらも公募いたします。

①の循環圏構築市町村モデル支援事業は、市町村が住民や事業者と連携し、地域内で発生する循環資源をその地域内で有効に活用する取り組みを支援するものであります。②の循環資源活用モデル支援事業は、県内の民間事業者などに対しまして、本県にある低利用の循環資源について、より一層の有効活用を図るための取り組みを支援するものであります。

両事業でイメージしている取り組みの例としましては、右側11ページの上段「取組」のところに例示しておりますような、地域で発生する生ごみや食品廃棄物を堆肥化して、その地域の農業で活用する地域循環システムの構築や、焼酎メーカー等が行う焼酎瓶のリユースの取り組み、産廃の中間処理で排出される廃棄物等を活用した商品開発等への支援などが考えられます。これらの取り組みによりまして、本県らしい循環型社会の形成を図ってまいりたいと考えております。

補正予算の説明は以上でございます。

○森自然環境課長 自然環境課の6月補正予算について御説明をさせていただきます。

お手元の歳出予算説明資料123ページをお開きください。今回の補正予算は、左から2列目の補正額にありますように、一般会計で9億7,725万5,000円をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますように39億3,934万7,000円となります。

それでは、主な事業について御説明をいたします。

126ページをおあけください。上から2番目の(事項)荒廃溪流等流木流出防止対策事業費1,500万円です。これは、溪流沿いにある不安定な流木や土砂等を除去することによりまして、集中豪雨などに伴う河川や海岸への立木の流出を防止するものでございます。

次に、その下の(事項)山地治山事業費2億5,507万7,000円です。これは、山地崩壊地の復旧や災害の未然防止を図るため、復旧治山事業や予防治山事業などを実施するものであります。

次に、127ページをごらんください。下から2番目の(事項)保安林整備事業費1億7,173万8,000円です。これは、保安林の機能強化を図るために、植栽や本数調整伐などの森林整備を行うものでございます。

次に、その下の(事項)県単治山事業費ですが、めくっていただきまして、128ページをお願いいたします。説明欄の1の臨時県単治山事業8,661万7,000円です。これは口蹄疫復興対策に伴うもので、宮崎市高岡町の尾頭地区など県内5カ所において、小規模な治山ダムを設置や山腹工などによりまして崩壊斜面の早期安定を図るものでございます。

次に、4の新規事業、治山施設機能回復事業2,100万円です。これは、経年変化により機能が低下している既存の治山施設を補修・改修することによりまして、その機能回復及び機能強化を図るものでございます。

次に、その下の(事項)県単補助治山事業費、説明欄の3の新規事業、いきいき山村集落機能強化事業1,080万円です。これは、荒廃溪流の復旧や集落防災施設の整備などを支援することによりまして、山村地域における集落機能の強化を図るものでございます。

次に、その下の段の(事項)鳥獣保護費、説明欄の2新規事業、高病原性鳥インフルエンザ野鳥対策事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、129ページをごらんください。上から2番目の(事項)自然公園事業費3,608万8,000円です。これは、自然公園を県民が安全かつ快適に利用できますように、トイレや橋梁などの施設の維持補修、バリアフリー化を行うものでございます。

最後に、一番下の(事項)治山施設災害復旧費2億550万円です。これは、治山ダムや海岸松林などの施設が台風等により被災した場合、早急な復旧を図るために必要な経費でございます。

続きまして、説明を後回しにした事業の説明でございます。お手元の常任委員会資料12ページをごらんください。高病原性鳥インフルエンザ野鳥対策事業についてでございます。

この事業は、防疫体制の強化を図るため、ウイルスを媒介するおそれのあるカモなどの野鳥の生息状況等を調査し、その情報を県民等に速やかに提供するものであります。

予算額は、事業の概要の(1)にありますよ

うに、607万1,000円をお願いしております。

次に、(4)の事業内容でございます。アの野鳥生息状況等調査は、一ツ瀬川、大淀川、五ヶ瀬川の周辺におきまして、野鳥の生息状況や渡り鳥の飛来状況などの調査を実施するものであります。

イのウイルス保有状況モニタリングは、昨年度、野鳥や家禽で鳥インフルエンザが確認されました地域周辺の10カ所、下の全県図に示しております四角の番号につきまして、渡り鳥の飛来状況を踏まえながらふん便調査を実施するものでございます。

ウの野鳥の監視パトロール強化は、主要な河川沿い、あるいは昨年度発生が確認されました地域の周辺におきまして監視パトロールを強化し、衰弱した野鳥の回収に加えまして、地域住民等からの情報収集にも努めるものでございます。

これらの事業によって得られたさまざまな情報を県民や家禽農家の皆様へリアルタイムで提供することによりまして、防疫体制を強化していただき、鳥インフルエンザの発生抑制につなげたいと考えております。

なお、本事業につきましては、国に対して、助成が得られるよう強く要望しているところでございます。

自然環境課からは以上でございます。

**○佐藤森林経営課長** それでは続きまして、森林経営課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の131ページをお願いいたします。森林経営課の補正額は、左から2番目の補正額の欄にありますように、一般会計で35億3,641万9,000円の増額となっております。この結果、補正後の額は、一番上の行、右から3

番目にありますように105億1,773万2,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

133ページをお願いいたします。まず、上から5段目の(事項)森林計画樹立費1,761万1,000円の増額であります。まず、1の地域森林計画編成費であります。これは、森林法に基づく地域森林計画の樹立や森林施業計画の認定等を行うための経費であります。

(1)にあります地域森林資源情報整備事業であります。この事業は、森林資源調査の基礎資料とするため、空中写真からデジタル画像を作成するものであります。

(2)の持続可能な森林経営具現化実践事業であります。この事業は、森林認証の取得促進や伐採現場のパトロールの実施等に支援するものでございます。

次に、ページの中ほど、(事項)森林整備地域活動支援交付金事業費7億2,707万9,000円の増額でございます。この事業は、森林施業計画の認定を受けた森林所有者に対しまして、森林施業に必要な作業道の改良等に対して支援を行うものでございます。

次に、ページの下のほうから134ページにかけてになりますけれども、(事項)林業普及指導費709万7,000円の増額でございます。134ページに移っていただきまして、1つ目の巡回指導施設整備は、林業普及指導員が巡回指導に必要な公用車の更新を行うものでございます。

2つ目の新規事業でございますが、宮崎森林のプロフェッショナル養成事業は、森林・林業再生プランの推進のため、林家や森林組合等林業事業者、市町村、林業普及指導員を対象に、本県の特性に応じた林業経営の知識や技術を習

得する研修を総合的に実施するものでございます。

次に、同じページの2段目の(事項)林業担い手総合対策基金事業費360万円の増額であります。この事業は、林業後継者等で組織する林業研究グループの林業経営等に関する自主研修などの活動を支援するものでございます。

次に、ページの中ほど、(事項)森林整備事業費5億6,737万6,000円の増額でございます。1つ目の奥地共同間伐促進事業でございますけれども、これは、集約化を進めながら、奥地林などの地理的条件の悪い森林の間伐経費を支援し、高齢級間伐の促進と間伐材の有効利用を図るものでございます。

2つ目の森林環境保全直接支援事業であります。森林資源の循環利用や森林の持つ多面的機能を将来にわたって健全に発揮させていくため、集約化し計画的な森林整備を行う者を対象に、造林、下刈り、間伐等の森林施業に対しまして支援するものでございます。

次に、(事項)林木育種事業費176万円の増額であります。これは、優良な種苗の供給を確保するため、県が管理する母樹林を管理して穂木や種子の採取等を行うものでございます。

次に、一番下の段から135ページにかけてになりますけれども、(事項)森林機能保全対策総合整備事業費7億30万円の増額でございます。これは、森林整備加速化・林業再生基金を活用した間伐や作業路の開設を行うものでございます。

次に、135ページの上のほう、(事項)水を貯え、災害に強い森林づくり事業費につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、ページの中ほど、(事項)花粉の少ない森づくり事業費300万円の増額でございます。これは、花粉の少ない杉林へと転換するため、植

栽するための苗木代を助成するものでございます。

次に、(事項)道整備交付金事業費3億1,730万円の増額でございます。これは、地域再生計画に基づき、市町村道や農道と一体となって山村地域の交通ネットワーク化を図るため、日之影町の竹の原諸和久線外2路線を整備するものでございます。

次に、136ページをお開きください。(事項)山のみち地域づくり交付金事業費5,000万円の増額でございます。これは、奥地森林資源の骨格的な「山のみち」の整備を図るために、西米良村の小川棚倉峠線で林道開設を実施するものであります。

次に、ページの中ほど、(事項)県単林道事業費4,000万円の増額でございます。これは、口蹄疫復興対策基金を活用して、東臼杵管内におきまして「ひむか神話街道」の整備を行うものでございます。

次に、ページの一番下になりますけれども、(事項)林道災害復旧費9億4,129万6,000円の増額であります。これは林道施設災害復旧に要するものでございます。

続きまして、先ほど説明を後回しにいたしました事業について説明いたします。常任委員会資料になりますけれども、14ページをお願いいたします。水を貯え、災害に強い森林づくり事業についてでございます。

まず、1の事業目的でありますけれども、この事業は、公益上重要な森林におきまして、荒廃林等の再造林や間伐等を行い、公益的機能を重視した森林づくりを推進するものです。

2の事業の概要でありますけれども、(1)にあります予算額は1億6,000万円で、森林環境税を活用した事業の一つでございます。

(4)の事業内容でございますけれども、①の広葉樹造林等推進事業は2つに分かれておりました、アの広葉樹の造林につきましては、水源林等の上流域で放置された森林を対象に広葉樹造林を行うものでございます。イの広葉樹林への転換につきましては、人工林を伐採する際に、右のほうのページの①の写真にございますように、林内に生育している広葉樹を残すことで、早期に広葉樹林への転換を図るものでございます。

②の針広混交林等造成事業は、15ページの右上の写真②にございますように、長期間間伐が行われない森林を対象に強度の間伐を行いまして、植生豊かな森林に誘導するものです。

③の里山人工林等再生事業は、竹が進入し機能が低下している里山の人工林を対象に、竹の除去を行うものでございます。

④の水路保全の森林づくり事業は、人工林伐採後の裸地化による表土の流出を防ぐために、伐採後速やかに植栽を行うものでございます。

なお、事業対象といたします森林につきましては、15ページの上段のほうに枠で囲ってございますけれども、取水源やダム等の上流域の森林などに限定するほか、事業の採択に当たっては、森林所有者と市町村及び事業者とで伐採規制等に関する協定を結ぶことを要件とすることとしております。

森林経営課は以上でございます。

**○水垂山村・木材振興課長** 山村・木材振興課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の137ページをお開きください。当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で6億4,105万1,000円の増額であります。この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますように、

一般会計、特別会計合わせまして38億9,557万1,000円となります。

それでは、主な補正内容について御説明いたします。

139ページをお開きください。一番下の(事項)林業・木材産業構造改革事業費1,169万8,000円の増額であります。説明欄の2新規事業、大きなみやぎすぎ生産・加工サポート事業250万円についてであります。この事業は、森林資源の充実に伴い、年々大径化する県産杉の有効活用を図るため、大径材の製材や加工技術の開発などのモデル的な取り組みを支援するとともに、施設整備のあり方等を検討するものでございます。

ページをめくっていただきまして、140ページをごらんください。(事項)木材産業振興対策費4億5,410万9,000円でございます。説明欄の1の木材産業等高度化推進資金4億5,218万7,000円は、素材生産を進めるための運転資金などを生産業者等に低利で貸し付けるための経費でございます。

その下の4の新規事業、森林バイオマス利活用普及促進事業100万円は、間伐を行う際に発生します林地残材など、未利用の森林バイオマス資源のより一層の利用拡大を図るため、温泉や給食施設などの公共施設等において木質ボイラーを導入した場合のシミュレーション等を実施し、森林バイオマスの利用施設の整備に向けた普及啓発を図るものでございます。

次に、下のページ、141ページをごらんください。(事項)木材需要拡大推進対策費6,994万1,000円でございます。説明の欄の改善事業3の杉コレde木育プロジェクト推進事業632万6,000円についてでございます。この事業は、杉の素材を生かしたさまざまなデザインのコンテストを行

う「杉コレクション」を中心に、木づかい啓発や木育実践の活動を通じまして県産材の利用拡大を図りますとともに、木材利用の意義や重要性を県民に普及する「木育」への取り組みを支援するものでございます。

次の新規事業4のみやざきスギ震災復興支援事業2,325万8,000円につきましては、後ほど、みやざきスギ活用推進室長より委員会資料で説明させていただきます。

それでは、ページをめくっていただきまして、142ページをごらんください。(事項)林業担い手総合対策基金事業費4,086万2,000円の増額であります。説明欄の3新規事業、就労環境改善施設整備事業1,096万7,000円につきましては、委員会資料で御説明させていただきます。

委員会資料の16ページをお開きいただきたいと思います。初めに、1の事業目的でございますが、この事業は、林業就業者のための福利厚生施設の整備と新燃岳の降灰対策機器の導入を支援することにより、他産業に比べておくれしております林業の就労環境の改善を図り、林業担い手の確保と定着を促進するものであります。

予算額は1,096万7,000円をお願いしており、事業期間は3カ年でございます。

(4)の事業内容でございますが、①の福利厚生施設の整備につきましては、右のページの写真にありますような休憩室のついた自動車や仮設トイレなど、就労環境の改善につながる施設の整備を支援するものでございます。

また、②の新燃岳降灰対策機器の整備につきましては、高性能林業機械やチェーンソー等に入り込んだ火山灰を効率的に除去し、作業効率や労働負担を改善するため、エンジンプロワやコンプレッサー等の整備を支援するものであります。

これらの取り組みによりまして就労環境の改善や労働負担の軽減が図られ、林業就業者の定着が促進されるものと考えております。

私からの説明は以上であります。

○武田みやざきスギ活用推進室長 みやざきスギ震災復興支援事業について御説明いたします。

委員会資料の18ページをごらんください。1の事業目的でございますけれども、この事業は、東日本大震災において津波による壊滅的な被害を受けた地域の学校で学童用の机、いすが流出・損壊し不足している状況があります。このことから、「みやざき感謝プロジェクト」の一環として、宮城県の山元町教育委員会から支援要請があった小学校2校に対して、宮崎県産杉材で製作した学童机・いすを230組寄贈することとしたところであります。このように、各被災自治体において不測の事態が生じ、小中学校における学童用の机、いすが不足している状況にあることから、被災県の要望に対して支援を行うものでございます。

次に、2の事業概要をごらんください。予算額につきましては2,325万8,000円をお願いしております。

次に、(4)対象地域でございますけれども、東日本大震災に関連して災害救助法の適用を受けた地域、太平洋側中心でございますけれども、それらの地域としておるところでございます。

(5)の事業内容であります。先ほど申しましたとおり、災害救助法の適用を受けた地域、複数の県でございますので、これらに対応できるよう、被災県からの要望に対して学童用の机、いす1,000組の購入支援を考えております。

山村・木材振興課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○福満みやざき<sup>もり</sup>の森林づくり推進室長 報告承

認事項について御説明いたします。

資料の20ページをお開きください。1 専決処分の承認を求めることについての(1) 森林環境税基金積立金の執行に伴う補正であります。森林環境税基金積立金につきましては、3月末時点での税収額の増加に伴いまして、①の補正額のとおり209万3,000円を補正したもので、この結果、平成22年度の同基金への積立金は2億8,024万7,000円となっております。

環境森林課からは以上であります。

**○福田循環社会推進課長** 同じく、循環社会推進課から、報告承認事項、専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

ただいまお開きの20ページの(2)の産業廃棄物税基金積立金の執行に伴う補正であります。22年度の産業廃棄物税の税収等が確定したことから、積立金2,467万6,000円を増額補正したものであります。この結果、22年度の産業廃棄物税基金の積立金は2億4,977万3,000円となります。

説明は以上であります。

**○田口委員長** 以上で議案に関する執行部の説明が終了いたしました。

議案についての質疑はございませんか。

**○福田委員** 委員会資料4ページでございます。太陽光発電システム導入促進事業、まさに時期を得て継続されるわけではありますが、今年のこの委員会等で要望出ましたね、「県産パネルの設置については上乘せをすべきではないか」。これも委員会の意見を反映して上乘せされたですね。事業となっております、大変私は敬意を表するところであります。

ところで、金額的には、財政的に非常に厳しい県でありますから、2億という制約があるんですが、今の状況を考えますと、電源、再生エ

ネルギーであります。それともう一つ、本県のいわゆる企業立地、富士通が撤退した後の穴を埋めてくれたソーラーフロンティア、ここの雇用の拡大等も考えますと、もう少し事業を拡大してもいいんじゃないか。

それからもう一つ、モデルケースでよろしいんですが、国の補助金と県単の補助金と合わせてやった場合、モデルケースの試算として3.5キロぐらいが出ているようですが、どれくらいで標準的なものが設置できるのか。この辺ちょっとお聞きをいたしたいんであります。

**○山内環境森林課長** まず第1点目のさらに追加を、将来的なお話、今年度ということもあるのでしょうけれども、今のところは7月末の募集開始を予定しております、その状況もあろうかというふうに思っております。ただ、委員おっしゃるように財源的に非常に厳しい状態にはあります。

それから、モデルケースでございますけれども、上限値というのが国の補助金では実は定まっております、今年度は上限値60万円ということですので、3.5キロ、上限値200万。市場価格は当然それより下だというふうには思っております。ただ、試算できませんので、200万を上限として考えさせていただきますと、国の補助金は1キロワット当たり4万8,000円の3.5で16万8,000円、それから県が1キロワット当たり3万円で、上限値がありますので、8万円で、補助額としては24万8,000円。ですから、200万に対して残り25万というふうにはしょってしまいますと、175万が自己の持ち出しということになります。それから市町村さまざま補助がありますけれども、あるところもありますし、現在まだ措置されていないところもございますので、とりあえずは国と県の補助ということで

すとそういうことになると思います。以上であります。

○**福田委員** 実勢価格はもう少し安いように報じられておりますが、150万前後かなというふうにも見るんですが、本県は太陽光発電の元祖ですから、さらなる努力をお願いします。

続きまして、これも昨年の委員会でお尋ねをいたしました。太陽光を有効利用するという事で、各部いろんな取り組みをさせていただいております。農業試験場のほうにも昨年視察をしました。三鷹光器の太陽光集熱装置が設置されていまして見てまいりましたが、まだ実用化にはほど遠いような品物でありました。それからまた、三鷹の太陽光集熱のビームも宮崎大学に来るということで、これもまだ実用化にはほど遠いと思います。当面、実用化されたものとして有効なものは、太陽光発電と太陽熱を直接利用する方向だと思っています。

先般、興味があったものですから、太陽光の電気変換率がカロリーベースで20%ぐらい、太陽熱のほうは50%ぐらいだそうです。太陽熱に詳しいあるメーカーをお訪ねしてお聞きをしたら、今、行政として太陽光発電に大きくシフトしておる状況の中で、本来であればもっと熱効率のいい太陽熱利用の機器が忘れられようとしておるということをおっしゃっていました。実は私も、自分が関係しています福祉団体のおふろを沸かすために、太陽熱を利用した業務用のものを設置してみたんですが、非常に効率がいいです。70名の高齢者のおふろを使っているんですが。それを考えますと、本県は、どちらも太陽にまつわるわけではありますが、太陽光発電と太陽熱両方を、これから再生エネルギーの環境関連として推し進めてもらう必要があるんじゃないかと考えておるところであります。お

考えをお聞きしたいと思います。前回お尋ねしてましたから。

○**山内環境森林課長** 委員おっしゃるとおり、まさしく太陽光、太陽熱というのは、宮崎県の快晴日数とか、逆に言うと雨もよく降って太陽光パネルを時々洗い流すということでは非常にいい環境にあると考えております。

それで、太陽熱の利用については、確かに太陽熱温水器というのは、宮崎県は非常に普及率も高くて、今後ともそういう利用はどんどん図られていくんだろうというふうに思っております。そのために私どもとしては、その効果、太陽熱、太陽光の具体的なシミュレーションというんでしょうか、そういう情報の提供をまずやるべきではないかと思っております。後は経費というところにどうしても行き着くだろうと思っております。太陽熱温水器につきましては、イニシャルコストという部分でどんどん普及していきたく。太陽光発電は、先ほど委員がおっしゃいましたように上限値として200万ぐらい、そういうところからするとちょっとした買い物なのかなと思っております。車を買うというイメージからするとですね。それで、先ほど申し上げましたように、まずはよさというものを積極的にPRしていきたい。後はどうしても資金的な都合というのはあろうかと思っております。そこについては、支援できるものできないものというはあるのかな。ですから、現時点においては、そのよさを売りにどんどんPR、いわゆる情報提供を主にやっていくことかなというふうに思っております。以上であります。

○**福田委員** 前回もお話ししましたが、従前の太陽熱温水器じゃないんですね。新たなメカを搭載したものでして、違うなということがはっきりわかる。その辺もさらに検討していただき

たいんです。

もう一点、最後に、先ほどいろんな環境税関連の説明をいただきましたが、その中で徴税費という言葉が出ましたが、これはどれくらい徴税する場合にかかっているのでしょうか。「徴税費を除外しての積み立て」という表現でしたが。

○福田循環社会推進課長 産業廃棄物税基金のほうで申し上げますと、徴税関係は総務部税務課のほうにお願いしておりますけれども、年間の徴税費が1,600~1,700万、そのあたりの金額というふうに聞いております。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 森林環境税の場合につきましては、市町村での徴税費用としまして1,400万円ほどがかかっていると伺っております。

○押川委員 がんばろう宮崎ということで、口蹄疫復興祈念の森のことについてお尋ねいたします。川南町の町有林ということで、植栽予定地が多賀小学校の近くということでありましてけれども、ここの今の状況はどのようなものになっているのでしょうか。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 現地につきましては川南町の町有林ということで、約2.0ヘクタールあるんですけれども、そのうち1.3ヘクタールを予定しております。これにつきましては竹が進入しておりまして、竹林の荒廃地になっておる状況でございます。

○押川委員 書いてあるとおり、復興の森づくりでありますから、私も賛成ではあるんですけれども、ここにこういう森をつくられて、後、ここの活用をどのような形でされていこうとされているのか、もし考え方があればお聞きをしたいと思っております。例えば、児湯郡だけがここを復興の森として今後何らかのものを活用されるのか、あるいは県がここをそういう復興の森と

しての何か位置づけがあるのか。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 現地の選定に当たりましては、57%ぐらいということで被災の頭数が多かった川南町のほうに御相談をしたところでございます。川南町のほうからぜひともということで依頼がありまして、この地を決めたわけですから、町有林ということでございますので、もちろん口蹄疫を復興していこうというみんなを元気づけるためのモニュメント、シンボルといったものになることは当然だと思っておりますけれども、そのほかに、ここが集落に近いということで、地域の方々を中心とした森林レクリエーションの場にも活用できるんじゃないか。そしてまた多賀小学校、ここに写真も写っておりますけれども、200メートルぐらいの距離なものですから、小学校の森林環境教育のフィールドという活用の仕方も考えられると思っております。いずれにしても川南町と御協議しながら進めていきたいと思っております。

○押川委員 一般質問等々でも大分出たわけでありましてけれども、1年が過ぎ、ちょうど昨年の今ごろは殺処分、埋却が行われた時期でありますし、やはり殺処分、埋却というのが一番だということで、畜産農家の今後の復興についても、個人で埋却地を準備しなさいよ、そういったこともあるわけでありまして、町有林の活用がある中で、町もそういったものを準備してほしいという要望もあるわけでありまして賛成ですけれども、今後、埋却地の確保については、農政あたりとも十分議論をしていただいて、町有林のそういった場所あたりも確保していただくような議論もやっていただければありがたい。これは要望にしますけれども、そういったことも関連しながらまたお願いをしておきたいと思っております。

それから、新燃岳周辺の大気環境測定局設置事業についてでありますけれども、今ちょっと新燃岳も音静かといいますか、静かにしてくれていますけれども、確かに書いてあるとおり、二酸化硫黄や浮遊粒子あたり、我々大変心配をするところでありますけれども、どういうことで我々人体に影響が来るのかちょっとはわかりないところがあるんですけれども、小林保健所にこういうものを設置して、ここにそういう詳しい方なりがいらっしゃって、今後、これが導入されれば監視を強めながら衛生環境研究所に送信をして、そこから県内至るところに情報を提供されるということになるのでしょうか。

**○橋本環境管理課長** 先ほど御説明いたしましたように、このデータにつきましては、中央監視局のあります衛生環境研究所のほうに送ることとしております。もし浮遊粒子状物質などの値が高くなって、例えば注意報基準などに達するようなことがありました場合には、直ちに私どものほうに連絡が来ることとなっておりますので、その場合には、連絡網ができておりますから、市町村、保健所等に連絡いたしまして、住民の皆さんの注意をいただくように広報することとしております。

**○押川委員** わかりました。自治体あたりからここに連絡が来るというような方向でいいということですね。

それから、水を貯え、災害に強い森林づくりということでもありますけれども、1億6,000万ということで、23～25年度の3年間ということでもありますけれども、できれば①～④の予算あたりがわかればお願いしたいと思っておりますし、モデルになるんだろうと思っておりますけれども、どこらあたりを考えていらっしゃるのか、もしあればお聞きをしておきたいと思っております。

**○佐藤森林経営課長** ①～④別の事業費といいますか金額は、①の広葉樹造林等推進事業が7,100万、針広混交林等造成事業が4,500万、里山人工林等再生事業が00万、水路保全の森林づくり事業が4,000万ということになっております。ただ、どこをやるのかということに関しては、先ほどちょっと市町村の関係が出ましたけれども、市町村の申請に基づいてやることとなっておりますので、現在のところ箇所づけというのはできておりませんが、先ほど申しましたとおり、奥地水源林等を中心に選定していきたいということを考えております。

**○押川委員** 現在もし見れるものがあるとしたら、書いてありますから今までもやっていらっしゃると思いますので、こういう4つの今までもやっていらっしゃる中で、我々が見られるというところはどこ辺がありますか。

**○佐藤森林経営課長** 済みません。今の場所につきましては、後からにしていきたいと思っております。

**○押川委員** 一応最後にしますけれども、就労環境改善施設整備事業で、事業内容の①の福利厚生施設でありますけれども、果たしてこういうもので本当に林家というものが後継者も多くなってよくなってくるものかなというふうに考えるんですけれども、例えば、休憩室のついた自動車あたりをどこあたりに持って行って、どういう活動をされるのか。仮設トイレあたりも、どこかまとまった大きなところであればそうですけど、トイレまで行くのに相当時間もかかるんじゃないかと思うんですが、もう少し詳しくお願いしたいと思っております。

**○水垂山村・木材振興課長** 林業の現場といいますのは急峻で、作業するにも難儀を伴うというようなこと、なおかつ同じ場所での長期間の

作業というのがなくて移動して回るというようなことで、他産業と比較しますと就労環境の改善がおくれておるということから、こういったものを計画したわけでございます。写真にありますような休憩室つき自動車あるいは仮設トイレにつきましては、作業現場の近くに持っていきまして、作業が終わり次第汗を流していただくといったことを考えております。整備台数につきましては、森林組合とか伐採の業者等から要望を聞いておりまして、それに基づいて積算しております。

○押川委員 特に休憩室のついた自動車あたり、どのくらいするんですか、申しわけありませんが。

○水垂山村・木材振興課長 これは軽のワゴン車を改造したものでございますけれども、車内で休息が可能な施設でございまして、予算上は1台当たり200万円、これを5台要求させていただいております。

○押川委員 予算が1,096万7,000円ということで、23～25年度3年間の予算がこれ、あるいは単年度で1,000万でいいんですか。

○水垂山村・木材振興課長 単年度の予算が1,000万ということでございます。

○押川委員 2番目の新燃岳降灰対策機器の整備ということで、これも本当に必要だろうというふうに私たちも思いますけれども、本年度予算の中でこれはどのくらいを見ていらっしゃるのでしょうか。何台分ということで。

○水垂山村・木材振興課長 2つございますが、ブロワにつきましては、予算上1セット10万円、これを40台予定しております。それからコンプレッサー、これが1セット20万円でございますが、20台要求させていただいております。

○押川委員 これは、申し込みがあった段階で

やるのか、あるいは抽せんになるのか。選定の仕方もあるんですか。要望があればそのままやっていくということで、予算がなくなれば打ち切りなのか。

○水垂山村・木材振興課長 事業主体から要望をとりまして、予算上限がございまして、審査の上決定したいというふうに考えております。

○中野委員 2点、説明資料の2ページ、(1)の②口蹄疫からの再生・経済復興、私は口蹄疫からの再生・復興というのはしっかりせんといかんと思うんです。それで、県のほうも今、再生・復興工程表というのをつくっていますね。復興と復旧が東北大震災でいろいろ議論があったけど、本当に復旧、復興ちゃんとせんといかんと思うんですけど、計画の中身を見ると、復興財源をふやすような感じで、何でというようなのが復興財源に入っておるわけね。農政であれば、西都に野菜加工施設を経済連がつくりましたね。これなんか口蹄疫が発生する前からつくり出しておるわけです。その国の補助金を口蹄疫復興財源か何かに入れておるわけです。それと今、林務で出ている県単治山事業、県単林道事業、口蹄疫関係で何でこんなのが関係あるのかなと思うんだけど、復興、復旧と考えた場合。別にここに入れんでも、ほかの治山事業とかに入るのを、わざわざ口蹄疫のところを持っていつているのか。口蹄疫の復興財源を膨らまそうとしているのか。この事業が何で口蹄疫の再生関係に入るのか、ちょっと説明してください。

○森自然環境課長 2ページの県単治山事業でございます。臨時県単治山事業として実施するものでございまして、委員おっしゃるように、口蹄疫の復興地域とは関係ないところで実施す

るといようなことになっておりますが、県内5カ所で事業費8,300万円を実施するということになっております。ただ、これにつきましては幅広い意味で経済復興していくということで、雇用効果を期待しまして、経済の回っていくようなことを考えまして、口蹄疫復興対策ということでお願いしているところでございます。

○中野委員 口蹄疫の再生・復興になると、何か正確じゃないですね、すべてがね。もうちょっとしっかり検証してやるべきだと思いますけど。

それから説明資料の112ページ、林業公社、償還金80年計画、いつもどうなっているのかなと思うんですけど、計画ではまだ県から貸付金とか一般会計から持ち出しせんといかん状況ですか。予定はどうなっておるか、貸付金も含めて説明をお願いします。

○福満みやざきの<sup>もり</sup>森林づくり推進室長 林業公社につきましては、存続を決定した後、平成19年度に第3期経営計画を策定しまして、それに基づきまして経営を実行しているわけですが、多額の貸付金が経営を圧迫しているという状況は、委員御指摘のとおりでございます。今のところ、日本政策金融公庫の借り入れが60億2,500万ほど、それから市中銀行（宮銀ほか）が67億8,000万ほどありまして、外部資金が128億入ってございます。片や、それを県の無利子の貸し付けということで補っておるわけですが、その残高が平成22年度末で211億となつてございます。林業公社につきましては、他県に先駆けて主伐が開始されておるわけですが、まだまだ償還するということにならないということで、外部資金の償還につきまして、県の貸付金で肩がわりしながら償還に充てているというような実態でございます。

○中野委員 私が聞きたいのは、何年か前に80

年計画をつくったでしょう。その中で県から貸付金なりが計画どおりいっているか。県の貸付金、無利子貸し付け、そういうのが減っているかふえているか。要は県の持ち出しがどうなっているかというのを聞きたいわけ。そこだけいい。

○福満みやざきの<sup>もり</sup>森林づくり推進室長 現在のところ、先ほどの予算の説明でもありましたように、11億ほど本年度も貸し付けまして、漸次償還に伴いまして県の貸し付けは減ることにはなつてございますけれども、平成66年までは県の貸し付けはまだふえるというような格好になっております。

○中野委員 私が聞きたいのは、あの計画どおりいって、県の貸付金が予定よりかふえているか減っているかだけ、イエスかノーでもいい。よざんなことを答えていい。

○福満みやざきの<sup>もり</sup>森林づくり推進室長 19年度に立てました計画からいきますと、計画どおり貸し付けをしております。

○中野委員 計画どおりということでもいいわけですね。

○福満みやざきの<sup>もり</sup>森林づくり推進室長 現在のところは計画どおりでございます。

○中野委員 貸し付けがふえておるという話があるが、そういうことはないですね。

○福満みやざきの<sup>もり</sup>森林づくり推進室長 現在のところは、第3期経営計画、19年度に立てた計画どおりの貸し付けを実行しているということでございます。

○山内環境森林課長 先ほどの口蹄疫からの復興の関係で補足をさせていただきたいと思えます。ここに計上した理由としましては、この資金、口蹄疫復興対策基金を活用しての公共事業でございます。以上であります。

○坂口委員 6ページ、桜とカシで坪1本ぐらいの検討になりますよね。4,000本、1.3ヘクタール。

○福満みやざきの<sup>もり</sup>森林づくり推進室長 復興祈念の森につきましては1.3ヘクタールで4,000本ということで、広葉樹でございますので、ヘクタール当たり直しますと約3,000本という形で植える計画でございます。

○坂口委員 坪1本の検討でいいわけですね。坪1本の検討でいって、将来的には地域との触れ合いとか何らかの公的な場として地域で生かしたいという目標は持たれている。当然またそれじゃないといかん思うんですけど、一つには、坪1本で、将来、10年後、20年後を見たときは、それこそ有害鳥獣の生息の場とか病虫害の生息の場以外の何ものでもない思うんです。カシと桜。桜は将来枯れていくと思うんです。管理をしなかった場合ですよ。何十年という管理費を見込んでいってこの計画を組まないと、植えました、さあ後はどうしましょう、地元任せますでは、地元が果たしてそれを生かし切るのかどうかというのが一つ心配です。

それと、400万で4,000本となると1本1,000円ですよ。民間が木を植えるときの経費にしたら10倍ぐらいの経費がついています。膨大な経費。しかも苗木はただでしょう。植える人はボランティアでしょう。書いてあるのは看板が1基、式典があるから式典経費が幾らか要る思うんですけど、積み上げた内容、その積み上げはどんなことでの400万を見込まれているのか。

○福満みやざきの<sup>もり</sup>森林づくり推進室長 6ページの資料でございますように、予算額は400万円ということで高く思えるんですけども、先ほどもちょっと現状の説明を申し上げましたときに、竹林となって竹が進入しているということ

で、その地ごしらえにちょっと経費がかかるということで、それに100万ほど余計にかかることを見込んでおります。それと、県民ボランティア等も募集しますので、そういう募集経費だとか植樹用の道具等、それからボランティアあるいは住民の方を運ぶバスの借り上げとかに経費がかかっております。それと、復興祈念の森ということで、看板の設置とかも30数万見ておまして、きちんと残る形で実行したいと思っております。それと苗木の経費につきましては、この400万には実は含まれておりません。

○坂口委員 これは寄附行為だから入らないでしょう。苗木は寄附だから入らないわけですよ。だから、ただでもらって400万というのは民間じゃ考えられない経費ですよということです。

そして例えば、400万を竹林の竹の伐採とか伐根のためにかかるというんですけど、竹の根というのはどんどん光を目指して地下を進んでくるから、毎年水際作戦が要りますよね、竹の根を進入させない。竹なんて2～3年したらまたもとの状態に戻りますよ、これだけの竹山だと、造成しても。だから、管理を考えないと絶対だめだと思うんです。

それから、NPOから木をもらうのはすごくいいことみたいだけど、今、川南は口蹄疫でさらに元気がなくなるんですけど、あそこは苗木生産者がたくさんいる町でもあるんです。そこが植樹用の苗をいっぱい持っている。寄附してでもいいからそれを何とか処理したい、管理だけで大変だという状況なんです。そういう成木を持ってきて、みんなで木を出し合ったり、そういう知恵が出せなかったのかということです。NPOからじゃないといけなかったのかということです。ちょっとうがった見方すれば、NPOの今年度の実績づくりのために、宮崎県でこ

れだけ喜ばれましたということで、本当に喜ぶのはNPOじゃないかなという気がしてですね。もうちょっとこれ工夫できないか、今からでも。本当に地元の協力で。苗木屋さんは今、金かけて木を倒しているわけですから、畑に戻すために。口蹄疫から復興と考えるのなら、地域に400万が生かせる形を、せつかく400万という金を持ち出すならですね。今からでも一考できないかという気がするんです。これはお願いで終わっておきます。

○福満みやぎきの森林づくり推進室長 苗木の確保を「プレゼントツリー」制度で活用するという事を申しあげましたけれども、これは全国からインターネットを通じて苗木代を寄附金という形で募集するというものでございまして、実際は地元のほうに苗木と維持管理費も含めて現金が寄附されるということになっておりますので、その制度をうまく活用して全国からの支援を受けたいと考えております。

○坂口委員 プレゼントツリーにかかわるNPO団体があって、そこが仲介してくれるというのじゃなくて、県が義援金集めて、それを苗木代として払うということですか。

○福満みやぎきの森林づくり推進室長 NPOが募ることは間違いないんですけども、NPOと地元の川南町が協定を結んだ形で支援金が入る、そして川南町がそれをどういうぐあいに使うかという形で利用できるというふうに伺っております。

○坂口委員 苗木は町の判断で購入できるということですか。それならなおさら修正しやすいと思うんです。坪1本といたら大変な本数です。5年もたないうちに、広葉樹とか桜なんていうのは間伐やっぴいかなきゃだめです。桜なんか特に枯れていきます。そういうことを

見据えて、地域で困っている苗木屋さんの苗を買ってあげて、4,000本も植えなくても1,000本でもいいじゃないですか。義援金が集まるなら。義援金だから、400万と今限られているけど、この中に入らないところで、上限ないわけでしょう。集まった金を使えるわけでしょう。計画的に何カ年かでやってもいいし、思ったとおり集まれば1年間で購入してもいいじゃないですか。苗木は川南町が買えるのなら。そういうことをぜひ努力していただきたいということです。でないとな後の管理が大変だということです。4,000本と書いてあるから、常識的には、1年木が2年木の小さい苗を4,000本、1.3ヘクタールに植えるんじゃないかという心配したからです。管理が必ず、来年から下刈りだ何だしないにだめだ。特に竹がそれだけあった場所なら必ず1～2年で進入してくるという心配があったから。これはもうここで終わらしましょう。要望にとめておきます。

次は鳥インフルエンザ、12ページです。ちょっと教えていただきたいんですけど、幾つかやられましたよね、届け出のあった野鳥なんか。現在のところ野外感染はどんな状況なんですか。

○森自然環境課長 死亡野鳥のチェックだと思いますが、昨年の10月28日から死亡野鳥回収を始めておまして、昨年度末まで、3月31日までに421件で531羽回収しております。それから、今年になりまして4月1日から6月20日までのデータでございまして、70件の78羽というような状況になっております。最近は、6月1日からは全国的にレベル1に落ちておまして、回収については主要な鳥のみということになっておりますので、回収の件数がぐっと減ってきているような状況でございまして。以上です。

○坂口委員 感染状況というのはどんなですか、実際感染しているしてないというのは。

○森自然環境課長 本県で野鳥の感染が見られましたのは、昨年度で7件発生しました。家禽では13件ということになっておりますけど、野鳥では7件ということでございます。

○坂口委員 現在のところどういう状況にあるかというのは、どんなぐあいに推測すればいいですか、野外での感染状況。

○森自然環境課長 この回収したものにつきましては、すべて家畜保健所のほうで感染状況を確認していただいておりますけれども、今のところすべて陰性になっております。

○坂口委員 ありがとうございます。

次に14ページ、これを最後にしますけど、水を貯え、災害に強い森林づくりです。これは必要でいいことだと思うんです。中身なんですけれども、事業内容の①の広葉樹造林、放置森林に広葉樹造林を行うと。場所は適地と言わざるを得んなどということ。それから次の人工林から天然林転換、広葉樹を残すこととか、伐採後の裸地化による保全の低下とか、こういったところがあるんですけど、場所はそこが優先されるとして、樹種、こういった樹木をどういう観点から選定していかれるのかということをお教えいただきたい。

○佐藤森林経営課長 今御質問のございました広葉樹への転換につきましては、先ほど申し上げましたように、既に生えている木を残すということで、樹種につきましてはシイ、カシ等が主になってくると思われまます。今、現実を見ますと、例えば山を1ヘクタール買いました業者さんが、出してもそんなにもうかるはずはないんですけども、全部切ってしまうと丸裸になっているというのものもあるものですから、そこ辺は

カシ等を中心に残していきたいということで考えております。

それから4番の水土保全の森林づくりですけども、先ほど説明がまずかったかもしれませんが、事業内容の(4)の①のアにつきましては広葉樹ということになっておるんですけども、広葉樹は、先ほど復興祈念の森の話もございましたが、手入れも大変だということで、広葉樹だけでは理解が得られないということもございまして、今回新たに④のところ、それ以外の針葉樹等につきましても選択肢を広げるような形でやっていこうということで、④は主に杉、ヒノキ等になると考えております。

○坂口委員 現実的にはなかなか難しいのかなと思うんですけども、こういったように目的を持って、水を蓄えるとか、災害に強い土砂の流出を防止させるという目的を前面に出した森林整備というのは、おのずと場所と樹種が特定されるべきだと思うんです。この場所は水源を涵養するために、下にダムとか水源があるからとか、地下水を絶対ここで蓄えなきゃだめなんだとかいう目的を持つ。水を蓄えて何のための水か、それは暮らしのための水であり、安全のための水です。水が多い時期には少なく、少ない時期には多く、水を公的に貢献してくれる森をつくるという一つの大きい目標がなければだめだと思うんです。

宮崎の場合は、夏場になるだけ水を蓄えて冬場に水を出してくれる。となると落葉樹になってくると思うんです。夏は水を蓄えるわけですから、ブナみたいなものです。1本で6トンも蓄えると言われます。冬場に蓄えたものを、葉っぱを落として今度は逆に水を出していく、地中にですね。そういったものをずっと詰めていって公有化を図るべきだと思うんです。

理解が得られないから、本当は広葉樹なんだけれども、針葉樹なんですよ、杉なんですよ、ヒノキなんですよ。やっぱりもとに戻りますよ。将来は杉のために間伐をしなきゃだめですよ、広葉樹を切っていきますよ、混交林にしても。だから、地道にでもいいから、まずは山全体の、将来どうあるべきか、年間にどれだけ経済林として宮崎は山に杉なりヒノキをストックすべきなのか。余剰した面積がどれだけあるのか、余剰した面積を税金で管理していくとしたら、納税者に何を還元するのか。安全ですよ、災害からの防止ですよ、水をしっかり蓄えさせますよ、感動するようなきれいな景観をちゃんと保全していきますよという、納税者還元があるか。そこを一番発揮させるためには、ここは水を蓄えさせる森として公有林化していこう、これは景観を楽しんでもらう森としてもみじを楽しむ、あるいは青葉を楽しむ。さらにはそこに入って歩いて散策、森林浴なりを楽しむ、セラピー効果を楽しむ。そういった大きい構想を立てなきゃこれはだめだと思っんです。毎年毎年投入していても同じことの繰り返し。投入して成果が見られるところまでいけないと思っんです。だから、そういった費用対効果というものを一定のルールのもとで試算されて、公有林化を図る。結果的には、森林アメニティと言ってもいいと思っんですけど、本当に快適な山を宮崎は抱えて、もっと喜ばれる形で税がそこに毎年投入できる。効果はこういうものがありますというふうに、適地適木という一つの、山に対してアメニティ的にとらえて計画を組んでいく必要があるんじゃないかと思っんです。

今までどれだけ山に、国土保全のためだ、災害防止のためだ、水源涵養のためだと投資されてきているかわからないけど、イタチごっこの

ような気がするんです。しっかり土地まで公的に確保して——時代の流れと逆行と思っんです、公的な土地を抱えていくなんていうのはですね。でも、山に関しては、言われるように、山はみんなのためなんですよ、中山間地対策はみんなのためなんですよ、多目的機能を持っているんですよと一生懸命訴えられるけど、堂々と実践されてみたらどうですかということです。それはそうだったでしょうということを明かされたらどうですかと思っんです。これは雲をつかむみたいな話かもわからないけど、何かそこらの考えはないですか。地道にでもいいですよ、公有化をしていこうという。

**○佐藤森林経営課長** 税事業を含めた全体の森林の構想みたいなお話だと思っんですけれども、今お話の内容は十分理解しているつもりでございます。現実的にはなかなか難しい面もございりますが、ことしから、森林・林業再生プランの関係もございまして森林全体のゾーニングを見直すということになっております。その中で、例えば、土壌の関係、路網の配置の関係等含めて、本当に経済林としてやっていけるのかどうか、それ以外の公的な役割が強いということを導入部の中で検討することとしております。1～2年で云々という話はなかなかできないんですけれども、長い目で、先ほどの公有化も森林環境税のメニューにございますので、その辺を含めて検討してまいりたいと考えております。

**○坂口委員** 絶対それが必要だと思っんです。理解もとれると思っんです。繰り返しになりますが、道路の上のほうの山を、治山上あるいは災害防止上必要だから、④ですか、やっっていくんだというようなことを言われる。でも、理解が得られんから杉になるでしようと言われますよね。そういうところに杉の木を植えて、

風で揺れれば危ない。それよりか、そこを買い上げて、上に伸びないような、根をしっかり張ってアンカー効果が出るような——そこにアンカー工事を将来災害防止のために入れようと思ったら、1つで何千万でしょう。そんなものより、背の伸びない灌木みたいなものを自然に張りつけさせて、そこは自然のアンカーを据えつけていく。草1本だって抜けないじゃないですか、根が入ったらなかなか。あれだけ植物のアンカー効果はすごいですよ。山を少し買って木を植えれば、場所によっては、正式な土木工事でアンカーなんかをぼんぼん入れていくよりもぐんと安く、そして将来もずっと、そんなの老朽化もしないです。金属なんていうのは老朽化して何十年かしたら壊れますけど。そういうのを一回本格的に、行政だからいろんな知恵も持っておられるし、いろんな情報だって幾らでも集まるでしょうしですね。遠過ぎるかもわからないけど、その4～5年版というのは可能だと思うんです。ぜひこれは検討していただきたい。以上です。

**○佐藤森林経営課長** 今おっしゃいましたとおり、例えばアンカー工法するところにも、森林を造成したほうが将来的にはずっと安いと思うんですけれども。先ほど公有化の話が出ました、全部が全部ということじゃないんですが、集落上部の公有化というのは今までもやっておりますし、その辺を含めた検討はぜひ必要だと思っております。

それから、先ほどの押川委員の保留しておりましたところを今言ってもよろしいでしょうか。先ほど、水を貯えの森林はどんなところにやられているのかということでした。詳しい箇所表まではないんですけれども、今までかなりの箇所をやっておりまして、メニューにより異なり

ますけれども、児湯地域におきましてもかなりの場所をやっているようです。市町村と森林組合と絡んでいますので、その辺もし御要望があれば御案内できる箇所があるんじゃないかと思っておりますので、また御相談いただきたいと思います。

**○新見委員** 環境管理課長にお尋ねしたいんですけれども、資料の8ページ、新燃岳周辺の大気環境測定局の設置についてですが、それと関連して、歳出予算説明資料の117ページを見ますと、要するに測定局を小林保健所に設置するということなんですが、新燃岳の噴火の影響をもっときちっと正確にはかるためには、もうちょっと場所の選定を考えたほうがよかったですのではないかというふうに思いますが、小林保健所に設置されるようになった経緯について教えていただきたいと思います。

**○橋本環境管理課長** 新燃岳によります大気の測定につきましては、現在のところ、南東の場所になりますけれども、都城に都城高専局と都城自排局という2つの常時監視測定局がございます。それから東側、高原町には大気環境測定車を噴火後常駐させております。新燃岳周辺の風向きを見ますと、年間通じまして全方位的に風が吹いているということでございまして、南側のほうは鹿児島県でございまして、測定できないところは北側の小林、えびのということになるかと思えます。どちらにも置けるのがもちろん望ましいところでございまして、今回は小林市のほうに設置することを考えたところでございます。

なお、もし必要でありましたら、臨時的に大気測定車などによりまして測定できないところの測定も行うことを考えております。以上でございます。

○新見委員 それは、さわやか号でしたかね。このさわやか号を委託するということでしたけど、どこに委託されるのでしょうか。

○橋本環境管理課長 さわやか号を高原町に常駐させておりますので、これまでさわやか号によって行っておりました、それ以外の測定局のない地域での測定が行えなくなるということでございます。したがって、さわやか号でやっておりました測定につきましては、測定車を持ってあります民間の測定機関にお願いしたいと考えております。

○新見委員 18ページのみやざきスギ震災復興支援事業についてですが、これは要するに、被災県から要望があって宮崎県がそれに反応するような形の事業みたいですが、被災県の要望の上げ方と、それに宮崎県が反応する、要するにマッチングの状況がよくわからないものですから、教えていただきたいと思っております。どういう形で要望が上がってくるのか。

○武田みやざきスギ活用推進室長 この事業の要望なんですけれど、今後、被災県の要望をとっていきたくて思っております、その中で支援の量とか決まってくるものと考えております。被災県は、先ほど申しましたとおり太平洋側の被災県を中心ということですが、宮崎と宮城県、宮城というふうにやっておりますので、まずは宮城県のほうを優先してやっていきたいと考えているところです。

○新見委員 今回は宮城県と宮崎県という間ですけれども、将来的に、ほかの被災県からの要望等が上がってきたときは、またそれに別途対応できる状況なのでしょうか。

○武田みやざきスギ活用推進室長 予算の中で対応できる場合は対応していきたいと考えております。まずは宮城県の要望を聞いてから、予

算の範囲内で余裕があれば、ほかの県も対応していきたいと考えているところです。

○押川委員 今回の補正の75億8,700万の中で、肉付け予算として県単公共事業124%か125%だというふうに記憶しておりますけれども、環境森林部でどのくらい県単公共の予算というものはあるのでしょうか。

○山内環境森林課長 環境森林部全体で、6月補正後で県単公共事業は7億3,855万2,000円あります。今回の補正はそのうちの2億4,352万6,000円です。

○押川委員 どの課あたりでできますか、予算のあれがわかりますか。

○山内環境森林課長 今回の補正では、林道と治山になりますので、課としましては自然環境課と森林経営課でございます。

○押川委員 その中で、例えば128ページ、口蹄疫復興対策に伴う補正とかいうことで箇所数が上げてあるんですが、箇所あたりについて、全部とは言いませんけれども、主なところあたりを述べていただくとわかるのかなという気がいたしますので、なければ一覧表を後でもまた出していただければありがたいと思っております。2億幾らかの金額の箇所がわかるのと事業の一覧表をください。

○森自然環境課長 箇所表をお出ししたほうがよろしいですか。今、わかりますけれども。

○押川委員 一覧表ができれば。

○森自然環境課長 わかりました。後で御報告します。

○二見副委員長 先ほどの新見先生のお話を伺っていて、18ページのみやざきスギ震災復興支援事業についてですが、これはどこの学校にお送りするかということはまだ決まっていらないということではよろしいですか。

○武田みやぎきスギ活用推進室長 要望自体は今後とろうかと思っておりますけれど、現在のところ、先ほど申しました山元町の小学校に230組送るような話が要望として上がってきております。

○二見副委員長 この1,000組に対して280組が今決まっているということで、今後そういう要望が出てきたときに、いす、机を順次送っていくというような形になるんですか。

○武田みやぎきスギ活用推進室長 今のところ230組、山元町のほうから要望がありまして、二見副委員長がおっしゃったとおり、要望が来た段階で順次送っていきたくて思っております。

○二見副委員長 最後に、この230組は、向こうにすぐ届けられるような現状にあるのか、そのところの工程についてお伺いしたいんですが。

○武田みやぎきスギ活用推進室長 現在、230組について製作中ということで、7月に入ってからになるかと思っておりますけれど、でき上がることになっております。その後、山元町のほうと調整いたしまして向こうのほうに持っていきたくて考えているところです。

○岩下委員 地元の林業関係、何人か人を使って伐採事業をされているんですけれども、いろんな事業の中で、入札関係にすると、宮崎県内ではなくて東北地方のほうから、他県から入札に加わって勝負をしなければならんという声を聞いていて、できれば県の事業関係では地元の業者に何とかさせてほしいという声を聞いているものですから、他県の業者に依頼するというのはあるんでしょうか。

○森自然環境課長 自然環境課が所管しております保安林整備事業関係で、下刈りとか植栽、伐採を発注する場合がありますけれども、すべて県内の指定業者をお願いしております。他県

の業者を入れるということとはございません。

○佐藤森林経営課長 県が発注します関係は、今、自然環境課長が申したとおりでございますけれども、一般に、この山を売りたいということで伐採の入札をかけるときには、純経済的な行為ですので県は関与できない面もございます。ひょっとしたらそういうところで県外の山買いの方が入っているという状況かもしれません。そこはうちのほうは把握しておりません。

○岩下委員 結局は、民間の山を入札でいろいろやるということですかね。宮崎県の南部ですけども、東北地方から入札でとって、とても勝負にならんという状況がありますので、機会がありましたら、地元活用という点で地元林業者をお願いしたいというぐあいに、要望でお願いいたします。

○山内環境森林課長 先ほどの林業公社の貸付金の件で少し補足をさせていただきたいと思っております。現在、平成19年度に経営計画を立てまして、委員おっしゃるように80年後と。ただ、そうは言いましても、経営計画自体は10年でとりあえずつくっています。5年ごとに検証するというので計画しておりますけれども、最近、非常に木材価格が低迷をしておりますして、貸付金自体は計画どおり実施していただいているんですけれども、そのときに見込んだ収支が計画どおりにいっていない状況であります。わかりやすく言うと、回転資金、運転資金が少し厳しいんじゃないかというような状況、可能性を危惧しております。そういうことで、現在、その経営計画自体は少し前倒して見直しをすべきではないかと考えております。以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

---

午後1時3分再開

○田口委員長 ただいまより委員会を再開いたします。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○山内環境森林課長 それでは、報告事項、常任委員会資料の21ページをお願いいたします。

まず、1の平成22年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてであります。これは、平成22年度の議会において承認をいただきました繰越事業につきまして繰越額が確定いたしましたので、今回報告を行うものであります。表の一番上の環境管理課の大気保全事業、その下の自然環境課の7つの事業、森林経営課9事業、22ページになりますが、上段の山村・木材振興課の2事業の合わせて、合計の欄ですが、19事業、179カ所、37億8,885万6,000円の繰越額となったところであります。

続きまして、同じ22ページ中段の平成22年度宮崎県事故繰越し繰越計算書についてであります。環境森林課の県営林機能強化促進事業につきまして、新燃岳噴火により工事が中断し、事故繰越しとなったもので、繰越額は1カ所の3,485万2,000円であります。なお、本事業は6月10日に完了しております。

繰越明許費及び事故繰越しの説明は以上であります。

○田口委員長 報告事項に関する執行部の説明が終了いたしました。

報告事項についての質疑はございませんか。

○坂口委員 まず説明からですけど、明許繰越、事故繰越し、1年、2年の違いというのが、こちらのところの使い分けになるのが現実かなと思うんですけど、その定義の説明を。

○山内環境森林課長 繰越明許費、事故繰越し

の定義でございますけれども、これは地方自治法繰越明許費のところから引用しております。

まず基本的に単年度予算なので、歳出予算を翌年度に使えるようにするためには、繰越明許費というのは、あらかじめ承認を得て翌年度に繰り越して使用することができるというのが繰越明許費であります。あらかじめ議会の承認を得て翌年度に使うということです。それから事故繰越しは、避けがたい事故のために年度内に支出が終わらなかったもの、議会が開会中で提案するいとまがなかったとか、それ以後に事故が起こって年度内に支出が終わらないものを翌年度に繰り越した場合は事故繰越し。ただ、事故繰越しについては、一たん明許で繰り越したものを翌年度に繰り越す、さらに繰り越すというときにもやっぱり事故繰越しという表現をしております。以上です。

○坂口委員 ほとんどが明許までで終わるのが当たり前で、事故となると例外的で、やむを得ない事情ということになるんでしょうけど、テクニク的に使われる。それはそれでいたし方ないかなと思うんです。

問題は、入札制度が変わって総合評価になったということが一つあるんですけど、ここに現場代理人を出しますよね。現場の担当というんでしょうか技術者。その技術者の点数が総合評価の中で評価されての入札になっていくじゃないですか。受注者側としては、最初これが予定されて半年なり1年の工期の中で、うちの何点持っているナンバー1を出してこう、ナンバー2を出してこう。そしてこれが何月には工事が終わるから、次の入札の際にこの社員を有効に使おうという、一応経営上の計画があると思うんです。そこで、明許なり事故なりで繰り越されたときに、いたし方ない事情、発注者でも受

注者の責任でもなくて、いたし方ない事情があるときに繰り越していくとなると、その点数持ちの人が使えなくなる。例えば、その後予定していた、何年何月にこの工事が終わって、その次は入札に参加して行って受注を目指そうというときに、それがエントリーできないということが出てきますよね。特に明許繰越についてなんですけれども、今年度予算をとって繰り越さざるを得ないようなものについては——本来なら予算1円でも欲しいですよ。でも、今までとちょっと違ってきたんだということを熟慮していかないと、誤算が出てくるんじゃないかというのの一つ。

それから、だんだん公共事業とか、個人の権利とか責任を問われることが厳しくなってきたときに、現場の安全管理というのが要ると思うんです。この林道についてはことしの10月末までに工事が終わりますとなって、それを来年の6月までに延ばしましたというときに、その間、そこは片側通行でも通さざるを得ない。そこで事故が起こったときに、明許繰越の中に安全管理のための現場管理費というものがあえて契約変更で相手方に支払われるなら、ここには防護フェンスを置きなさい、人を張りつけなさい、どうしなさい、そして公衆災害を防止しなさいというような指示書が切られてお金が支払われていくならまだしもだ思うんです。ただ、工期が延ばされました。事故があったらだれの責任か、発注者側なのか受注者側なのかということもあいまい。まして、そこで1人現場代理人が塩漬けにされて、次のときに——高い給料出して、自分ところで教育をして、いい点数を持っているんです。80点、85点、90点というような点数を取れるようなのを塩漬けしておかざるを得ないということで、今、とにかく競争の激化

で経費が出ない中でなかなか大変だと思うんです。だから、ここらに対して、本当にあるべき繰り越し、いたし方ないもののみを繰り越しているという姿勢での発注に努められているかどうかというのが気になるんですけど、そこらは感覚的に変わりましたか。

○森自然環境課長 委員おっしゃるように、総合評価落札方式になりまして、企業の技術力、それから現場代理人の技術力、高く評価されて、それが入札に反映されるという評価になってまいりまして、我々としても、技術者はできるだけ早く現場から離れて次の現場に行くということが、企業努力として十分重要なことだと認識しております。先ほどおっしゃったように、林道事業にしても治山事業についても、安易な繰り越しはしないという前提で繰り越しをさせていただいています。具体的には、治山事業の中では、工法の検討に要するというふうに書いておりますけれども、地すべり、山腹崩壊等々があるところは地質がもろいものですから、そこに治山施設を入れる、床堀りをする。やってみると地質が軟弱で置き換えをしなければいけないとか、どうしても手間取り、それから工法の検討等々に時間を要しているというのが現状でございます。

それから県単事業につきましては、1月、2月の経済緊急対策のもので、発注に当たっても当初から工期が不足しているようなものもございます。ただ、現在、6月末の進捗で箇所ベースでは37%が完了しておりますので、なるべく早く前倒しで完了させていきたいと思っております。

それから安全対策費の面についても、これは業者の方とも十分相談しなきゃいけない部分ですけれども、予算が限られて繰越額というのが

限られていますので、その中で泳ぐしかないということですが、できるだけその辺についても今後検討していきたいと思っています。

**○坂口委員** 特に林務の場合は、切ってみてその地質なりを見て、それから設計をさらにやっていくという、県土整備部の工事と違った性格だから、繰り越しなんか工法の検討で出てくると。その中で37%と言われたですか、それは努力されている数字と理解すべきかなと思うんです。

その後の安全管理ですけど、一たん工事が始まる、看板を立てて現場事務所を置いて。今度は完成するまで受注者側は責任が出てくるわけです。その間の安全管理は、間違いなく受注者側で、労働災害だろうと公衆災害だろうと責任を問われると思うんです。そこで、工法の検討なりいろんな調整事なり、発注者側の責任において工事をとめて、一たん工事を休んでくれないかということになる。次にまた工事を進めてくれという指示を出すまでの間が、1週間、10日、あるいは数カ月に及ぶ場合もあるわけですが、ここで安全管理のためのものという経費が現場で間違いなく要しているということと、それから代理人のように、先ほどのように人件費が大きく要しているということ。こういうものはとめた側の責任でしっかり責任持ちなさいよということでの契約は、約束事はちゃんと基本になっていると思うんです。それが共通歩掛かり、標準歩掛かりの中にちゃんとうたわれていて、発注者側の都合によって工事を一時中止するときは、一時中止の指示書を出して、その間、最低限必要な現場管理のための指示をなさいます。だから代理人は要らないよ、機械は持っていっていいよ、何はどうやっていいよというのを、一たん指示しなきゃだめになっているん

です。それを撤去したりするための経費も設計変更しなさいとなっているわけです。何月何日から現場に入ってくれ、機械を持ってくる、人を張りつける、場合によってはクローラクレーンなんていうのは分解、組み立てまでやらんらん。そのための経費もしっかり支払いしなさいというのが、これはバイブルにあるわけです。共通歩掛書の中の第10章か11章にあります。そういったものが、さっき言われたように1つの事業費の中でじゃないと設計変更できないからという理屈は合わないと思うんです。その経費はしっかり出せると思うんです。またそういったものを出していかないと、さっき言いましたようにぎりぎりの勝負をやっているんです。工期が1日でも延びたら、その分は経費からとてもしゃないけど捻出できないような受注の仕方をやっているんです。そこが違ってきているのをぜひ頭に置いて、今の安全管理とか工期の延伸というのと、あるべき姿での甲乙対等の契約をやってほしい。それは僕は業者のために言っているんじゃないんです。そういったしっかりしたい仕事をできる業者が、次の仕事もいい仕事をやって、そして県民にいい公共資本を提供してほしいという、納税者の立場からも、正規の契約をしっかりと担保してあげるべきだという気がするものですから、ぜひここは一層心がけてほしいということで、これは要望で終わっておきます。

**○中野委員** 関連ですけど、前年度公共工事等で補正減の金額がわかれば。大体。

**○山内環境森林課長** 委員、申しわけないんですけど、今すぐはわからないようです。

**○田口委員長** 後で報告いただくようにいたしまして、ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○山内環境森林課長 それでは、その他の報告事項、まず、別途配付をしております1枚紙で、真ん中に「平成23年6月の大雨による山地等の被害状況について」というペーパーを御用意いただきたいと思っております。

6月7日以降の大雨によります山地等の被害状況についてであります。今回の大雨では、6月21日現在の取りまとめ状況でありますけれども、上の表の計の欄にありますように、9市町村、34カ所、3億990万円の被害が発生しております。その内訳は、表の区分の一番上、山地災害が、日南市など5市町で、山腹崩壊などで24カ所の2億2,550万円の被害が、また林道施設災害では、小林市など4市町村において、林道のり面の崩壊など8カ所、8,240万円の被害が発生しております。今後は、まずは被害の早期把握に努めてまいりたいと考えております。被害状況につきましては以上であります。

続きまして、常任委員会資料23ページをお開きいただきたいと思っております。「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」の一部改正についてであります。

本条例は、現在、地球温暖化防止対策の推進を図るため、一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者に対して、「温室効果ガスの排出抑制計画書」及び「状況報告書」の提出を義務づけております。今回、より多くの事業者において省エネ等の取り組みを進めていただくため、条例の一部見直しを行うものであります。

(1) 条例の改正の理由であります。1点目といたしまして、①にありますように、本県の温室効果ガスの排出量は、平成2年度と比較して、平成20年度で約42%削減されております

が、ことし3月に策定いたしました宮崎県環境計画では、平成32年度までに52%削減するとの目標を掲げておまして、この目標を達成するために取り組みの強化が必要であること。2点目といたしまして、左側の図1にお示ししておりますように、本県の二酸化炭素総排出量のうち、産業部門46.8%、業務部門12.6%、運輸部門のうちマイカーを含む排出量22.9%、そのうちマイカーは約10%と言われております。これらの合計である約7割が事業活動に伴うものであります。中でも、右側のほうの図2にお示ししておりますように、基準年に比べて排出量の増加が著しい業務部門や、減少傾向にあるものの、基準年に比べて依然として排出量がふえている運輸部門に対して取り組みの強化が必要であると考えております。

次に、(2)の条例改正の方向性であります。対象事業者の拡大等、ごらんの4点を掲げております。これは5月の予算の関係で御説明をしたところですので、省きます。

次に、(3)の検討すべき主な課題であります。①の対象となる事業者の基準、②の「計画書」等の記載事項や公表内容、③の目標達成する手段として活用を認める環境価値の種類などにつきまして、具体的に検討しているところであります。

(4)の改正のスケジュールであります。去る3月に環境審議会に諮問をしますとともに、条例改正検討専門部会を設置したところであります。ことし4月から6月にかけて、関係団体や事業者の皆様への概要説明や県内8会場における事前説明会を開催し、御意見をいただいていたところであります。

今後の予定であります。7月に専門部会での審議・検討を経た後、常任委員会への報告、

その後パブリックコメント、環境審議会を経て、11月の定例県議会で条例改正案を提出する予定であります。

説明は以上であります。

○福満みやぎきの森林づくり推進室長 続きまして、常任委員会資料の25ページをお開きください。2公の施設の指定管理者制度の第二期・第三期指定についてでございます。

環境森林部では、4つの公の施設について指定管理者制度を導入しておりますが、今年度で現在の指定期間の3年を終了することから、引き続き、4施設の指定管理者を募集することとしております。

初めに環境森林課関係の3施設につきまして御説明し、1施設を森林経営課から御説明いたします。4施設ありますので、2つ目以降の施設につきましては重複部分を省略させていただきますので、御了解いただきたいと思います。

まず、(1)の宮崎県川南遊学の森についてでございます。当施設は、川南町の北西部の村上地区にあり、自然体験のできる森林23ヘクタールと林間歩道や展望施設、トイレ等で構成されております。

まず、①の第一期の管理運営実績についての、ア指定管理業務の概要であります。子供たちの森林環境教育の実践の場を提供することを目的としております。第一期の指定管理者は、社団法人宮崎県緑化推進機構であります。

イの施設利用状況につきましては、表の中ほど、平成21年度の利用者は前年度を上回りましたが、22年度は、口蹄疫の影響から主催事業の回数が減り、前年の3分の2まで減少しております。

ウの施設収支状況につきましては、収入は指定管理料のみで、施設の管理運営及び研修経費

に充当しております。

次に、エの管理運営状況であります。指定管理者制度を初めて導入し、参加者へのアンケートはもとより、マスコミによる広報や、指定管理者が事務局であるボランティア協会を通じて各団体へチラシ配布するなど、利用者の利便性やサービス向上、利用者の増に取り組んでおります。

オの評価であります。昨年度は口蹄疫の影響等に伴い参加者数が減少しておりますが、アンケート調査に基づく県民ニーズに対応した講座内容などの対応により、利用者満足度調査において良好な評価を得るとともに、参加者の安全確保等の管理運営がなされております。

次に、26ページをごらんください。②の第二期の募集要領(案)についてであります。アの業務の範囲等は第一期と変更はございませんが、施設の利用及び維持保全に関する業務と森林環境教育の実践に関する業務であります。

イの指定期間につきましては、第一期と同じく3年間で、ほかの3施設も同じであります。

ウの基準価格につきましては年額610万4,000円とし、第一期の基準価格や管理運営費の実績等を踏まえて積算しております。

エの利用料金につきましては、施設の利用料を徴収しておりませんので設定しておりません。

オの募集につきましては、7月8日から9月9日までを募集期間とし、県の公報やホームページ、新聞等を利用して広報するとともに、応募予定者には現地での募集説明会等を予定しております。

カの応募資格につきましては、第一期と同様に、県内に事業所等を有し、一番下の丸にあります。当該施設の管理運営業務仕様書に掲げる免許等を有するなど、契約を着実に履行できる

能力を有する団体であること等を要件としております。

次に、27ページをお開きください。キの選定に当たりましては、括弧にありますように、ほかの3施設も含め施設の事業目的や内容が類似しておりますことから、効率的な運営を図るため、部内で1つの選定委員会を設置しております。選定方法は、1番目の丸にありますように、事務局による書類審査（一次審査）の後、選定委員会において応募者に対するヒアリングを実施し最終審査を行います。選定委員会は、2番目の丸の表にありますように、遠山税理士を委員長として、外部委員3名、部内委員2名の5名構成となっております。

クの選定基準・審査項目・配点につきましては、左の表の欄にあります「住民の平等な利用の確保」など5つの選定基準ごとに、右の「施設の管理運営の基本方針」等の審査項目を設け、右端の欄の配点に基づき評価することとしております。今回、行政経営課の指導に基づきまして、新たな審査項目として、中ほどの「経費の縮減等」の2段目「業務遂行のための適切な経費の積算」を追加し、過度な人件費抑制等による過当競争に偏らないよう審査対象に加えております。また、下の欄外にありますように、サービスの質や適正な管理運営を確保するため、前期と同様、採点の最低基準点を設定しております。

28ページをごらんください。ケのリスク管理、責任分担につきましては、「消耗品の購入」などの項目ごとに県と指定管理者の負担区分をあらかじめ明確化しております。

最後に、③のスケジュールについてであります。6月8日に第1回目の選定委員会を開催し、第二期の募集要領等の検討を行っております。

今後の予定としましては、2カ月間の募集期間の後、応募者から提出された書類の一次審査を経て、10月上旬に第2回目の選定委員会を開催し、応募者のヒアリングをもとに指定管理者候補者を選定いたします。そして11月議会において指定管理者指定の議案を提出させていただき、議決後、指定管理者が指定されることとなります。その後、24年の3月までに業務の引き継ぎが行われ、4月1日付で第二期指定管理者と協定を締結いたします。

続きまして、29ページをお開きください。(2)の宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森についてであります。

当施設は、小林市と高原町にまたがっており、県民ふれあいの森306ヘクタールとオートキャンプ場4ヘクタールで構成されております。

まず、①の第二期の管理運営実績についての、ア指定管理業務の概要であります。当施設は、県民の森林レクリエーションなどの場を提供することを目的としており、指定管理者は社団法人宮崎県林業協会となっております。

イの施設利用状況につきましては、利用者は平成21年度は過去最高となりましたが、22年度は、口蹄疫などの影響から前年度の約75%まで減少しております。

ウの施設収支状況であります。収入は、指定管理料のほかオートキャンプ場の利用料金があり、施設の管理運営及び研修経費に充当しております。収支は、口蹄疫などの影響から減収減益となった平成22年度を除き黒字となっております。

次に、エの管理運営状況であります。施設利用時間の延長や利用料金の値下げ、インターネット予約、主催事業の充実、利用者からの苦情への的確な対応など、利用者の利便性やサービス

向上、利用者増に取り組んでおります。

オの評価であります。施設利用時間の延長や利用料金の値下げなど、利用者の利便性やサービスの向上に加え、主催事業の研修内容等の充実を図った結果、利用者満足度調査において良好な評価を得ております。また、オートキャンプ場の利用料金収入につきましては、平成22年度は新燃岳の影響により県の設定額に達しなかったものの、平成21年度は、通年営業等の努力により利用者数、利用料金収入とも過去最高となっております。

次に、30ページをごらんください。②の第三期募集要領（案）についてであります。川南遊学の森とほぼ同じ内容でありますので、異なっている部分についてのみ御説明いたします。

アの業務の範囲等の上から3番目の丸をごらんください。森林・林業に関する知識習得や自然との触れ合いのための研修に関する業務を行うこととしております。

ウの基準価格につきましては年額2,717万円、エの利用料金は年額1,849万円に設定しております。

カの応募資格の下から2番目の丸をごらんください。無料施設部分と有料のオートキャンプ場を一体的並びに適切で安全に管理運営するための総括責任者の常勤を条件にしております。

次に、31ページをお開きください。中ほどのク選定基準・審査項目・配点につきましては、当施設が利用料金制を採用しておりますことから、経費の縮減等の配点を多くしたところがあります。

続きまして、33ページをお開きください。(3)の諸県有林共に学ぶ森についてであります。

当施設は、宮崎市高岡町にあり、多目的管理棟、林道等で構成されております。

まず、①の第二期の管理運営実績についての、ア指定管理業務の概要にありますように、森林との触れ合いの場を提供することなどを目的としております。指定管理者は、社団法人宮崎県林業協会となっております。

イの施設利用状況につきましては、参加者は年々減少してきておりますが、制度導入前、平成17年度の270名の約1.5倍以上を維持しております。

ウの施設収支状況につきましては、ほとんど指定管理料のみで、施設の管理運営及び研修経費に充当しております。

次に、エの管理運営状況につきましては、主催事業参加者へのアンケートの実施やホームページのリニューアル、マスコミを活用したPRの強化や教育機関等へのチラシの配布など、利用者の利便性やサービス向上、利用者増に取り組んでおります。

オの評価につきましては、県民ニーズを取り入れた研修の実施等により、満足度調査で良好な評価が得られておりますが、各年度の収支決算がマイナスとなっているため、業務内容の効率化を図る必要がございます。

次に、34ページをごらんください。②の第三期の募集要領（案）についてであります。ウの基準価格は年額234万3,000円となっております。

その他につきましては、さきの2施設とほぼ同じ内容でありますので、省略させていただきます。

環境森林課からは以上であります。

○佐藤森林経営課長 続きまして、森林経営課が所管いたします、宮崎県林業技術センター内にごございます「森とのふれあい施設」について御説明申し上げます。

資料につきましては37ページをお願いしたいと思います。当施設は、美郷町西郷区にあります森林技術センター内に設置されておりまして、森の科学館、研修寮、森林植物園、体験の森等で構成されておるところでございます。

まず、①の第二期の管理運営実績についてでありますけれども、アの指定管理業務の概要につきましては、当施設は、県民に対する林業に関する知識及び技術の習得、並びに森との触れ合いの場を提供すること等を目的としておりまして、現在の指定管理者は社団法人宮崎県林業協会となっております。

イの施設利用状況につきましては、全体といたしましてはほぼ横ばいですが、研修寮だけを見ますと増加しております。

ウの施設収支状況でありますけれども、平成21年度及び22年度とも若干の赤字となっております。

エの管理運営状況につきましては、利用者の利便性やサービス向上、主催研修や自主研修等の内容充実、ホームページのリニューアル、積極的な広報活動に取り組んでいるところでございます。

オの評価でございますけれども、主催研修の実施回数を増加させており、自主研修プログラムの充実なども図られていますことから、利用者アンケートの結果から見ましても、「研修内容がよい」などと高い評価が得られておりまして、リピーターも多くなっているところでございます。

次に、38ページをごらんください。②の第三期の募集要領（案）についてでございます。アの業務の範囲につきましては第二期と変更ありませんけれども、イの指定期間につきましては、来年度、24年度から27年度までの3カ年として

おります。

ウの基準価格でございますが、年額2,299万3,000円であります。

エの利用料金でありますけれども、指定管理者にインセンティブを与えますとともに、施設の利用者をふやし、広く県民に開かれた施設とするため、第三期から利用料金制度を導入したいと考えております。利用料金につきましては、関係の条例であります「公の施設に関する条例」の改正に関する議会の議決を得て施行することが条件となっております。募集につきましては、条件をつけた上で募集を行わせていただきたいと思いますと思っております。

カの応募資格以下の募集要領の内容やスケジュールにつきましては、先ほど説明がありました3施設とほぼ同じ内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○橋本環境管理課長 それでは、環境管理課から3つの項目につきまして御報告させていただきます。

常任委員会資料の41ページをお開きください。平成22年度「大気及び水質の測定結果」等についてであります。

大気や水質等につきましては、法律に基づきまして毎年計画的に測定を行っております。平成22年度の結果につきましては、これまで同様、一部におきまして環境基準等を達成していない地点や項目がございましたが、おおむね良好な状況となっております。本日は、その中で環境基準を達成していないものを中心に御説明したいと思います。

まず、(2)大気の測定結果についてであります。恐れ入りますが、44ページをお開きください。黒い四角のところが大気の測定局でござい

ます。19カ所ございます。ここにおきまして大気の測定を行っているところでございます。

また41ページに戻っていただきまして、表1をごらんください。大気汚染常時監視につきましては、二酸化硫黄等主要項目はすべての測定局において環境基準を達成しておりますが、光化学オキシダントにつきましては、すべての測定局で基準を達成しておらず、また、浮遊粒子状物質につきましても、新燃岳の噴火により基準を超えた日がございました。なお、光化学オキシダントにつきましては、中国等の大気汚染の影響も考えられておりますが、明確な原因はわかっておりません。

次に、42ページ、(3)水質の測定結果についてであります。①の公共用水域についてでございます。恐れ入ります、次は45ページをごらんください。白い丸がつけてございますが、これが水質の主な測定地点でございます。また42ページにお戻りいただきまして、表3をごらんください。健康項目につきましては、砒素が土呂久川等で環境基準を達成しておりませんでした。これは土質に由来するものでございますが、これらの水域につきましては、水の利用状況等から人の健康への影響がないことが確認されております。また、生活環境項目では、BODが沖田川下流等で基準を達成しておりませんでした。

次に、②の地下水の測定結果についてであります。次の43ページの表4をごらんください。概況調査におきまして、2本の井戸で硝酸性窒素が環境基準を達成しておりませんでした。また、モニタリング調査におきましては、砒素等について基準を達成していない地点がありました。

次に、(4)のダイオキシン類の調査結果についてであります。表5をごらんください。環境

調査及び発生源立入検査につきましては、すべての地点や施設で基準を達成しておりました。また、発生源自主検査におきましては、廃棄物焼却炉1施設で基準を超えておりましたが、自主改善後の測定により改善が確認されております。

今後も引き続き監視を行いますとともに、事業場等への指導を適切に行うなど、良好な大気・水質の保全に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、資料の46ページをお開きください。口蹄疫に係る埋却地周辺の水質調査についてであります。

まず、右側47ページで調査の概要について御説明いたします。図にありますとおり調査は2つございます。上のほう、1の定期モニタリング調査であります。地下水の状況を定期的に把握するためのもので、定点井戸等で3カ月に1回程度、pHや臭気などについて調査を行います。また、下の2の水質異常時の詳細調査につきましては、モニタリング調査において異常があった場合などに原因や異常の範囲等を把握するためのもので、異常発生井戸及び周辺井戸等を対象とし、検査の項目や回数をふやして行います。

46ページにお戻りいただきまして、現在の調査の状況についてでございます。(1)のモニタリング調査につきましては、現在、293地点におきまして実施しておりますが、よりの確に地下水の状況を把握するため、地点や回数につきましては状況に応じて見直しを行っているところでございます。

次に、(2)の詳細調査につきましては、表にありますとおり、都農町と川南町におきましてそれぞれ1カ所、埋却地の影響と考えられるに

おいなどが確認され、現在、調査を行っているところでございます。経緯・経過等の欄にありますとおり、これまでの調査では、どちらも周辺井戸には異常は確認されておりません。また、表の下、米印にありますように、この2カ所につきましては飲み水としては利用されておりません。

なお、(3)にありますとおり、周辺住民へは状況を説明いたしますとともに、井戸等においておいなどがあった場合はすぐに連絡をいただくようお願いしているところでございます。

続きまして、海水浴場における放射能濃度の調査についてであります。資料といたしましては別紙として1枚紙を御用意しております。そちらをごらんください。

福島第一原子力発電所の事故に伴いまして、主な海水浴場14カ所におきまして、6月14日から放射性のヨウ素やセシウムにつきまして濃度の調査を行っております。調査結果につきましては、表にありますとおり、これまでのところ放射性物質は検出されておりません。また、資料にはございませんが、表の下から4つ目、5つ目、高鍋海水浴場、高松海水浴場につきましては、6月21日に行いました調査の結果がけさほど出たところございまして、この2つの海水浴場ともすべての項目について検出はされておりません。

なお、参考といたしまして、裏面のほうに調査を行っております海水浴場の透明度や大腸菌など水質調査の結果を載せております。すべての海水浴場におきまして最高ランクの水質AAというふうに評価されているところでございます。

環境管理課からの説明は以上でございます。  
○水垂山村・木材振興課長 乾しいたけ品評会

等について御報告いたします。

資料の48ページをお願いいたします。初めに、(1)の第56回宮崎県乾しいたけ品評会についてでございます。乾しいたけは山村地域における主要な作物でございまして、貴重な収入源であるとともに、中山間地域の振興に大きく貢献してきております。このような中、乾しいたけ生産者の生産意欲の高揚と品質の向上を図ることを目的としまして、昭和31年から毎年品評会を開催しております。本年度は、去る4月13日に箱物を、5月25日に袋物を審査いたしました。

②の表にありますとおり、品評会には県内全域から、箱物で171点、袋物で413点の合計584点の出品があり、その中から優等など166点の入賞品を決定し、さらに個人の部と団体の部について特別賞を決定いたしました。

その結果、③の表にありますとおり、アの個人の部では、農林水産大臣賞を1点、林野庁長官賞を計6点、知事賞を2点それぞれ決定いたしました。また、イの団体の部では、優勝は五ヶ瀬町、準優勝は椎葉村、第3位諸塚村を決定したところでございます。

右側上段の写真、④が上位入賞品、⑤が審査会の状況でございます。

次に、(2)の第2回宮崎県乾しいたけ生産者大会についてでございます。本大会は、生産技術の向上を図ることを目的に昨年度から開催しております。本年度は9月2日に高千穂町で開催することとしており、ただいま説明いたしました品評会の入賞品の展示や入賞者の表彰を初め、記念講演や生産現場での研修会等を予定しております。

最後に、(3)の本県におけるシイタケの生産状況等でございます。平成21年次の県内の乾しいたけ生産量は614トンで、大分県に次いで全国

第2位の生産量となっております。近年は、消費者の食の安全・安心への関心の高まりなどから、価格についても高値で推移してきております。

説明は以上でございます。

○田口委員長 その他の報告事項に関する執行部の説明が終了いたしました。

その他の報告事項についての質疑はございませんか。

○福田委員 その他の報告事項の件で御説明いただきましたが、指定管理者制度の問題です。もう定着した感があります。各部局とも同じような傾向を見るんですが、指定管理者になっておられる企業、団体というのは県とのかかわり合いの深い団体が多いということ、またそこに県庁OB等もおられると思います。この指定管理者の要件を満たす企業というのが県内にはそうたくさんいないと私は見るんですが、いろんな項目ごとの指定管理者制度に応募された企業数はどんなものでしょうか。ここに列举されています業務の。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 環境森林部で管理しておりますのは4施設になりますけれども、この応募につきましては、今のところ、第一期・二期につきましては1者だけとなっております。ひなもり台につきましては、第一期の平成18年度の募集のときには2者応募があったということでございます。

○福田委員 当初から余り変わっていないと思うんです。指定管理者制度の公募制度というのは見た目には非常にいいんですが、内容的には外郭団体に近いものがやっておられる。しかしこれは、立派な仕事をすれば問題はないと考えておりますが、その指定管理者になられた団体に県庁のOBはどれくらい、第二の就職と申し

ますか、在籍しておられるんでしょうか。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 当該施設の指定管理者が宮崎県林業協会と県の緑化推進機構になります。林業協会のほうが、県のOBが常務と総務課長として2名おります。そして県の派遣職員として1名おります。そして県の緑化推進機構につきましては、県のOB職員が1名と県の派遣職員が1名ということになってございます。

○福田委員 実質は県庁の別働隊が指定管理者になる傾向で、仕事が立派であれば私は問題はないと考えるんです。しかし、公募制度をとる以上、いつの時点かはそこに競合する応募者があらわれてくる。現時点では即業務を受ける体制を持っている企業というのは県内にほぼありませんからないと思いますが、そうなった場合、外郭団体、県のかかわりの深い団体の経営にも、もし指定管理者を外れた場合は影響が出ると考えるんですが、その辺はどう考えておられますか。

それと、現時点において黒字が出ている業務だけではないようではありますが、これを外れた場合に当該団体の運営は問題ないのか、その辺もちょっとお聞きしたい。

○福満みやざきの森林づくり推進室長 現時点で、林業協会等がこの4施設のうちの3施設を指定管理者として管理しておりますけれども、指定管理者制度ということで、一定の競争性が確保されてサービスの向上等につながったということは事実でございます。実際の運営につきましては、現在のところほぼ収支的にはほとんどで推移している状況でございます。緑化推進機構につきましても、同じように収支的にはほぼほとんどということになっていってございます。

林業協会の場合につきましては、3施設の指

定管理料等を合計しますとかなりの事業費、金額になりますので、全くとれないということになれば、かなり厳しい面も出てくる可能性はございますけれども、現在のところでの運営状況では、利用料収入を含めて運営していつている状況でございますので、何とかなっていく状況もあるのかなと思っております。

緑化推進機構につきましては、緑の募金法に基づく緑の募金の管理団体ということで、募金事業のほうは4,000万というような事業でやってございますので、指定管理料の規模から申しますとさほど影響はないのではないかと考えております。

○**福田委員** 安心をいたしました。もし指定管理者制度等から外れますと、そこに雇用されている皆さん方の職場も不安定になるわけですから、ぜひ立派な仕事をしてもらうように、特に県との関係の深い団体ばかりでございますから、よろしく御指導をお願いしておきたいと思っております。

もう一つ、乾しいたけの品評会についての御説明をいただきましたが、現在614トン、それでランキングの数字がひとり歩きするんですね。大分県が1位で宮崎県が第2位というのはずっと過去同じでございます。しかし、私は何回もお聞きしましたが、生産金額というのは激減をしているんです。だから、614トンで、価格が回復をしましたからかなり改善はしていますが、販売金額では幾らあるんだということは資料に示してほしいと思うんです。中山間地の重要な所得源には間違いありませんが、私どもが以前記憶しております数字からしますと非常に小さい数字でありますから、やればやるように、自然食に対する見直しが出ているのは今です。本腰を入れてやるということが必要

ではないかと考えますが、その辺の近況をお聞きしたい。この数字から。

○**水垂山村・木材振興課長** ここに示しておりますのは、平成21年次の生産量614トンでございます。農水省の大臣官房統計部が整理した数字でございますが、本県は、614トンに見合う産出額が24億3,000万円という数字になっております。

ただいま委員のほうからありましたが、本県では乾しいたけがメインではございますけれども、乾しいたけ、生シイタケ、どちらも貴重な収入源であるということから、重点的に生産拡大等に取り組んでいるところでございます。

○**福田委員** 乾しいたけのピーク時からするとどれくらいの比率になるんでしょうか。

○**水垂山村・木材振興課長** 生産量及び産出額、手元にあるのは近年のものだけでございまして、もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

○**福田委員** 結構ですが。

それと、乾と生の原木の比率。

○**水垂山村・木材振興課長** 乾しいたけはほとんど原木シイタケ、原木による栽培でございます。生シイタケはその9割が菌床栽培によるものでございます。原木は1割しかございません。

○**福田委員** 林務の仕事としては非常に大事な仕事であります。現時点では中山間地域の農林家の減少と相まちまして、当時のような意気込みがないと見るんです。関係者を見ていただいて。ぜひもう一回、宮崎県にある貴重な、中山間地域あるいは平場でもできますよね、原木栽培。原木の生シイタケ、菌床じゃありませんよ。原木の生に対する需要が非常に今多いようでありますから、宮崎県は特に広葉樹、シイタケに使える生木の生産ができる場所ありますから、その辺もあわせて取り組みを強めてほしい

など。この数字を見て——販売金額で従前の恐らく10分の1ぐらいになっていると思いますが——考えるわけでありまして、要望しておきたいと思います。以上です。

○水垂山村・木材振興課長 乾しいたけの本県の生産量でございます。近年は4,000トン前後で推移してございますが、昭和55年は1,983トン生産していた時期がございます。

○中野委員 ちょっと教えてください。23ページ、温室効果ガスの排出量41.8%とか、目標を32年に52%とか設定されておりますけど、例えば、鳩山さんがさらなる25%削減、あれでかなり経済界とか、排出権の売り買いの問題、新興国、後進国の問題、いろいろ数字については出ているんですけど、41%は国の基準ですか、県独自で決める話ですか。

○山内環境森林課長 この41%というのは宮崎県の数字でございます。国のほうは、言われております25%削減、それに相当するのは本県では52%として目標を定めております。ただ、本県は全国と比べて特殊な動きをしておりまして、実は平成2年を基準年としているんですけども、当時、旭化成が温室効果ガスをかなり大量に排出しておりまして、その後、製造過程の変更により大きく下がったんです。それで、平成2年と比較するとこんなに大きい、国が25%なのに何で52%なのかというような結果に実はなっております。そうすると比較が非常にしにくいんですけども、現在既に41.8%下がっていますよというのがこの速報値の値であります。ですから、逆に言うと、41から50、約10%下がりますという目標値を定めているんですけども、国の25%に比較すれば——というふうに考えていただければ結構だと思います。

○中野委員 県で条例つくるというのは、例え

ば対象となる企業なんか国とダブらんとですか。別につくる必要がある——必要があるからつくるんだらうけど、国の省令とかとはどんげなるわけですか。

○山内環境森林課長 委員おっしゃるのは、法律的には省エネ法というのがございまして、省エネ法で県内の企業も報告をしている部分があります。ただ、省エネ法は日本全体を一つのものとして見ております。旭化成を例にとりまして、宮崎に工場があり大分に工場がある。それは1つとして出ていく。そうすると宮崎県全体の旭化成の量というのがわからないということになります。それで、本県内の排出量を報告していただくと思っております。ただ、委員おっしゃるように省エネ法とのダブリ感がございしますので、できるだけ簡便な方法というんでしょうか、どうしてもそこには一定の事務量は発生をするんですけども、そこをある程度軽減できるような方策を、事業者の意見も聞きながら検討してまいりたいと考えております。

○中野委員 ゆっくり聞かせてもらいますけど。

1つだけ代表して、指定管理業務について、29ページのひなもり、これが一番大きいんですが、もともと指定管理者というのは、いかに公費削減するかというのが一つの大きな目標。そして削減していかにサービスをよくするかとか。ひなもりだけは、4～5年前かな、県の繰出金8,000万ぐらいだったと思うんです。これで見ると指定管理料というのが入っているじゃないですか。県が幾らここに運営するために支出しているのか。県の繰入金とか全然出ていないから、そこ辺説明してください。

○福満みやぎの森林づくり推進室長 委員の御要望の施設の収支状況を見ていただきたいと思うんですけども、21年度で御説明いたしま

すと、収入が4,758万円となっております。この内数ですが、指定管理料が2,644万2,000円、これが県の支出として出ていく指定管理料になります。うち利用料金とある2,094万円がオートキャンプ場の利用料金の収入でございます。それとイベント参加料というのが若干ございますけれども、それを合わせて4,758万円というのが収入ということで、その下に支出（b）とございますように、その収入全体でもってこの運営に当たっていることとなります。

○中野委員 県の手出しというのはこの差でいいわけですか。

○福満みやざきの<sup>もり</sup>森林づくり推進室長 繰り返しになりますけれども、指定管理料となります2,644万2,000円、これが県の手出しということになります。

○押川委員 23ページの関連ですけれども、先ほど中野委員からもあったんですが、3月に条例改正の検討専門部会が設置されたということでもありますけれども、こういった方々が入っておられて、何人でしょうか。

○山内環境森林課長 専門部会の委員は6名で構成をされております。大学教授が2名、市町村代表、行政としてお1人、団体・企業としてお2人、NPOからお1人の6名で構成をされております。

○押川委員 そして、4月から概要説明、あるいは個別事業者への事前説明会ということで入っていて、4月のときの資料でもあったんですが、現行の条例の対象となっている大規模工場等の産業部門にあわせて、今回プラスということで、コンビニエンスストアあたりの業務部門、トラックやバスの運輸部門も入ることとなりますけれども、こういった説明会をされた中で、この6名の方々の役割と参加された

方々の現状の意見あたりがもしあれば、聞かせていただくとありがたいと思います。

○山内環境森林課長 まず、説明会での御意見でございますけれども、先ほどちょっと御説明したように、「国に報告しないといけないのに県にも報告しないといけないのか」、逆に言うと、「今の状況として協力しないというわけではないんですけども、できるだけ軽減をしてほしい」という意見。それから、例えば、1つの指標、温室効果ガスをどれぐらい出していますかということを経済的に報告を求めるわけですが、でも、「主要エネルギーの量だけを出すと、その推移を見ると、どれぐらい営業として活動が活発だとかどうだとか見る人が見ればわかるんだ」というような御意見もございまして、ここで課題として掲げております、公表をどこまでできるのかというのは大きな一つの課題かなというふうに思っております。そういう御意見をいただいております。それから専門部会の役割でございますけれども、そういう御意見をいただいたものを全部集約して、専門部会、このケースでいきますと1回ぐらいしか開かないようなイメージになってしまっておりますけれども、まず、専門部会を開催するに当たりましては、今申し上げたような御意見を全部まとめて事前に御説明をして、できるだけ議論がその場で直できるように、効率的な専門部会の運営をしたいと考えております。以上です。

○押川委員 そういう流れを受けて、このスケジュールで見っていきますと、7月の常任委員会への報告ということになるわけですが、閉会中の委員会に提出をする。現状、7月までの分を出すということなんでしょうか。

○山内環境森林課長 この検討すべき主な課題、対象となる事業者の基準、それから「計画書」

「報告書」の記載事項、公表内容、環境価値の種類等について、一定の素案というものをお示しできたらと思っております。

○坂口委員 説明資料の43ページです。環境管理課長のところだったですね。ちょっと教えてほしいんですけど、一番上の表の調査の中で地下水です。まず新たな地点の調査というので、新たな地点を選定されますよね、どこをやるということ。それはどういったことに基づいて新たな調査地点を決められるのか。

○橋本環境管理課長 この概況調査につきましては、県内を5キロメートルのメッシュ、四角に切り取りまして、その中で順番に、毎年地域ごとに何カ所か選びましてやるという方法で行っているところでございます。

○坂口委員 特定の根拠がなくて順番的に、これまでここをやったから、この次はここというようなくあいに行っていく。まず場所はそれで新たな場所を決めていく。

○橋本環境管理課長 そのとおりでございます。

○坂口委員 その中で、まずこの測定結果ですけど、81の場所で2本の井戸から硝酸性窒素と亜硝酸性窒素が未達成だった、オーバーしていたということなんですが、場所はどこらになりますか。

○橋本環境管理課長 これは都城市でございませぬ。

○坂口委員 都城は随分前に、都城盆地の亜硝酸塩の改善事業を何年かやったことがあったと思ったんです。その後それがどうなったか全く把握していないんですけども、あれがどういう事業だったのかというのと、新たにまたメッシュで、やっていなかったところから出てきたのか、そこと重複したところに順番が行ってしまっただけの今回の未達成なのか。そこはどんなに

なっていますか、広がっているのかどうか。

○橋本環境管理課長 委員おっしゃる改善事業というのについては私、よく承知しておりませぬけれども、都城地域につきましては、委員おっしゃいましたように、以前から硝酸性窒素の濃度が高いということが言われております。都城市等におきましても独自に調査を行っているところでございますが、やはりその傾向は見られるようでございます。ただ、その低減を図るために、施肥などを適正に行うとか、畜産業におきましても排水等に注意を払っていただく、さらに、生活排水につきましても生活排水をきちんと処理をして排出していただく、このような取り組みを行っているところでございまして、まだそれらの結果はしっかりしたものはなかなか出ないところではございますが、大きく汚染が広がっているような状況は見られないということでございます。

○坂口委員 地域的に今までやっていなかったところから出たのか、それともまた新たにというところが一つ気になるというのと、あのころから特に畜産環境対策とか、言われたように下水道とか施肥のあり方、あるいは土地還元の堆肥でも完熟をして発酵させて戻していく、生堆肥を使わないということで、かなり改善策は講じられてきていると思うんです。その中で広がりつつあるのかというのが気になるのが一つ。

それと、「汚染されましたよ」「大変ですね」で終わっちゃもったいないと思うんです。だから、今後どうあるべきだということに結びつくためのモニタリングであってほしいのと、変化がどうなっているのか、質とか量とか範囲とか。都城盆地で亜硝酸塩あるいは硝酸塩の濃度が上がってきているということで心配するのは、直接的な被害で農作物への影響とかですよね。こ

れが毛細管現象で下に沈んでいたものが上に移動してきていないか。耕作する、実際物を植える部分まで上がってくる心配はないのかとか、そういったところまで見れるような調査であってほしい。責任の範囲を超えると思うんです。農政水産部の範囲だと思うんですけども、基礎調査ですから、そこらにつながるように、メッシュ的にやられるのではなくて、追跡的にやるところで、下のほうに追跡調査というのがありますけど、そこらが分析できるような、組み立てる追跡であってほしい。

**○橋本環境管理課長** 都城盆地につきましては、先ほど来、硝酸性窒素が高いということでございますが、県の各担当部局とも連携しまして、もちろん都城市、三股町なども入っておりますが、硝酸性窒素削減対策を行っているところでございます。そこにおきましては、モニタリング調査、井戸水の調査などをもとにいたしまして、どのような対策を講じていったらいいかということとをそれぞれが話し合っているところでございまして、その中では、先ほど申しましたように施肥対策、生活排水対策などそれぞれ行っているということでございます。その中で、先ほど申しましたように、新たな汚染、著しい汚染とかいったものは見られていないところでございますので、それらの取り組みの効果が少しずつは出てきているのではないかと考えているところでございます。

**○坂口委員** その下の追跡のほう54カ所、この4本の井戸というのは、この前説明があった土呂久、日之影、五ヶ瀬、小丸、4本の川の6地点この近辺なんですか。この4つの砒素というのは。

**○橋本環境管理課長** 4本の井戸で砒素が出たのは、場所としましては、青島が3カ所、日向

市の日向製錬所の跡地で1カ所でございます。

**○坂口委員** モニタリングですから、変化が来てきているのかどうかですね。少しずつでも軽減されていっているのか。これは永久的に汚染が直らないような水平、あるいはまだ上昇しているのか。変化はどんななんですか。

**○橋本環境管理課長** 変化につきましては、少しお待ちいただけますでしょうか。

**○坂口委員** 13本の井戸の揮発性は、具体的にはどんなもの。

**○橋本環境管理課長** 13本の井戸につきましては、旭化成、あとはクリーニング事業者さんの近くの井戸などでございます。

**○坂口委員** これもやっぱり変化はまだわからないですね。

**○橋本環境管理課長** はい、こちらも変化を見ているところでございます。

先ほど御質問いただきました砒素の経過でございまして、ほとんど変化はないということでございます。

**○中野委員** 46ページ、埋却地周辺の水質検査、今から予備埋却地を確保するに当たっては、この検査の結果は非常に影響すると思うんです。ここに、何か所か検査して、臭気の異常を確認、そして臭気の異常を確認とありますけど、この臭気というのは、埋却地から出てきた臭気と断定できるわけですか。それと、この臭気というのは、分析して何のにおいとか、ただ鼻でにおって臭いとかいう話。

**○橋本環境管理課長** 資料46ページの表の中に書いております臭気でございますが、これは地下水等のおいでございます。埋却地の臭気なのかどうかはわからないところでございますが、私がかいでみたところでは、下水のにおいに似たような、若干違うような気はいたします。そ

れっぽいにおいがしたということでございます。その成分につきましては、そこまでは分析できておりませんのでわかりません。申しわけございません。

○中野委員 それは非常に大事なこと。そのにおいが埋却地から100%来ているという確証がないと、前からあったかもわからん。化学的ににおいというのは分析できんとですか。

○橋本環境管理課長 においにつきましては、感度がいいのは人間の鼻だと言われておりまして、分析機によって分析できるにおいというの、かなり激しくないとは分析はできないというふうなことを言われております。

埋却地の関連についてでございますが、表の左から2番目の欄にありますように、埋却地からかなり近いということと、ここには表記しておりませんが、高低差がございまして、埋却地が上にありまして、下に地下水があるということで、周囲全体を見回したときに、原因は埋却地であろうということが考えられたということでございます。周辺の方々からも聞き取りなども行っておりますが、埋却する以前は全くにおいはなかったということなども聞き取っております。そういった全体の情報から、かなり原因は埋却地であろうというふうに考えているところでございます。

○中野委員 かなり正確なところでせんと、今後の対策、埋却地確保にかなり影響してくるから、1回、埋却地そのものを穴をほがしてにおいがしておるかどうか確認すればいいですね。

○坂口委員 今の課長の答えはかなり正確と思うんです。というのが、においというのは、見たとおり、犬は人間よりにおいに強いですね。ゾウなんてもっと強いですね。山の中の塩まで探し当てる。嗅覚細胞の数です。大体人間の嗅

覚細胞は——けた違いだったらごめんなさい、500ぐらいの基礎しか持たないんです、嗅覚細胞の形を。その500をいろんなのを組み合わせながら何のにおいと。それは頭の中に記憶と一緒に残るんです。それがおっばいのお母さんの胸のにおいとか記憶が行くわけです。だから、近くで「こんげなにおいは初めてじゃ」とか、「もともとどぶのにおい、うちへのどぶはこんげなにおいじゃない」というのは、かなり精度は高いと考えていいと思うんです。メカニズムから。だから、今言われたようにその精度を高めるために、そこらの人たちのいろんな意見を伺って狭めていかれたらいいと思うんです。かなりなところに行き当たると思うんです。間違っていたらごめんなさいだけど、人間の嗅覚細胞というのはすごいんです。人間はその中で一番劣っているんですけどね。課長、今のはかなり責任持てる資料として出されていいと思うんです。

○中野委員 同じ埋め方しておって、何で何か所もやってここだけにおいが出るか。もともと牛が腐れておったという話か。そこ辺もあるので、もうちょっとしつかりそこ辺を確認せんと。要望しておきます。

○坂口委員 においは独特な記憶の仕方、だから、においというのは人間に対しての影響力が物すごく大きいと思うんです。有害、無害、あるいは貢献する。そのとき実際あった映像とともに残すから物すごく強くて、1回のおいには、思い出せないまでも、これは経験のあるにおいだとか、経験がない初めてのにおいだとか、これをかいた後は嫌な目に遭ったとかで逃げたりとか、本当なんですよ。においに詳しい人がいたら調べられたらいいと思うんですけど、嗅覚細胞はそれぐらいすぐれてますから。しかも今

言われるように今後重大な問題ですよ。農家が今後畜産を続けるためには埋却地を確保しろでしょう。それで売る、売らないという話につながっていくから、そこはしっかりしていったって精度を高める必要があると思うんです。多分、特定できるところまで行くと思うんです、臭いは。

○橋本環境管理課長 これらの箇所につきましては、現在、詳細調査を行っておりますが、今後も継続して行っていくこととしておりますので、その中でさまざまなデータを収集して今後生かしていきたいと考えております。

○山内環境森林課長 先ほどの中野委員の公共事業の2月補正における補正減の金額、補助公共事業と県単公共事業合わせまして2億3,708万7,000円の減額となっております。

それから、押川委員の午前中の県単公共事業の一覧表でございますけれども、きょうは厳しいようなので、申しわけないんですけど、後日ということをお願いをしたいと思います。

○橋本環境管理課長 先ほど坂口委員から御質問をいただきました、43ページの表4のところでございます。モニタリング調査のところ、13本の井戸で揮発性有機化合物が基準を超えたというところがございますが、これの箇所につきましては旭化成等というふうに申し上げております。旭化成につきましては改善傾向にあるということでございます。以上でございます。

○二見副委員長 大気汚染常時環境測定局についてですけれども、先ほどの新燃岳周辺の測定局とは全く別のものになるんですか。

○橋本環境管理課長 先ほど御説明いたしました新燃岳周辺の調査でございますが、まさにこれも利用しているところでございます。先ほど説明の中で都城市に2局測定局があると申しましたが、都城市につけておりますこのことで

ございます。

○二見副委員長 ということは、これが次からは、小林のところに1カ所測定局が記載されることになるということですね。

○橋本環境管理課長 はい、そのようになりますと思います。

○田口委員長 その他、ございませんか。

○押川委員 歳出予算説明書の中でちょっと教えてください。128ページ、㊦であります。治山施設機能回復事業ということで2,100万円、12カ所、これをちょっと教えてください。

○森自然環境課長 この治山施設機能回復事業といいますのは、既存の治山施設、いわゆる治山ダムとか……。

○押川委員 砂防堰堤も入るわけですか。

○森自然環境課長 砂防堰堤は私どもの所管ではありませんけど、治山ダムの谷どめ工とか山腹工とか、県営の治山施設を長年整備してきております。例えばわきのがけが抜けたり、長年の経緯によって落石防護さくが腐食しているとか、昨年、山地災害危険地区の調査を徹底的にやりました。その結果を踏まえまして、今回、この事業を提案させていただいて治山機能の強化を図ろうと、いわゆる修復、あるいは軽微な修理、手当てをしていこうというものでございます。

○押川委員 全体で県内何カ所あるんでしょうか。この改修事業は別としても、皆さん方が管理されている施設は何カ所ぐらいあるんですか。

○森自然環境課長 去年、山地災害危険地区を4,600カ所程度調べたと思うんですけれども、そのうちの100カ所程度が該当しているというふうに把握しております。それは、すぐに手当てをしなければいけないものから大から小までございますので、緊急性の高いものから順次修復

していこうと思っております。

○押川委員 わかりました。急を要するところから本年度から始めて、次年度以降も随時、そういう危険なところがあればどんどんやっていくということですね。

砂防堰堤は土木なんですか。

○森自然環境課長 砂防と治山というふうに分かれておりまして、県土整備部が所管しているのが砂防ダム、堰堤となっております。

○田口委員長 ほかにございませんか。

それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 2 時34分休憩

---

午後 2 時38分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

農政水産部の審査は、あす23日の木曜日に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのようにいたします。午前10時の開会といたします。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 何もなようですので、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後 2 時39分散会

平成23年6月23日（木曜日）

---

午前10時0分再開

---

出席委員（8人）

委員 長	田口 雄二
副委員 長	二見 康之
委員	福田 作弥
委員	坂口 博美
委員	中野 廣明
委員	押川 修一郎
委員	新見 昌安
委員	岩下 斌彦

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	岡村 巖
農政水産部次長 （総括）	緒方 文彦
農政水産部次長 （農政担当）	押川 延夫
農政水産部次長 （水産担当）	那須 司
畜産・口蹄疫 復興対策局長	永山 英也
農政企画課長	郡司 行敏
ブランド・ 流通対策室長	鈴木 大造
地域農業推進課長	奥野 信利
連携推進室長	工藤 明也
営農支援課長	山内 年誠
農産園芸課長	加勇田 誠
農村計画課長	三好 亨二
畑かん営農推進室長	宮下 敦典
農村整備課長	宮川 賢治

水産政策課長	鹿田 敏嗣
漁業・資源管理室長	成原 淳一
漁村振興課長	神田 美喜夫
農業改良対策監	戸高 憲幸
消費安全企画監	上山 伸二
漁港整備対策監	与儀 新二
復興対策推進課長	日高 正裕
畜産課長	児玉 州男
家畜防疫対策室長	岩崎 充祐
工事検査監	中尾 正史
総合農業試験場長	串間 秀敏
県立農業大学校長	井上 裕一
畜産試験場長	税田 緑
水産試験場長	山田 卓郎

---

事務局職員出席者

議事課主幹	阿萬 慎治
総務課主任主事	押川 康成

---

○田口委員長 ただいまより委員会を再開いたします。

今回から、議案、報告事項、その他の報告事項、その他に分けて説明を受け、その都度質疑を行うこととなりました。よろしく願いいたします。

それでは、今回、当委員会に付託されました補正予算関連議案等について、部長の説明を求めます。

○岡村農政水産部長 農政水産部でございます。よろしく願いいたします。

本日は、農政担当次長の押川が、県が出資しております畜産関係法人の株主総会に出席しております。午前中の委員会を欠席させていただきますが、どうかよろしく願いいたします。

それでは、6月定例県議会に提出してござい

す議案につきまして、全体の概要を説明させていただきます。座って説明させていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚お開きください。左側の説明項目をごらんください。本日、農政水産部からは、議会提出議案が4件、議会提出報告が3件、それから説明項目には記載されておられません、その他の報告事項が2件ございます。

まず、資料右側の1ページをごらんください。議案第1号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」についてであります。今回の補正は、政策的事業や新規事業に、口蹄疫・経済復興対策や東日本大震災対策などの緊急的な課題に対応するための事業を加えた、いわゆる肉付け予算として編成しております。補正額につきましては、平成23年度歳出予算課別集計表の中ほどの列、一般会計の合計の欄にありますように98億1,563万9,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、一般会計で389億8,120万2,000円、特別会計を合わせた農政水産部全体の補正後の予算額は、一番下にありますとおり393億6,659万6,000円となります。

次に、下の表（2）の債務負担行為についてであります。これは、平成23年度漁業経営維持安定資金利子補給及び平成23年度家畜疾病経営維持資金利子補給の追加をお願いするものであります。補正内容の詳細につきましては、後ほど関係課長から説明させていただきます。

次に、飛びますけれども、資料の17ページをお開きください。17ページに記載しております議案第18号の「第六次宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について」と、19ページの議案第19号「宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について」でございます。両計画につきましては、

県政運営の基本方針を示す宮崎県総合計画の農業及び水産業の部門別計画として位置づけられ、本県農業・農村及び漁業・漁村の持続的な発展に向けた総合的かつ長期的な進行方向を示す基本計画として策定したものでございます。両計画につきましては、当初は23年2月の定例県議会に上程予定でございましたが、1月21日の高病原性鳥インフルエンザの発生、同27日の新燃岳の爆発的噴火などの危機事象の発生を踏まえ、所要の対応などについて長期計画に反映させるため検討を重ね、本議会への上程とさせていただいたところでございます。計画の詳細につきましては関係課長から説明させていただきますが、機会あるたびに生産者や関係者の方々への計画の周知や意見交換に努めますとともに、この計画実現のために農政水産部一丸となりまして全力で取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、このほかに、議案第15号の「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」、及び議会提出報告として「損害賠償額を定めたことについて」や繰り越し関連の3件、そしてその他の報告事項として、追加で資料をお配りしております「口蹄疫からの経営再開状況調査の概要について」と「6月の大雨による農業関係被害の概況について」の2件がございます。あわせまして関係課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

最後に、資料には添付してありませんが、1点報告をさせていただきたいと存じます。昨日、畜産農業試験場敷地内の電線が一部切断されなくなっていることが判明いたしました。現在、小林警察署の方に捜査をお願いしており、被害届を出すこととしております。現時点では状況が判明していませんが、部といたしましては、

最大限の捜査協力をしますとともに捜査の推移を見守っております。今後、このような事態が起らないよう施設管理に十分気をつけてまいります。

私のほうからは以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○田口委員長** 部長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案第1号の一般会計補正予算の審査を行います。まず、農政企画課、地域農業推進課、営農支援課、農産園芸課の審査を行いますので、順次説明をお願いいたします。

**○郡司農政企画課長** 農政企画課でございます。

平成23年度6月補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の179ページをお開きください。農政企画課の6月補正額は、一般会計で2億5,032万3,000円の増額補正をお願いしております。この結果、6月補正後の予算額は、右から3番目の欄ではありますが、25億5,619万円となります。

それでは、主な事業につきまして御説明申し上げます。

181ページをお開きください。下から2つ目の（事項）農業情報・技術対策費の433万2,000円についてであります。新燃岳降灰対策営農技術確立事業についてであります。本事業は、新燃岳の火山活動が長期化する中で、総合農業試験場、畜産試験場において、降灰が農作物や家畜に与える影響の把握、農作物への影響緩和技術の開発、降灰の影響の少ない新品目の選定など、降灰に強い営農技術の確立に取り組むための事業であります。

次に、その下の（事項）新農業振興推進費の1,548万3,000円についてであります。まず、

1の地球温暖化対応「みやざきモデル」確立事業についてであります。この事業は、総合農業試験場の農水産業温暖化研究センターを核にした産学連携を一層強化し、農水産業分野における新エネルギー技術の開発を加速させ、地球温暖化の進行に対応した「みやざきモデル」と言われるような新しい技術の確立を目指した事業であります。

次に、2の第七次農業・農村振興長期計画推進事業についてであります。長期計画の推進には、先ほど部長からもありましたが、生産者のもとより、農業団体、市町村等県民の力を結集していくことが重要であります。この事業は、長期計画の県民への周知や、生産者等との意見交換等を行うための事業でございます。

めくっていただきまして、182ページの一番上の（事項）農産物流通体制確立対策費の530万9,000円についてであります。このうち、1の流通対策総合推進費につきましては、大都市から遠隔地にある本県にとって大変重要な課題であります流通対策につきまして、効率的な流通・販売対策の確立に向けた調査、検討を行うための事業であります。

1つ飛びまして、（事項）東日本大震災被災地支援対策費の1億5,328万1,000円についてであります。1のみやざきの大地・海 被災者受入促進事業と2の「みやざき感謝プロジェクト」推進事業につきましては、後ほど別冊の常任委員会説明資料で御説明をいたします。

一番下の（事項）特定研究開発等促進費の6,772万3,000円についてであります。183ページのこの事業は、国の研究機関の指導のもと、国の委託を受けて取り組む事業でありまして、今回は普通期水稻の新品種育成試験と茶の新品種育成試験に取り組むこととしております。

それでは、別冊の常任委員会説明資料のほうをごらんいただきたいと思います。

資料の2ページのみやぎの大地・海 被災者受入促進事業についてであります。

事業の概要につきましては、3ページのフロー図で説明をしたいと思います。東日本大震災が発生しまして多くの方が被災される中で、被災地では、自立のために働く場と生活の場の確保が求められております。被災地では、働く場を失い、家を失い、復興もなかなか思うように進まない中で、県外に働く場、生活の場を求める方もいらっしゃいます。本事業は、これらの方々を対象に、宮崎の大地と海、すなわち本県の基幹産業であります農業と水産業で被災者を受け入れ、被災者の就労機会や生活の場等の提供支援を実施するものであります。

具体的には、右側の4つの取り組みを実施することとしております。まず、農業・農村における取り組みといたしまして、1つ目は、農業大学校における研修生の受け入れなど県有施設を活用した受け入れ体制の構築、2つ目は、本県の農業法人が被災者等を雇用する場合の支援等農業法人における受け入れ体制の構築、3つ目が、集落営農組織等が被災者を受け入れる際に行う住居の清掃や改修への支援など農村集落等における受け入れ体制の構築等、県、民間、農村地域がそれぞれの特徴を生かしながら、被災者から希望があれば即時対応できる受け入れ体制を整備してまいりたいと考えております。

また、水産業・漁村におきましても、一番下にありますように、漁村での被災者受け入れや高等水産研修所等における漁業技術の習得等、被災者の支援体制の整備を進めることとしております。

これらの取り組みにより、被災者が、一定の

期間の後、被災地で就農あるいは就業することで被災地の復興を後押しするとともに、被災地と本県の人や技術の交流促進を図ってまいりたいと考えております。

2ページのほうに戻っていただきまして、本事業の事業期間は平成23年度の単年度、予算額は1億1,828万1,000円をお願いしております。

続きまして、同じ資料の4ページをお願いしたいと思います。「みやぎ感謝プロジェクト」推進事業についてであります。

本事業は、サブタイトルにありますように、東日本大震災で被災した皆さんに、宮崎から元気を届けよう、宮崎の思いを届けようという事業でございます。本県は昨年度、口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳噴火とたび重なる災害に見舞われましたが、その都度、全国の皆様から温かい支援をいただきました。本事業は、これら全国からの支援への感謝の気持ちを込めて、本県の農林水産物を被災地に届け、少しでも元気になってもらい復興への力をつけてもらおうという趣旨の事業でございます。

5ページのほうをごらんください。まず、支援に当たりましては、市町村やJAグループ、県漁連、さらには生産者で組織するさまざまな団体等にお声かけをし、支援の母体となる組織、ここでは「チーム宮崎」としてありますが、このチームを立ち上げ、県民総力戦での支援体制をつくりたいと考えております。

その上で、具体的な支援策といたしましては、被災地の避難所等を対象にした、例えば、焼き肉大会のような元気の出る宮崎食材の炊き出し、新米の時期が来ますと早期のコシヒカリであるとか、日向夏の時期になれば本県特産の日向夏をとるように、本県農産物の定期的な提供を考えております。

なお、具体的な事業実施に当たりましては、被災地の意向に沿うことが大変重要であると考えておりまして、現地との十分な打ち合わせや「チーム宮崎」の中でのさまざまな意見、思いも伺いながら支援内容を詰めてまいりたいと考えております。

4ページにお戻りください。本事業の事業期間は、同じく平成23年度の単年度、予算額は3,500万円をお願いしております。

農政企画課は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○奥野地域農業推進課長** 地域農業推進課でございます。

歳出予算説明資料の185ページをお開きください。地域農業推進課の6月補正予算額は、一般会計で7億9,675万3,000円の増額補正をお願いしております。この結果、6月補正後の一般会計予算額は、右から3番目の欄にありますように27億4,147万1,000円、特別会計を合わせた全体の予算額は29億3,598万5,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

ページをめくっていただきまして、188ページをお願いいたします。まず一番上ですが、(事項)中山間地域活性化推進費6億478万円についてです。これは、農業の生産条件が不利な特定農山村地域等におきまして、地域の特性に即した農業の振興を図り、豊かで住みよい農山村の育成を図るものでございますが、この中で1の中山間地域等直接支払制度推進事業につきましては、耕作放棄地を防止し、農業・農村が持つ多面的な機能を確保するという観点から、集落等に直接、交付金の支払いを実施するものであります。

次の2の新規事業、連携と交流による頑張る

農村支援事業につきましては、多様な主体の連携と交流によりまして集落活性化の方策を明らかにし、農業を基軸とした中山間地域の魅力を再生・増進する事業を行うことで、「がんばる農村集落」を構築するものでございます。

また、次の4の新規事業、口蹄疫復興対策農業・農村支援事業につきましては、口蹄疫からの復興を図るため、都市と農村の交流や6次産業化などの取り組みを支援するものでございます。

次に、一番下の(事項)構造政策推進対策費9,939万9,000円についてであります。これは、農地流動化の促進や耕作放棄地の解消、農商工連携の推進などの構造政策を推進するものでございますが、このうち、1のみやざきフロンティア農地再生事業につきましては、耕作放棄地の解消を図るため、地域ごとにプロジェクトチームを設置しまして、農地として活用すべき耕作放棄地の再生や土地利用者への利用権設定を行うとともに、復元した農地の受け皿となる農業法人の育成や他産業からの農業参入を支援するものであります。

地域農業推進課は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○山内営農支援課長** 営農支援課でございます。

同じく、歳出予算説明資料の191ページをお開きください。営農支援課の補正予算は、一般会計で3億442万円の増額補正をお願いしております。したがって、6月補正後の最終予算額は、上段、右から3番目の欄、26億3,854万4,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

193ページをお願いいたします。まず、中ほどの(事項)新農業振興推進費の1みやざきモデ

ル食育・地産地消推進事業1,233万6,000円についてであります。本事業は、農業県みやぎきにふさわしい豊かで健康的な食生活等を実現するため、民間企業等と連携いたしました幅広い活動とか各地域の自主的な取り組み、また学校給食での食育・地産地消を積極的に推進するものであります。

次に、(事項) 協同農業普及事業推進費のうち、3の目指せ「所得アップ」経営・技術サポート作戦656万5,000円についてであります。本事業は、近年の厳しい農業経営状況を乗り越えるため、各地域に課題解決のためのモデル集団を設置いたしまして、農業普及部門とJAグループが連携いたしましたサポートチームによります濃密な支援を行うことで、産地における収量・品質の向上、生産コストの削減、新品目の導入等を行い、農家所得の向上を図るものであります。

次に、194ページをお開きください。中ほどの(事項) 農業経営改善総合対策費のうち、1経営力アップ支援強化事業1,973万円についてであります。この事業は、将来を見据えた経営計画に基づきまして農業者の経営管理能力の向上を図るため、県とJAグループで構成いたします宮崎県農家経営支援センターによる技術と経営が一体となった経営コンサルなどの支援活動の強化を図りまして、意欲ある農業者の経営安定と産地競争力の向上を図るものでございます。

次に、195ページをお願いいたします。一番上の(事項) 重要病虫害防除対策事業費のうち、1の鳥獣被害防止地域力パワーアップ事業1億8,829万9,000円についてであります。本事業は、鳥獣被害対策特命チームの設置やスペシャリストの招聘等によります技術指導者(マイスター)の育成、被害防止技術の開発・普及に取り組むとともに、県下のモデル集落の設置など、

地域が実施いたします被害防止対策への支援を行いまして、本県におきます鳥獣被害対策の確立を図るものでございます。

次の(事項) 農産物高品位生産指導対策費のうち、2の農薬・農作業事故ゼロ運動事業1,850万円についてであります。本事業は、農薬適正使用の推進や農作業安全の普及・啓発を行うことによりまして、農薬事故ゼロ、農作業事故ゼロを実現し、みやぎ産農産物の安全・安心と信頼性の向上を図るものであります。

次の(事項) 病虫害発生予察事業費のうち、3「宮崎方式ICM」定着促進緊急対策事業1,070万円についてであります。この事業は、農薬だけに頼らず、適正な肥培管理を基礎に生物農薬等を組み合わせました宮崎方式ICM、いわゆる総合的作物管理技術の導入を推進いたしまして、安全・安心な農産物の生産安定によります農家所得の向上を図るものであります。

営農支援課は以上であります。よろしく願いいたします。

**○加勇田農産園芸課長** 農産園芸課でございます。

同じく、歳出予算説明資料の197ページをお開きください。農産園芸課の6月補正予算額は、一般会計で3億297万7,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目でございますが、11億6,273万9,000円となります。

それでは、主な内容について御説明申し上げます。

199ページをお開きください。最初の(事項) 園芸産地基盤強化緊急整備事業費の638万6,000円でございます。この事業は、施設・機械の条件整備や技術支援等により、施設園芸の低コスト、規模拡大や加工・業務用野菜、さらには中

山間地域等の産地育成を図るものでございます。このうち、2のメロン産地改革緊急支援事業につきましては、メロンを対象とした新たな土壌消毒技術の確立・普及等に取り組むものでございます。

次に、その下の(事項)挑戦!みやざき施設園芸産地改革事業費の3,418万6,000円でございます。この事業は、施設園芸における重油使用量削減に有効な省エネルギー対策を推進するとともに、バイオマス熱源等の新エネルギーを利用した脱石油型農業への転換等を図るものでございます。

次の(事項)活動火山周辺地域防災営農対策事業費につきましては、後ほど別冊の常任委員会資料で御説明申し上げます。

次に、(事項)主要農作物生産対策事業費の577万3,000円ではありますが、この事業は、需要に応じた多様な米生産を基本に、「商品価値の高い売れる米づくり」等を推進するものでございまして、今回の補正では、県産米のPR、販売促進対策や県産米粉の県内供給体制の整備等に要する経費をお願いしているところでございます。

200ページをお開きください。(事項)みやざき米政策改革推進対策支援事業費の1億円でございます。この事業は、戸別所得補償制度の円滑な推進を図り、需要に応じた計画的な米の生産や地域振興作物の生産拡大などを行うものでございまして、今回の補正は、推進指導に係る国からの補助金が確定したことによるものでございます。

1つ飛びまして、(事項)青果物価格安定対策事業費の5,995万6,000円についてでございますが、この事業は、野菜価格の低落時に生産者に価格差補給金を交付する事業でございます。このうち、2のみやざき特産野菜価格安定対策事

業は、国の制度の要件を満たさない産地品目等を対象とした県単独の対策でございます。また、3の野菜産地経営安定強化支援事業は、生産コスト低減や計画出荷に主体的に取り組んでいただきます産地に対しまして、補給金の補てん率のかさ上げを行うものでございます。

1つ飛びまして、(事項)花き園芸振興対策事業費の601万6,000円でございます。この事業は、本県の特性を生かした花き総合産地づくりを推進するため、条件整備や技術支援等により新たな需要に対応できる産地体制の整備や、県産花きのPR、需要拡大を図るものでございます。今回は、これらの産地づくりや消費拡大等に取り組む花き生産者団体や協議会に対して支援を行うこととしております。

次に、201ページをごらんください。(事項)果樹農業振興対策事業費の2,553万4,000円についてであります。この事業は、本県の特色ある果樹農業の発展のため、条件整備や新品目の育成を進めながら、高品質果実を確実に供給できる産地体制の整備等を推進するものでございます。補正の内容としましては、2の緊急!みやざきの中山間果樹産地再構築事業及び3の果樹ブランド力向上産地戦略推進事業におきます園地整備や栽培施設等の条件整備が主なものでございます。

1つ飛びまして、(事項)県産農産物需要拡大対策推進費でございますが、1の企業と育む県内農産物需要拡大促進事業につきましても、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

それでは、常任委員会資料の6ページをお開きください。活動火山周辺地域防災営農対策事業でございます。

まず、1の事業の目的ですが、この事業は、桜島、新燃岳の降灰による農作物の被害を防止・

軽減するための施設・機械等を整備するものがあります。

事業の内容につきましては、7ページのほうをごらんいただきたいと思います。左側の地図でございますが、本年度から平成25年度までの3カ年を計画期間といたします第10次防災営農施設整備計画の対象地域を示したものであります。桜島につきましては、従来どおり南那珂及び北諸島の3市1町が対象でございますが、新燃岳につきましては、対象地域を日向市以南の18市町村に拡大したところでございます。

これらの地域を対象といたしまして、右側の事業内容でございますように、①の降灰防止、降灰除去施設等整備事業、②の活動火山対策農地保全整備事業によりまして、園芸作物の栽培ハウスや果樹、茶、葉たばこの洗浄機の導入等を推進することとしております。桜島、新燃岳とも火山活動は継続しておりまして、先日、16日にも高原町で降灰が確認されるなど、まだまだ予断を許さない状況にありますことから、これらの地域からの要望もふえており、今回、増額補正をお願いしたところでございます。

6ページに戻っていただきまして、予算額は、2の(1)でございますが、9,688万5,000円、うち6月補正5,024万7,000円でございます。

次に、資料の8ページをお開きください。企業と育む県内農産物需要拡大促進事業でございます。

1の事業の目的にありますように、県内企業等で活用される農産物につきましては、県内での潜在的な生産・供給能力があるにもかかわらず、県外産地にそのシェアを奪われているものも数多く見受けられております。このため本事業では、企業等との連携による需要拡大の取り組みや、県産農産物の安定供給に向けた産地づ

くり等を支援し、県産農産物のシェア拡大を図ろうとするものでございます。

事業の概要でございますが、9ページをごらんいただきたいと思います。上のほうの現状と課題にありますように、加工用米につきましては、県内の焼酎メーカーで原料用として使用される米のほとんどが輸入米で、県内産はわずかに1%程度となっております。同様に、焼酎原料用のカンショや葬儀用の花き、ケーキ用の夏イチゴ、冷凍ハウレンソウにつきましても県産農産物の占める割合は低くなっております。

このため本事業では、その次の対策にありますように、産業間連携対策として、生産者や集荷団体、企業等が参画する連携会議を県域及び地域ごとに設置いたしまして、県産農産物の需給に関する情報交換や具体的な契約取引等の促進を図ることとしております。また、産地づくり対策として、県内企業が行う加工試験に必要な原料の確保、産地が取り組む新品目・新作型の導入実証、さらには県産加工品の機能性成分の調査などを実施することとし、これらに必要な支援を行うこととしております。

本事業の実施により、一番下の成果にありますように、各品目の県産農産物のシェア拡大を図り、農家経営の安定と県産加工品等のブランド確立につなげてまいりたいと考えているところでございます。

8ページにお戻りいただきまして、事業期間は平成23年度から3カ年を予定しております。予算額は675万円をお願いしているところでございます。

農産園芸課は以上であります。

**○田口委員長** 議案第1号に関する4課の説明が終了いたしました。

議案第1号についての質疑はございませんか。

○福田委員 193ページ、農業と食品産業との連携強化436万、金額は大きくないんですが、具体的な内容を御説明いただきたい。

○山内営農支援課長 これにつきましては、事業名は「1,000万円を目指す農産加工起業化モデル事業」ということでございまして、現在、県内で取り組まれております農産加工や直売、農村レストラン等の農村女性によります起業活動を核とした取り組みを推進することによりまして、付加価値の高い農産加工品の開発とか販路拡大を図ろうとするものでございます。具体的には、農村起業連携づくり事業ということで、農村地域におきます起業の連携会議の設置を図るとか、魅力ある農産加工開発事業ということで、機器の整備等に対する支援を行うというふうにしております。現在、県内で農村女性における起業活動が76活動ほど見られまして、このうち売り上げが1,000万円の実績を上げているところが8グループぐらいございます。こういった取り組みをこの事業によって促進していこうというものでございます。

○福田委員 以前にもこういう女性グループ起業化に対するてこ入れはしたんですが、別な事業品目でございましたね。セクションはどこか記憶していませんが、途中で消える例が非常に多いんです。最後までしっかりサポートしてあげてほしいな、こういう気持ちで内容をお聞きしました。

次に、194ページ、経営力アップ支援強化事業1,973万、この具体的な費目について知りたいんですが。

○山内営農支援課長 これにつきましては、昭和57年から県とJAとの共同事業によって進めております農家経営支援センターの経営コンサル事業を行うものでございます。今回、1,973万

円ということで増額補正でございまして、全体予算としましては当初予算を含めまして2,933万円の予算でございます。

内容としましては、県の農家経営支援センターの活動事業ということで、農家経営のモニタリングシステムの改善とか経営コンサル等の実施ということで、中央センターの事業が中心になりますけれども、1,822万8,000円を計上しております。その他、今回特に力を入れていくということで、地域段階にございます地域農家の経営支援センターの活動事業ということで1,023万2,000円を計上しております。

○福田委員 3,000万近い総体予算の中での人件費の占める割合はどれくらいですか。

○山内営農支援課長 人件費相当額は960万円ほどになります。なお、これは県費助成金ですので、系統団体が同額程度の予算措置をしております。

○福田委員 そうしますと、出向かOBかわかりませんが、いらっしゃる方の人件費というのは、関係団体と県、両方で持つ格好でございませうか。

○山内営農支援課長 予算積算としましては、県のOB等がございまして、それについては県費で見ておるということでございます。

○福田委員 それで900万ということですね。

○山内営農支援課長 960万円でございます。

○福田委員 194ページ、ここに農業近代化資金の制度事業の円滑な融資に対する措置がされております。保証制度円滑化対策費補助金、この内容はどのようなものですか。

○山内営農支援課長 これは、県の農業信用基金協会が行います機関保証の円滑な推進を図るために、基金協会が無担保、無保証人で機関保証を行う制度の充実に向けまして、基金協会が

積み立てる特別準備金に対する補助ということ  
です。中身的には、求償権の償却費とか回収費  
用に充てる経費等の助成を行うということで  
ございます。

○**福田委員** 今、各分野において公的資金の無  
担保、無保証融資をやっていますよね。商業サ  
イドでは保証協会、農林水産関係では農業信用  
基金、やっていますが、これは県の出資金では  
なくて、いわゆる償却したときの償却の財源に  
なると、こういうふうに解釈していいんですか。

○**山内宮農支援課長** もちろん基金協会自体は  
保証残高、例えば普通の住宅ローンとか含め  
て1,000億ほどございますけれども、その中でい  
わゆる制度資金、準備金等の助成を行うのは農  
業近代化資金とか就農支援資金とかの制度資金  
に限られております。

○**福田委員** 今度は199ページ、メロン産地改革  
緊急支援事業、特効薬が使用禁止になりまして、  
メロン産地が次々と消え去っておるわけであり  
ますが、私の地元でもメロン農家がなくなりつ  
つございます。非常に効果あったガス燻蒸が、  
温室効果ガスの関係で使用できません。そこで、  
過去ずっと県、農業者は試行錯誤でやってまい  
りましたが、当時、県内誘致企業でありました  
あるボイラーメーカーの機材を使ってお湯で土  
壌消毒等をやりましたが、結果的には、鳴り物  
入りでやった割には効果が上がらずに、当時導  
入した機材等については非常に不評である、場  
合によっては使われないという状態にあるん  
ですが、今回の支援事業の内容はどういうもの  
ですか。

○**加勇田農産園芸課長** 臭化メチルにかわり  
ます代替技術ということで、現在考えておりま  
すのは、まだメロンでは普及しておりませんけ  
れども、太陽熱消毒だけでは不十分ということが

ございますので、太陽熱消毒プラス化学農薬と  
いう形で、化学農薬につきましてはいろいろ剤  
がございいますが、そのうちのひとつとしてヨウ化  
メチルを考えているところでございます。ヨウ  
化メチルの場合は処理後のガス抜き期間が1週  
間ほど要するといったこともございまして、そ  
の辺の土壌乾燥あたりも含めた検討が必要だ  
ということでございますので、そういった課題解  
決を図ってまいりたいと考えているところで  
ございます。また、焼酎かすを利用した還元土  
壌消毒についても検討してまいりたいと考えて  
いるところでございます。

○**福田委員** それでは、土壌消毒剤ヨウ化メ  
チルに対する助成を行う、そういう解釈でいい  
ですか。

○**加勇田農産園芸課長** 実証試験等を行います  
ので、これに要する経費をこの事業で見たい  
と考えているところでございます。

○**福田委員** 本県の特産のメロンとか、同じよ  
うなたぐいではハウスショウガとか、こうい  
うものは土壌消毒剤の使用制限で非常に危機に  
瀕しています。ぜひ早急に新技術を確立して、  
継続して特産品として出荷ができるように取り  
組んでほしい、そういう気持ちでお聞きをいた  
しました。

最後にもう一点。200ページ、野菜産地経営安  
定強化支援事業、本県は価格安定事業につい  
ては全国トップクラスの内容であると私も自負を  
しているんですが、㊦事業でどの辺を強化安定  
事業に具体的に補強されるのか、それをお聞  
きしたいんですが。

○**加勇田農産園芸課長** 価格安定制度につ  
きましては、国の指定野菜と特定野菜と県単  
事業と大きく3つございいますが、新規事業、  
野菜産地経営安定強化支援事業につきましては、  
3つの

事業につきまして、低コストあるいは計画出荷に取り組んでいただきます産地に対しまして、それぞれ10%ずつ補てん率を上乗せすることを考えているところでございます。また、国のほうで指定野菜あたりで10%上乗せの事業がございますけれども、要件がハードルが高いといったこともございまして、それに向けましての一つの練習といえますか、県単事業を踏まえた上で国の制度のほうに乗れるような形に県全体持っていきたいということで考えているところでございます。

**○福田委員** ことしは野菜が、大震災の影響もあります、大暴落という表現に匹敵するぐらい価格が値下がりしたんですね。本県は、品目全般ではありませんが、生産量の多い品目については、価格安定事業を持っていましたから何とか次年度の継続ができると思うんです。ぜひ補強して、3年、4年に1回ぐらいは極端に価格が下がります。これを補強して営農の継続ができるような価格安定事業をさらに強化してほしい、こういうふうをお願いしておきたいと思えます。以上です。

**○坂口委員** 関連ですけど、さっきのメロン産地、臭化メチルがいよいよだめになるということで、暫定期間を含めて、当時のポスト臭化メチルが、言われた熱水消毒、これは機材が300万ぐらいで高いということと、問題含みで、クロルピクリンを使いやすくするのにテープ剤をということでかなり取り組まれたですよ。これがどうなっているのかということ、今、太陽熱プラスヨウ化メチルと言われたのですか、両方とも時間かかりますよね。特に太陽熱となるとおてんとうさま次第というので、2作やれるのか3作やれるのかというぎりぎりの線だと思えます。1週間、1週間食ってしまって2週間も

そこでロスしたら1作は断念せざるを得ない。当時、クロルピクリン、たしかテープ剤で8万円ぐらい、臭化メチルの倍ぐらいかかるということだったと思うんです。これを半分の4万円ぐらいにできないかということでかなり精力的に取り組まれたと思うんですけど、その後そこらはどんなぐあいになっていっているのかということ、これも熱水の消毒みたいに、信頼度が、プラスしてもどれぐらい果たしてあるのかなど、線虫対策なんか。信頼度の点と日時的なロスと、苗の種入れから接ぎからでしょう、そういった事前の準備期間と、本当に定植できるかという天候とかの見通し、そこらはどんな見通しされていますか。これはいけると思われていますか。

**○加勇田農産園芸課長** 太陽熱消毒プラスヨウ化メチルという形での2作、3作というお話でございますが、太陽熱消毒のみでは、2作、3作というのはなかなか難しいということがございますので、これを補完する形として、1作目、太陽熱消毒で消毒をいたしまして、2作目あるいは3作目をヨウ化メチルでカバーしていく。太陽熱消毒だけでは、2作目、3作目になるとまた被害が出てくる可能性がございますので、そこを補完していくという体系でいけたらいいなということで今検討しているところでございます。

過去のクロルピクリン等の経過につきましては、調べておりますので、お待ちいただきたいと思います。

**○坂口委員** 182ページから183ページにかけての特定研究開発の試験研究費、普通水稲と茶の品種の選定とか言われたんですけど、そもそも本県の早期水稲というのは大きい検討時期に既に入ってしまったと思うんですけど、これらと連携するような、転換も含めたような試験

研究で、国の制度を利用しながら本県が相乗りしたというような形になっていくんですか。それとも全く国の委託、受託の関係で、成果は国に返していただくことになるんですか。

**○串間総合農業試験場長** 今御質問の水稲の品種育成についてであります。このたび、競争的試験に応募して採択されたわけですが、この採択された事業内容につきましては、西日本向けの水稲品種育成ということで、温暖化が進んでいますので温暖化に対応する品種、あるいは焼耐用、加工・業務用、米の消費拡大に向けて多様化しております。これに対応した品種育成も、福井県、愛知県、鹿児島県、各県と連携して分担してやっていくということになっております。その中で早期水稲については、鹿児島県が従来、指定試験という枠組みの中でやってきておりましたので、そこでやっていく。そして有望系統については本県にも試作していくという、全体の共同研究の中でやっていくということでございます。

**○坂口委員** 本県の早期水稲というのは、今までのような防災営農的観点から今後とも基本的には転換せずに、早期水稲地帯は早期水稲でずっと奨励しながらやっていくということで、変える必要性というのはないんですか。

**○加勇田農産園芸課長** 早期水稲についてでございますが、米全体、非常に厳しい情勢の中にあることは我々も認識しております。そうではございますけれども、一つには、普通期水稲に比べましてまだ早期水稲のほうが価格的には有利であるといったことが一つございます。また、関東、関西等の卸さんあたりからも、やはり宮崎のコシヒカリ、早期水稲というのは期待されている部分がございます。需要もあるということでございます。価格は厳しい状況でございま

すが、需要は確かにあるといったこととございます。また、営農的に考えまして、特に沿海地帯を中心としまして、施設園芸と早期水稲と、作業体系も非常にうまくいく、合理的であるといったこともございますので、今後とも有利販売に向けた取り組みを進めながら、早期水稲については継続して推進してまいりたいと考えております。

**○坂口委員** 今、早期水稲、宮崎で反当何キロぐらい行っていますか。

**○加勇田農産園芸課長** 平均反収は480～490ぐらいだと思います。

**○坂口委員** なかなか厳しい数字と思うんです。これは普通水稲の品種の選定とかとなっているけど、550なり600ぐらい目指さないと、早期水稲、幾らコシヒカリ人気があるといったって、一方では「儲かる農業」ということを初めて打ち上げられたわけでしょう。もうからないですよ。ということはやる気がなくなるですよ。だから、早期水稲も並列で県単でもやっていくべきじゃないか。財政的にきついのはわかるんです。でも、ほとんど試験研究というのが、国の制度事業を活用しながらの試験研究というところが、先進の農業県を目指すなり「儲かる農業」を目指そうとしたら、単独でも、試験研究というのは一番基礎的な大切なことだと思うんです。だから、なぜ普通水稲だけなのか。大きな転換期を宮崎の早期水稲が迎えながらというところで、ちょっと寂しい思いがしたものですから、これは今後の検討をお願いしておくということにして。

もう一つ、病害虫の発生予察での宮崎方式のICM、これも似たようなことで、温暖化とか多湿とか、今まで取り組まれた中での大きい課題とか、すごく理想的なことではあるんだけれ

ども、現実性がどんななのかなというのと、今の現状も含めて教えていただけると。

**○山内営農支援課長** この事業は、御説明申し上げましたけれども、IPMということで総合的病害虫防除という概念はございますけれども、本県の場合は、まず基本的なところを励行した上で総合防除が描けるということで、今回のICM定着につきましては、前提といたしまして、適正な肥培管理、適正なかん水、そういった病害虫を事前に防ぐ基礎的な技術をベースに置きまして、その上に、例えば微生物農薬とか昆虫寄生菌とか天敵といったような生物農薬を組み合わせる。他県の例ではいきなり天敵等の導入を進めているところもございますけれども、根づいた基本的な技術をベースに置いた形でございます。

そういった中で、これまでの取り組みでいきますと、普及センター段階で、全国的な活動の中で調査、研究の事例発表等やっておるんですけども、昨年、おととしと、宮崎方式ICMに絡んだ形での普及が全国の中でも事例発表ができて、大きな評価を得ているところでございます。具体的には、中部農林振興局管内におきましてキュウリのICM等を生かした総合的な防除、それから南那珂等におきましてはマンゴー等の総合防除ということで、この実践が浸透しているところでございます。ICM等を行っていくのは、キュウリ黄化えそ病といったような、いわゆる難防除病害、スリップスといったようななかなか殺すことができない虫を媒介とした防除が重要でございまして、地域段階で広がりある総合防除体系を構築していくことが重要であるというふう考えております。

**○坂口委員** それだと大いに期待が持てるなと思って、何ととっても宮崎は、ほかにも事業を

取り組んでおられますけど、残留農薬の問題、いち早くわかるよとか、エコ農業とか、今出たようなICMとか、究極は安心・安全だと思うんです。今後、活路、そして他産地に優位に立つためには。可能性のあるのなら、ぜひこれなんかも、試験研究が何か寂しくて、ここに限らず工業分野もなんですけど、将来の大きい活路を見出すための基礎的な部分ですから、可能性があれば思い切って取り組まれていく。そこで農家のとにかく手取りをふやしていこうということ。

ちょっと話長くなってしまいますけど、今度の本会議でも20数位にいた農業が全国5位になったとか言われるけど、宮崎の農家というのは全国で一番働いています。就労時間は一番長いです。1人当たりの耕作面積も北海道に次いで日本でナンバー2です。単位面積当たり上げている生産額も全国一なんです。それで所得が5位とか6位とか、昔は20数位だったんです。生産額は全国でそんなに高いわけでしょう。単位面積当たり一番高い。ということは大きいリスクを持っているんです。投資を物すごくやっている。一発外れたら大赤字ですべて失うと。第1次産業の悲しさというのは、大きいリスクを持ちながら、そのリスクを100%自己完結で背負わなきゃならんということで、消費者の下位にいたらだめなんです。消費者の優位あるいは対等にあって、大きいリスクがあるけれども、リスクは我々も負うけど、消費者も負ってくれよと対等に物が言える。CSA方式というんですか、直接契約して、それだけ立派なものを苦勞してやるんだったら、私が年間5万円あなたの品物を買ってあげよう、7万円買ってあげよう。農家は責任を持ってこういったものを送っていこうということで、対等な……。そして5

万ずつ100人契約すれば500万、1,000人契約すれば5,000万の生産額が上がる、そこでコスト積み上げなされている。そういうところにいくための優位性ですね。今、みんなが何に価値を見出すのか——安心・安全。そこに今言われたようにICMで活路が見出せるのなら——こんなじゃ普及に至らない、あくまでも試験の域を出ないんじゃないかという気がするから。こういったものに取り組みたいという若い人はたくさんいるんです。でも、周りが連携しないと、すべてがそこに来てしまうというようなことで、これも要望しておきます。

**○加勇田農産園芸課長** 先ほど坂口委員のほうからございましたクロルピクリン剤の件でございます。テープ剤につきましては、先ほど御指摘ございましたように、価格が高いといったこともございまして現在は使われていないといったことがございますが、現在、クロルピクリンの錠剤状になったもの、それからクロルピクリンフローといいまして、水に溶かしてかん水チューブあたりでかん注していくといったような、農家のほうも非常に使いやすい形になっています。そういった剤につきまして検討しているところでございます。昨年度検討した結果では効果もあったということでございますので、先ほど説明いたしましたヨウ化メチル剤とあわせて今後とも検討していきたいと考えております。

**○押川委員** 少子高齢化の中で、中山間地においては集落あたりもなくなろうとする今日である中で、県も今まで、いきいき集落とかいろんな対策等も打ってこられている今日でありますけれども、188ページの㊦の連携と交流による頑張る農村支援事業ということで、今までの事業との違い、そしてどういうものをイメージとし

て、今後この1,400万何がしの予算を使ってやっていかれる事業について、もう少し内容を聞きたいと思っておりますけれども。

**○奥野地域農業推進課長** この事業につきましては、中山間地域におきまして、集落内の農業者とか住民、それからNPO法人とか市町村、このような多様な主体が連携交流して集落活性化のための企画書を作成する。それに基づきまして、例えば、農業体験施設や農産物直売所、あるいは加工施設、共同出荷施設等の整備を行うというものでございまして、実は22年度まできらり輝く農山村プロジェクト事業というのがあったんですが、その後継事業ということで考えております。非常に市町村とか地元からきらり事業の要望が高かったものですから、それにこたえるという形で取り組んでおるものでございます。今回、特に重点を置きましたのが、農商工連携とか6次産業化にも重点的に取り組めるようにということで考えておるところでございます。

**○押川委員** 今までありましたきらり輝く地域というようなことの後継事業ということでありますけれども、これは提案型で、地域でこういった事業をやりたいというものを提出してもらおう。そこにNPOとかいろんなものが絡み合っただけで中山間地を活性化していく、そういうことではないんですか。

**○奥野地域農業推進課長** 委員のおっしゃるとおりですが、この事業はソフトとハードの事業が一緒になっておりまして、ソフトの部分で、今、委員のおっしゃるような集落の中で活性化の企画書というのをつくって、その企画書に基づいていろんな事業を行っていくと。全体的に頑張る農村をつくっていくという事業でございます。

○押川委員 その中で、6次化とか加工あたりを含んだということになってくると、具体的にどういったものが想定されるとお考えでしょうか。

○奥野地域農業推進課長 都市と農村との交流とか、加工・流通の面の対策が必要だろうということで、メニューとしまして農業体験施設あるいは直売所といったものを考えておるところでございます。

○押川委員 例えばモデルあたりとかそういうものは全く想定なしの中で、そういった事業があればこの予算の中で支援をしていくよということでしょうか。

○奥野地域農業推進課長 地域の特産物を活用して新たな商品開発とかにも取り組めるような形を考えております。

○押川委員 ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

次に、4番の口蹄疫復興対策農業・農村支援事業ということで1,000万ほど計上されているわけですが、これは具体的にどういったことをイメージすればよろしいでしょうか。

○奥野地域農業推進課長 この事業は、実は、今御質問にありました連携と交流による頑張る農村支援事業を口蹄疫発生地の集落の活性化にも適用しようということで、事業を分けましたが、同じようなメニューで口蹄疫発生地域を支援するための事業でございます。

○押川委員 どちらあたりを想定されていらっしゃるでしょうか。

○奥野地域農業推進課長 昨年口蹄疫が発生しました5市6町を対象にしております。

○押川委員 これも今後、そういう地域からの意見、要望あたりを参考にしながらということでしょうか。

○奥野地域農業推進課長 先ほどの事業と同様に、集落から復興プランを出してもらって、それに基づいて事業をするというふうになります。

○押川委員 ここを基礎として、今後、対策局長もいらっしゃる対策局もできたわけでありますから、この5年間の6億というのが膨らんだ中でいろんな復興につながっていくということでのイメージでよろしいでしょうか。具体的にはきょうは聞きません。

○奥野地域農業推進課長 この事業は、集落の活性化というのが観点になっておりますが、口蹄疫発生地域の全体的な発展につきましては、当然、関係市町村とか口蹄疫復興対策局、あるいは関係部局とも連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○押川委員 最初に中山間地域、農山村ということでありましたから、口蹄疫復興対策の農業・農村というイメージが中山間地をイメージしてありまして、発生がなくても中山間地集落を中心ということでの、特定としてはそういう理解でよろしいですね。

○奥野地域農業推進課長 財源としまして口蹄疫復興対策基金を活用してやるということで、この件については口蹄疫発生地域を重点的に対象にしたいと思っております。

○押川委員 195ページの鳥獣被害防止地域力パワーアップ事業でありますけれども、特命チーム、モデル集落をつくるということで先ほど説明があったというふうに思います。1億8,829万9,000円でありますけれども、モデル地域というのはどこあたりを指定されているのか、わかればその地域をお願いしたいと思います。

○山内営農支援課長 説明申し上げましたとおり、県下に総合的な対策に取り組むモデル地域を設定いたしまして推進を図ることにしており

ますけれども、モデル地域につきましては5カ年間で26集落を想定してございます。ちなみに、昨年6集落を設定いたしまして、今年度は10集落、今年度までで16集落の設定を予定しております。地域につきましては、県下7つの農林振興局にそれぞれ設置をすることにしております。

**○押川委員** その中で、その道に詳しい人を招聘したりとか、わなあたりで今対策されていらっしゃるけれども、ここ数年の実績等がわかればちょっと教えてほしいと思います。

**○山内営農支援課長** この事業で、わなによる捕獲を進めるために、近畿中国四国農業研究センター鳥獣害研究チーム会にいらっしゃいましたスペシャリスト、島根県の方を招聘いたしまして、年間県内で40日ぐらい活動をしていただいております。そういった中で、技術指導者ということでマイスターの育成を年間60名程度、技術を習得したマイスターが集落等のリーダーを年間300名程度育成するという流れになってございます。そういった中で、林務のほうになりますが、主な鳥獣の捕獲頭数等の状況を申し上げますと、平成22年はシカで1万3,662頭、イノシシで1万2,058頭、猿で1,428頭、これが平成22年の実績でございます。

**○押川委員** この実績というものは、21年度とすると捕獲数というのはふえているというふうに理解してもよろしいでしょうか。

**○山内営農支援課長** 手元の数字でございますけれども、21年度は、シカが2万176頭、イノシシが8,228頭、猿が1,022頭ということで、年によって変動等はございます。

**○押川委員** しかし、そういうスペシャリストあるいはマイスターあたりを育成される中で、今後、狩猟と違うわなとかそういう中での捕獲については、今後積極的に取り組んでいただき

たいというふうに、これはお願いにしておきたいと思います。

それから、199ページでありますけれども、脱石油型農業へということで、特に3番の施設園芸加温システム転換推進事業、多分これは試験場での太陽光を使った暖房あたりのことかなと思うんですが、ちょっと事業について教えていただきたいと思います。

**○加勇田農産園芸課長** 施設園芸加温システム転換推進事業でございますが、これにつきましては木質ペレットの暖房機を導入する際の助成として考えているところでございます。農業生産法人、営農集団等が事業実施主体の分でございます。補助率は3分の1でございますが、国の事業等を使って導入する際につきましては6分の1以内での上乗せ補助を行うといったことでございます。

**○押川委員** わかりました。私はてっきり太陽光のことかなと思ひまして、太陽光のことはその他で聞いたほうがよろしいですか。今年度の事業と、どういったものをされるかということであります。わかる範囲で。わからなければまた後で結構です。なぜならば、近年のハウス重油あたりの……。その他でまたよろしく願いいたします。

それから、200ページになりますけれども、戸別所得補償制度の中の取り組み、1億円でありまして、具体的に1億円かけて今後どのようなことで水田農業経営の確立のためにされていくのかということでお聞きをしたいと思います。

**○加勇田農産園芸課長** 国からの1億円につきましては推進指導費ということで、県の水田の対策協議会、地域の水田農業の協議会の推進指導費でございます。現地確認の分、あるいは電

算入力、いろんな人件費も含めた推進指導、あと営農座談会とかに要する経費をここで見ていくということになっております。

○押川委員 済みませんが、米所得補償の22年度の実績、わかれば教えていただきたいと思えます。本県内。

○加勇田農産園芸課長 22年度はモデル対策でございましたけれども、米の所得補償につきましては県のほうに31億ほどの助成がございました。モデル対策全体、転作の部分も含めると総額で81億4,000万ほどの助成があったということでございます。

○押川委員 生産者の方も本当に米所得補償については大変喜んでいらっしゃいました。この中で固定分と変動分、反当なりにするとどのくらいになっていますか。

○加勇田農産園芸課長 定額分は10アール当たり1万5,000円、これは全国一律でございます。変動部分につきましても、本年1月までの価格をもとに算出されておまして、10アール当たり1万5,100円ということになってございます。

○押川委員 反当たり3万100円ということでもよろしいですね。わかりました。この事業、続くといいなというふうにも実は思っておるところでありますけれども——わかりませんがね。要望としては、皆さん方も国のほうにもお願いをしておきたいと思えます。

それから委員会資料の2ページでありますけれども、宮城県を中心とした今回の被災地の方々を、働く場所とか生活の場の確立ということで、本県でも4つの受け入れをやられるということで、これはこちらから提案をされるということなんでしょうか。それとも被災地のほうからある程度、こういった事業というか、宮崎県のほうに来たいというような声もあるんでしょうか。

そのことを前提としてこの事業を起こされたのかお聞きしたいと思います。

○郡司農政企画課長 一般的に考えて、東北で被災された方が移動するとしたときにどこがいいかということのをいろいろ聞いてみますと、やっぱり東北地域、次が北海道という順番だそうです。ただ、いろんな事情があつて南に行きたいという方もおられるようで、こういう情報については、一つは、全国農業会議所のほうに被災者支援求人情報という情報があります。それと農水省のほうにも「農山漁村被災者受入れ情報システム」というのがございまして、この予算が通りましたら、この情報はこういうところに登録するという形になると思えます。もう一つ、法人関係については、今回、受け入れについての打診を向こうの法人ともやって、その後の交流、おつき合いもできないかなということがありますので、一部は我々のほうからお話を直接するような場面もつくっていったらと思っております。

ちなみに、これは総務省の全国避難者情報システムというところからの数字ですけれども、今、宮崎県に135名の方が避難されています。代表者が50名ということですので、こういう方にもお話をして、働く場としてどうでしょうかということ、今後可能ではないかというふうに考えております。

○押川委員 ありがとうございます。できるだけそういう方向の中で、本県でもそういう事業を起こしながら、宮崎県に住んでいただいてもいいわけありますから、そういったものも先を見越した中でこの事業の推進をお願いしたいなど、そのように思えます。

それから4ページ、次のページになりますけれども、「みやざき感謝プロジェクト」推進事業、

本当にこれは、ばらばらするよりか、こういう形で、「チーム宮崎」という中でこういう事業を起こして、それぞれの地域の中に県内の農畜産物を使ったいろんな、料理をされる方、あるいは品目等もいっぱいあるわけでありますから、県が音頭を取って「チーム宮崎」の中で支援をされる、あるいは食の提供される、いいことだなというふうに考えておるんですけど、現状の中で、民間とか含んでどのくらいの方々がこの事業あたりに参加されようというものがあるか、もしわかればお聞きしたいと思います。

**○鈴木ブランド・流通対策室長** 元気を届けるプロジェクトについてでございますけれども、やり方につきましては、事業実施主体の「チーム宮崎」を結成して行うことになってございます。恐らくこの議会終了後、「チーム宮崎」を発足して、具体的な支援の内容を我々のほうからある程度お示しして、それに賛同していただく方が「チーム宮崎」に参加していただいて、支援するなり、一緒に活動していただくという形になろうと思います。我々の考えとしましては、ここに書いてございますとおり、県のみならず、市町村とかJAグループ、県漁連、生産部会、民間企業、あるいはNPO法人等幅広く参加いただきたいというふうには考えておりますが、今のところどれだけという形ではっきりした数字というのはございません。

**○押川委員** 今回の震災を経験され、あるいは宮崎県からもボランティアを含めいろんな方々が被災地のほうに出向いていらっしゃるんです。ばらばらの活動をされていますので、今言うように、それぞればらばら行けばばらばらの経費になってしまうし、食材を集めるでもそれぞればらばらで募集をしながら集めていらっしゃるから、こういう「チーム宮崎」の中で、今

ありましたとおりのことが通れば、そのことを広くPRしていただいて、多くの方々に入っていただいてこの事業の成功をお願いしたいと思うところであります。

ただ、期間が1年ということに限定になるのかどうか、今回は23年度の事業でありますけれども、被災地の方々は1年やそこらで仕事とか生活がもとの状態に戻るわけじゃないわけでありますから、できれば、長くなるかもしれないけれども、先を見た事業にこれがいくようになればいいなというふうに、希望あるいは要望も込めておきたいと思っております。以上であります。

**○中野委員** 資料の2ページ、今、押川委員から質問がありました。被災地関連ですけれども、1億1,800万というのは結構いい数字ですよ。問題は、積算するときに、受け入れ人員何人ぐらいで積算しているんですか。

**○郡司農政企画課長** 雇用という場面で県と農業法人等ありますけど、57名で積算をしております。あと研修生ということで就労研修等の支援事業ということですが、25名で積算してこの数字になります。

**○中野委員** ということは、トータルで70。

**○郡司農政企画課長** 足すと82名ということになります。

**○中野委員** 80人受け入れるのに1億1,800万、この推進事務費というのは、課の推進事務費ですか。

**○郡司農政企画課長** 1カ月当たり平均15万程度はいくと考えると、8カ月で人数を掛けるとこんな数字になります。推進事務費はいろいろやる事務費ということでございます。

**○中野委員** それと上に事業主体が書いてあるじゃないですか、事業主体の経費を何ぶ見ておるわけですか。

○郡司農政企画課長 それぞれの団体にお願いしている部分ありますけれども、財源としては、大きいという話がありますが、緊急雇用創出事業の臨時特例基金というのがございます。これを使うということで、この基金は国が県に積み立てていただいているものですが、直接的な雇用の部分あたりについてはこの基金を使うということで対応したいと思っております。そのほかに、直接雇用の経費以外の部分で幾つか入れているのが、お話もちょっとしました、住むところを修繕したり清掃したりという経費であるとか、向こうからこちらに来ていただくための旅費を積算していますが、こういうものについては事務費という形で他の予算を使うということで考えているところです。

○中野委員 インターネットとかいろいろ見ていると、しゃにむに来てくださいという話ではないと思うんです。本当に来たい人というのは手を上げておるわけで、もうちょっと効率的——目的は被災者に何人来てもらって受け入れられるかという話で、事業主体の経費にばかばか入らんようにしっかりしてください。

それと、ずっと考えておったんですが、被災地の津波を見ると、だーっとハウスがつぶされたりとか。被災地は農業できんなというので、新天地を求めて、例えば宮崎でと。農地なんか空いているとか農業人口が減っているとかいう中で、この事業の中には、営農継続技術とか、宮崎で新たに農業を始めたいとか、始めようとか、そういう人たちはこれに入っておるんですか。

○郡司農政企画課長 被災者受入促進事業のスキームとしては、例えば津波で潮をかぶって水田に稲が植えられないという状況が向こうにあるとすると、一定期間、宮崎でいろんな営農を

やってもらったり勉強してもらったりして、その後は帰っていただいてまた農業をしていただく。いわゆる自立支援という考え方を基本に組み立てております。しかし、中には、こちらに来られて、宮崎はいいところだということでこちらに定住される方も出てくることもあるでしょうし、逆に言えば交流みたいなことが生まれることもあり得るんだらうと思いますが、この事業を組んだときの基本的な考え方としては、あくまでも被災者の自立支援、被災地の復興支援ということを第一義に考えるべきであろうということで、こんなスキームで予算は提出させていただいているところです。

○中野委員 テレビなんか見ておると、あっちでは農業もできんとかいう人もいるわけで、そういうのを積極的に受け入れている県なんかありますよね、いろいろ見ているとね。ただ一時的な支援でいいのか、宮崎のためにも、農家が減っているというような観点から、そこ辺も効率的に。

○田口委員長 ほかに質疑はございますか。

なければ、次に移っていいですか。次の説明だけでも30分ぐらいありますので。

それでは、次の項目に入ります。

次に、農村計画課、農村整備課、水産政策課、漁村振興課、復興対策推進課、畜産課の議案第1号一般会計補正予算の審査を行いますので、順次説明をお願いいたします。

○三好農村計画課長 農村計画課でございます。

それでは、歳出予算説明資料の203ページをお開きください。農村計画課の6月補正額は、一般会計で33億3,993万円の増額補正をお願いしております。この結果、6月補正後の予算額は、右から3番目の欄でございますけれども、95億8,479万7,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

資料の205ページをお開きください。まず、中ほどの（事項）土地改良計画調査費の4,721万7,000円についてでございます。主な事業としましては、まず、2の県営ほ場整備等計画費につきましては、県営土地改良事業の計画を策定する市町村へ策定に係る経費を助成する事業でございます。

次に、6のみやざき優良農地面的集積推進事業につきましては、基盤整備を契機とした担い手への農地の面的集積の検討や、加工・販売も見据えた新たな産地づくりなどに関する話し合い調整活動、並びに基盤整備構想の策定作業に要する経費に対して支援するものであります。

次に、7の畑かん用水有効活用推進事業につきましては、かんがい用水の畜産用水への利用を実現するため、要望量の把握や水利権の許可申請を行うために必要な経費などに対して補助するものであります。

次に、同じページの一番下の欄の（事項）土地改良事業負担金32億8,998万2,000円についてでございます。主な事業について御説明いたします。次のページをお開きください。1の国営土地改良事業負担金につきましては、農業用ダムや幹線水路などのかんがい施設を整備する国営土地改良事業に伴う県及び地元の負担金でありまして、大淀川左岸地区外6地区に係る負担金でございます。

2の緑資源機構事業負担金につきましては、都城区域における緑資源機構営事業に係る県及び地元の負担金でございます。

農村計画課は以上でございます。

○宮川農村整備課長 農村整備課でございます。

歳出予算説明資料の207ページをお開きくださ

い。農村整備課の6月補正予算額は、一般会計で30億240万円の増額補正をお願いしてございます。この結果、6月補正後の予算額は、右から3番目の欄でございますけれども、117億7,198万8,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

209ページをお開きください。中ほど下の（事項）公共農村総合整備対策費の1億809万9,000円でございます。これは、その下の1の中山間地域総合整備事業でありますけれども、特に条件が厳しい中山間地域におきまして、山腹水路の改修あるいは営農飲雑用水の整備など生産基盤と生活環境を総合的に整備するものでありまして、高千穂町の五ヶ所地区ほかで実施するものでございます。

次に、210ページをお開きください。上から2番目の（事項）県単土地改良事業費の1億121万2,000円についてでございます。主な事業といたしましては、3のみんなでつくるいきいきふるさと事業、これにつきましては、農村地域の活性化を図るために、地域住民みずからが計画したきめ細かな生産基盤の整備等を支援するものでございます。これにつきましては、先般の濁水に対する緊急対策といたしまして、ポンプ設置や浅井戸の掘削等に支援ができるように制度の拡充を行ってございます。

次に、5の農地・水・環境保全向上対策事業でございますけれども、これにつきましては、過疎化、高齢化が進む中に、地域住民が共同して取り組む農地や水路等の維持管理などの共同活動に対しまして支援を行っているものでございます。本年度からは、これまでの活動に加えて、水路や農道などの補修を行うための制度及び予算の拡充がなされているところでござ

います。平成23年度におきましては311組織への支援を予定してございます。

次に、その下の（事項）公共土地改良事業費12億3,269万5,000円についてであります。主な事業といたしましては、2の県営畑地帯総合整備事業につきましては、後ほど別冊の資料で御説明いたします。

その下の3の県営経営体育成基盤整備事業でございすけれども、区画整理や水田の排水改良等を行うことで、担い手の規模拡大、畑作の振興などを推進いたしまして強い農業の実現を図るもので、都城市東水流地区ほかで実施することとしてございます。

続きまして、211ページをごらんください。上から2つ目の5の基幹水利施設ストックマネジメント事業でございす。これにつきましては、水路や用排水ポンプなどの農業用施設の老朽化が今後ますます進行していくこととなりますけれども、これに対する対応は極めて重要な課題であると認識してございます。このため、本事業によりまして施設の機能診断を行いまして、施設の長寿命化に向けたより経済的な補修を行っていくこととしてございます。

次に、その下の（事項）公共農道整備事業費の3億998万8,000円でございます。主な事業といたしましては、1の県営広域営農団地農道整備事業でございすけれども、門川町の沿海北部外西臼杵の2地区で、内閣府の道整備交付金などによりまして整備促進を図ることとしてございます。

次に、その下の（事項）公共農地防災事業費の3億4,517万6,000円についてであります。211ページをごらんいただきたいと思います。中ほどの5の県営ため池等整備事業でございすけれども、特に周辺に人家や公共施設があり、防

災上整備が必要なため池の整備といたしまして、宮崎市だら地区外13地区を行う予定としてございます。

次に、213ページをごらんください。（事項）公共農地海岸保全事業費の1億9,005万円でございます。これは、宮崎市二ツ建の農地海岸におきまして、沈下が生じています消波ブロックの整備などを行うものでございます。

続きまして、平成23年度の新規・重点事業について御説明いたします。

別冊の常任委員会資料の10ページをお開きください。県営畑地帯総合整備事業でございす。

次の11ページをごらんいただきたいと思います。上ですけれども、上のほうのIの畑地かんがい施設の整備を中心に、農道、区画整理などの生産基盤の整備を主に行うものでございます。特に本県につきましては畑が半分を占める畑作の盛んな地域ということもございすけれども、これまでの天水に頼った不安定な営農から、安定したかんがい用水の確保により、生産性が高く市場ニーズに対応した強い畑作農業の形成を目指していきたいと考えてございます。

10ページに戻っていただきまして、2の事業の概要にありますように、予算額7億8,154万4,000円の増額をお願いいたしまして、総額では25億1,871万2,000円を確保したいと考えております。これによりまして、宮崎市七野・八重地区外27地区、約3,000ヘクタールを対象に事業を実施することといたしてございます。

農村整備課からは以上でございます。

**○鹿田水産政策課長** 水産政策課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の215ページをお開きください。当課の補正予算額は、一般会計で7,153万8,000円の増額補正をお願いしております。この結果、6月補正後の予算額は、上段

の右から3番目の欄になりますが、一般会計と沿岸漁業改善資金特別会計を合わせまして18億5,683万9,000円となります。

それでは、主な内容について御説明させていただきます。

まず、218ページをお開きください。上から2段目の(事項)資源管理・漁業経営強化促進対策費431万円についてでございます。こちらは、説明欄の1資源管理・漁業経営強化促進対策事業といたしまして、今年度から国のほうで実施されております資源管理・漁業所得補償対策の推進に必要な県内の体制を構築しまして、制度を活用した適切かつ実効性のある資源管理や漁業経営の体質強化の取り組みを支援するものとなっております。

次の(事項)水産物流通加工対策費743万6,000円についてでございます。まず、説明欄の1魚価確保のための新しい流通づくり推進事業505万8,000円についてでございますが、本事業は、漁連、漁協が実施します新たな販売方法の検討及びその実証や改良の取り組みに対し支援することによりまして、本県漁業におきます販売方法の多様化を図るものでございます。

次に、説明欄の2水産物「みやざきブランド」推進事業237万8,000円についてでございます。本事業につきましては、「みやざきブランド」の確立と定着を図るために、ブランド認証制度を活用したPRやフェア等の開催について、流通・販売の専門家の活用、農商工等他分野との連携の促進、対象エリアの重点化などの取り組みに対する支援を行いまして、県産水産物の認知度及びイメージの向上と販路の拡大を図るものとなっております。

次の(事項)水産業による経済復興支援費5,500万円についてでございます。こちらは、説明欄

の1がんばれ宮城！水産業による経済復興支援事業といたしまして、東日本大震災支援対策に関する緊急対策に伴い補正をお願いするものでございます。

本事業につきましては、お手元の常任委員会資料で御説明させていただきます。常任委員会資料の12ページをごらんください。1の事業目的でございますけれども、本事業は、宮城県の早期復興・再生の足がかりとしまして、宮城県と関係の深い本県カツオ・マグロ漁業について、被災地である気仙沼からの要請も強い気仙沼漁港への水揚げを促進するための支援を行うものとなっております。

事業の概要につきましては、隣の13ページのフロー図をごらんください。中央の枠内の記述になりますけれども、水揚げ港につきましては、水揚げ機能のほか、えさや燃料等の物資供給機能など操業上必要な機能、いわゆる基地機能と言われるものが備わっていることが必要となりますけれども、気仙沼漁港ではこれらの基地機能も壊滅的な被害を受けまして、水揚げ港としての活用が極めて困難な状況となっております。本県の漁船によります水揚げを促進し、気仙沼の復興を支援するためには、これら機能を補完する措置が必要となっておりますが、業界独自の対応には限界があることから、業界が行う取り組みについて、県がその一部を支援する必要があります。このため、気仙沼漁港におきましてえさや燃料など物資の円滑な供給を確保するための取り組み、また水揚げしたカツオ等の円滑な流通・販売を確保するための取り組み、これらに対して支援を行いますとともに、原子力発電所の事故に伴います風評への対策としまして、三陸沖合で漁獲されますカツオ等の安全確認、またそのPRの取り組みについても同時

に支援することとしております。

12ページの2事業の概要の(1)予算額でございますけれども、予算の総額は5,500万円、このうち5,250万円が県漁連への補助、残りの250万円が県の事務費となっております。

また、(2)の事業期間でございますが、平成23年度の1カ年となっております。

最後に、債務負担行為について御説明させていただきます。同じ常任委員会資料の1ページをお開きください。下の(2)の表でございます。水産政策課の欄に掲げてございますけれども、平成23年度漁業経営維持安定資金利子補給につきまして、その期間及び限度額を設定するものでございます。

水産政策課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**神田漁村振興課長** 漁村振興課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の221ページをお開きください。漁村振興課の6月補正額は、一般会計で9億6,069万6,000円の増額補正をお願いしております。この結果、6月補正後の予算額は、右から3番目にありますように33億1,615万2,000円となります。

それでは、主な内容について御説明させていただきます。

223ページをお開きください。(事項)漁場保全対策費の361万5,000円についてであります。これは、漁場環境の保全や突発的に発生します赤潮等の被害の防止を図るほか、説明欄2の養殖安全ランクアップ事業におきましては、持続的な養殖生産と安全な養殖魚の供給を図るため、養殖漁場の実態調査や生産管理状況の調査及び魚病蔓延防止対策などを実施するものでございます。

次に、(事項)資源管理・漁業経営強化促進対

策費の452万5,000円についてでございます。これは、説明欄、新規事業の資源管理・漁業経営強化促進対策事業によりまして、資源管理に積極的に取り組む漁業者の収入安定を図るため、新漁法の導入や未利用資源の活用などに取り組むことに対しまして支援を行うものでございます。

次に、一番下の(事項)種子島周辺漁業対策事業費の3億1,562万4,000円についてでございます。これは、ロケット打ち上げによります種子島周辺漁場の操業規制の影響を緩和するため、漁協などが実施する共同利用施設の整備に助成するもので、次の224ページをお開きください。延岡地区外3地区の整備を行うこととしてございます。

次に、中ほどにございます(事項)水産基盤(漁場)整備事業費の1億1,500万円についてでございます。これは、漁業の生産力向上と豊かな生態系の維持・回復を図るための広域的な漁場整備を行うもので、高層魚礁や浮き魚礁を用いた整備、またマウンド型魚礁によります増殖場整備などを行うものでございます。

続きまして、225ページをごらんください。一番上の(事項)水産基盤(漁港)整備事業費の4億2,400万円についてでございます。これは、補助公共事業を活用して漁港の整備を行うものでございます。説明欄1の水産流通基盤整備事業におきましては、流通拠点漁港において安全・安心な水産物の安定供給を図るため、川南漁港外2つの港で防砂堤などの整備を行うものでございます。

次の2の水産物供給基盤機能保全事業におきましては、老朽化によりまして更新が必要となった漁港施設の長寿命化を図るため、北浦漁港外5つの港で機能保全計画策定のための調査ある

いは機能保全工事を実施するものでございます。

次に、一番下の（事項）漁港災害復旧事業費の3,490万円と、開いていただきまして、226ページの（事項）水産施設災害復旧事業費の1,359万7,000円についてでございます。これらにつきましては、台風等で災害が発生した際の復旧工事に要する経費をそれぞれ計上させていただいております。

漁村振興課は以上でございます。

**○日高復興対策推進課長** 復興対策推進課でございます。

お手元の資料の歳出予算説明資料227ページをごらんください。復興対策推進課の6月補正予算額は、一番上の行の一般会計で1億6,824万1,000円の増額補正をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額といたしまして5億4,641万6,000円となります。

それでは、内容につきまして御説明いたします。

229ページをごらんください。（事項）口蹄疫復興対策事業費の1億6,824万1,000円についてであります。まず、1の肉用牛資源供給体制活用事業の1億4,864万6,000円についてであります。本事業は、子牛の競り市において西都・児湯地域の農家が地域外などで購入した雌子牛を、中間保有施設や各地の繁殖農家において一定期間飼養し、発生地域等の経営再開農家に対しまして妊娠牛として供給することによりまして、経営復興を支援することとしている事業でございます。また、この中で緊急雇用創出臨時特例基金を活用しまして、中間保有施設での飼養管理者を雇用することとしてございます。

次に、2の家畜防疫指導強化対策事業の1,959万5,000円についてであります。本事業は、同じく緊急雇用創出臨時特例基金を活用しまして巡

回員を雇用し、県内すべての牛の農場を対象にいたしまして飼養衛生管理基準の遵守状況を点検いたしまして、あわせて農場におきます防疫意識の向上を図るということで考えてございます。さらに、農場情報を収集することを目的としてございまして、22年、23年度で実施することとしておるところでございます。しかしながら、ことしの1月に本県で発生しました高病原性鳥インフルエンザの影響で事業開始がおくれたということもございまして、昨年度巡回できなかった農場分を点検するために、今回補正をお願いするものでございます。

復興対策推進課につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

**○児玉畜産課長** 畜産課でございます。

歳出予算説明資料の231ページをお開きください。畜産課の6月補正額は、一番上の行、一般会計で6億1,836万1,000円の増額補正をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は29億9,694万6,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

233ページをお開きください。まず、下から2番目の（事項）畜産団地整備育成事業費の2,030万円についてであります。1の肉用牛振興施設整備事業であります。肉用牛の繁殖から肥育に至る地域的な一貫生産体制を確立するために、肉用牛の飼養管理施設等の整備をするものでございます。

234ページをお開きください。中ほどの（事項）肉用牛導入対策費の1,000万円についてであります。1の肥育牛生産振興支援対策事業であります。肉質向上のための優秀な肥育素牛の導入や増頭に対する助成によりまして、肥育経営の円滑かつ適正な推進を図るものでございます。

次に、一番下の（事項）酪農振興対策費の2,936万2,000円についてであります。このうち3の改善事業、優良乳用牛等育成確保対策事業の649万円につきましては、本県酪農の生産基盤の維持・強化を図るため、宮崎県畜産公社が実施いたします肉用牛預託事業を活用することで、強健で経済性の高い乳用育成牛を口蹄疫の被災酪農家等に供給するものでございます。

次に、235ページをごらんください。一番上の（事項）養豚振興対策費の1,346万1,000円についてであります。このうち2の改善事業、銘柄豚ブランド力強化対策支援事業の666万1,000円につきましては、口蹄疫発生の影響で系統豚「ハマユウ」の系統造成を中止することとなり、今後の県推奨ブランド豚肉のあり方の検討や、各地域の銘柄豚への支援強化を行うことで、県産豚肉のブランド戦略の再構築を図るものでございます。

次に、その下の（事項）養鶏振興対策費の878万4,000円についてでございます。このうち2の改善事業、「日本一」ブロイラー生産体制強化事業の814万5,000円につきましては、全国一の出荷量を誇ります本県ブロイラーにおきまして、飼料の自給率向上と高付加価値化をねらいといたしまして県産飼料米の利用促進を図るものでございます。

次に、236ページをお開きください。中ほどの（事項）飼料対策費の2,868万3,000円についてであります。このうち3の県産稲わら確保総合対策事業の1,960万円につきましては、県内産稲わらを増産し、輸入稲わらに依存しない安全・安心な畜産物を生産するため、稲わらの収穫、収集、調製等に必要な機械の整備を行うものでございます。

237ページをごらんいただきたいと思います。

1番目の（事項）家畜防疫対策費の1億3,348万9,000円についてであります。このうち3の新規事業、高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策事業、（1）の経営支援対策事業（制限区域外農家対策）の1億円につきましては、後ほど別冊の常任委員会資料で御説明させていただきます。

次に、4の新規事業、家畜防疫フォローアップ事業の2,756万2,000円につきましては、口蹄疫や鳥インフルエンザの防疫措置に伴います事後対策といたしまして、埋却地の管理や環境対策を実施いたしますとともに、防疫資材の保全管理や発生農家の施設復旧などを行うものでございます。

次に、別冊の環境農林水産常任委員会資料の14ページをお開きください。新規事業の経営支援対策事業（制限区域外農家対策）についてでございます。

1の事業目的にありますように、今回の高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う移動制限区域の設定によりまして、発生農場を中心とした半径5キロメートル以内に位置します食鳥処理場は、再開のための例外協議が認められておりませんで、移動制限が解除されるまでの間、閉鎖されることとなりまして、制限区域内の農家と同様に、区域外の農家におきましても鳥の出荷が制限をされたところでございます。こうした中で、制限区域内の農家につきましては家畜伝染病予防法に基づく支援策が講じられており、2月補正で対応してきたところでありますけれども、制限区域外の農家につきましては国の支援がないことから、県単独での支援を行おうとするものでございます。

2の事業の概要をごらんいただきたいと思います。（4）の事業内容にありますように、出荷

遅延対策といたしまして、約220万羽を対象に、出荷が遅延した日数に応じまして、飼料費の増加分に当たる1億9,500万円を補てんすることとしております。この補てん財源の内訳にありますように、前回、平成19年の鳥インフルエンザ発生後に、関連業界と県とで5,000万円ずつ拠出し計1億円で設置しました高病原性鳥インフルエンザ経営支援基金を充当することといたしまして、先ほどの1億9,500万円とこの1億円分の差であります不足分の9,500万円と、②の事業主体の事務事務に要する経費として500万円、合わせて1億円を今回お願いするものでございます。

事業主体は、宮崎県畜産協会を予定しております。

次に、債務負担行為について御説明いたします。常任委員会資料の1ページをお開きください。(2)の債務負担行為の下の方にあります、2段目の欄であります。平成23年度における家畜疾病経営維持資金の利子補給について、期間及びその限度額を設定するものでございます。

畜産課については以上でございます。

**○田口委員長** 議案第1号に関する執行部の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

---

午後1時0分再開

**○田口委員長** 委員会を再開いたします。

先ほど説明をいただきました議案第1号についての質疑はございませんか。

**○押川委員** 233ページの畜産団地整備育成事業費でありますけれども、これは、口蹄疫が発生したところで、繁殖牛を別のところで飼育していただいた分を見るということだろうというふうに思いますけれども、そういう観点の中で意

見を言いたいと思いますけれども、どのくらいの頭数がいたのかわかりますか。

**○児玉畜産課長** 今の御質問ですけれども、畜産団地整備育成事業費の中の肉用牛振興施設整備事業につきましては、今、委員が言われたものと違ひまして、これは、今のところJA日向の肥育施設を整備したいということで話を進めておるところでございます。

**○押川委員** 済みません。間違いました。何かそんな感じでちょっと聞いたものですから。そういうのはなかったわけですか。

**○日高復興対策推進課長** 今、押川委員のほうからございました部分につきましては、229ページの肉用牛資源供給体制活用事業におきまして……。

**○押川委員** それです。1番の1億4,864万6,000円、これについてちょっと。

**○日高復興対策推進課長** この事業につきましては、委員からお話ございましたように、当初対象としておりますのが1,300頭程度の家畜雌牛を地域外で飼われて、中間保有施設もしくは地域外の農家のほうに一時お預けさせていただいて、そこで妊娠牛あたりにしたものを地域に持ってくるというようなことを考えている事業でございます。

**○押川委員** この1,300頭の中で1頭当たりの経費あたりを1億4,800万の中から助成をするということでもいいんですか。

**○日高復興対策推進課長** 今、委員からおっしゃったとおり、預かる地域によって価格差はございますけれども、基本的にはこのような形で助成をすることにしております。

**○押川委員** それから236ページの飼料対策費、先ほどありましたように県産稲わら確保総合対策事業ということで、これは機械整備に補助さ

れるのかなというふうには実は思ったところですが、内容についてももう少しお聞かせください。

**○児玉畜産課長** この県産稲わら確保総合対策事業につきましては内容が2種類ございまして、当初予算のほうで、飼料用米の作付をふやしてその稲わらを利用していくという対策として10アール当たり2万円を支援するというので、これは当初のほうで予算化をしております。今回補正でお願いしております分は、作付した飼料用米をもみとして利用する部分と稲わらとして活用する部分に必要な機械です。これは国が対象にしていないような小型の機械になるわけですが、そういった機械の導入を補助率3分の1で支援していくというものでございます。

**○押川委員** 最初の飼料10アール当たり2万円ということでありまして、これの大まかな面積、それと今の後半部分でありますけれども、これは導入に対してなのか、あるいはリースあたりに対してなのかということがもしわかればお聞かせください。

**○児玉畜産課長** 10アール当たり2万円の面積ですが、23年度は180ヘクタールを考えてございます。それから機械につきましては、もみ利用といたしましては、コンバインでありますとか乾燥機、それからわらの利用につきましてはテッダーレーキ、ロールベールなどの機械を、リースではなくて導入を支援していきたいと考えております。

**○押川委員** コンバインとか稲わらを結束する機械の導入に対する補助ということですが、台数あたりはどのくらいを考えていらっしゃるのでしょうか。

**○児玉畜産課長** もみを利用するほうの機械で

コンバインと乾燥機で3セット、それからわらを利用するほうの機械といたしましては、テッダーレーキとかウエルとかロールグラブで6セットを考えております。

**○押川委員** 補助金がわかれば、どのくらいを予定されていますか。

**○児玉畜産課長** もみ利用のほうは1,000万円です。それからわら利用のほうは960万円ということでございます。

**○福田委員** 233ページ、先ほど押川委員から出ました肉用牛振興施設整備事業、これは恐らくJAのリース牛舎と思いますが、これは非常に喜ばれている施設で、今、県内でたくさん整備がされています。そこで、一つだけ感じますことは、現在、問題ないと思いますが、建設用地が、この前の口蹄疫で困りました埋設地の確保、あるいは水がわからない地域、その辺をしっかりとチェックされて事業が行われているかということが一つ。

もう一つは、農業振興公社が介在して畜舎等の建設が行われておりますが、その場合、私は以前、対象農家から、「直接やってもらうよりも、県の公社をかませることによっていいこともあるが、建設単価が随分はね上がっている」と。そういうことを実例をもって数字を示されました。今まで実施したことはやむを得ないと思いますが、これからはやっぱり建設単価が引き下がる方式でのリース物件が整備できるように、それと建設予定地はあくまでも、今、中野議員は埋却地のプロですが、埋却地の問題や水の問題をしっかりと対策を考えて用地を選定されているかどうか、その辺をちょっとお聞きしたい。

**○児玉畜産課長** 用地の選定の件でございますけれども、水の問題とか地下水の問題は、今後とも事業主体や受益者と十分協議してやってい

きたいと考えております。

それから、公共事業での建設単価の問題ですが、私どもも公共事業と非公共事業でやった場合の建設単価に大きな差があるというようなことを聞いておまして、平成17年と平成20年に、非公共事業でやった牛舎整備につきまして、公共事業での設計試算をさせてみたところでございます。4例やりました、1例は非公共のほうが高かったんですけども、残りの3例につきましては公共事業の単価のほうが若干高いという結果が出ております。平米当たりになりますと2万1,000～3万9,000円の牛舎でありましたけれども、その中で平米当たり2,200～2,800円ぐらい公共のほうが高かったということでございますが、詳細を見てもとすると、諸経費の部分で一般管理費が非公共のほうに入っていないということでございまして、そこを差し引きまして、実質、直接工事費で見てもほとんど差はないというような状況でございます。それから、今まで畜産課のほうで500平米未満の非常に小さな牛舎を建設しておまして、29件の実績を見ましたところ、平米当たり1万7,000～3万2000円程度でできておるということで、一概に公共が非常に高いというような状況ではないと認識しております。

**○福田委員** 課長も実例を挙げて御説明されましたが、私も実例を見て、ああ、開きがあるなということを感じました。私は、公共、非公共どちらでリース物件を建設されても構わないと思いますが、受益者が将来償還をしていくわけですから、その負担が軽くなるように御配慮方をお願いしたいと思っております。

それから用地の選定、これは口で言うのは簡単ですが、リース物件を希望する皆さん方が、隣接を要望したり、施設を設置する場所

等の反対等もあってなかなか厳しいと思いますが、私が今見ているところでは、どうも埋却地や水位の問題等が考慮されなくてつくっているということ、周辺の皆さんから、「おまえたちはそういう論議をいっぱいしているようだが、全然」というお話を聞きまして、現地を見ました。残念ながら、2カ所についてはちょっと心配だなという気持ちがございます。これは着工時点の経緯もあるでしょうから、これからそういう心配等は起こらないような設置場所の選定をぜひお願いしたい。要望にしておきたいと思っております。

続きまして、235ページです。「日本一」のブロイラー生産体制強化事業、飼料米を使つてのブロイラーの飼育実験、時期を得たものだと考えております。特に米がこれだけ価格が下がってまいりますと、あるいはまた水田の保全の立場から、本県は場合によっては二期作もできるわけですから、食料以外の加工や飼養用米等についてはまだ拡大の余地があると思ひまして、水田のフル活用ができる道かなと思ひます。そこで、この814万5,000円、どういう内容で飼料米の給餌実験をされるのか、ちょっと説明をいただきたいんです。

**○児玉畜産課長** この814万5,000円ですけれども、飼料用米と輸入トウモロコシとの差額キロ当たり18円を補てんしたいと思ひておまして、10アール当たり630キロの収穫を考えておまして、60ヘクタール分で約680万程度になります。それでできた鳥を付加価値をつけて売るといふ体制を整備するのに34万ほどの予算を予定しておまして、あとは事務費ということになります。

**○福田委員** 最終的には、やっぱり消費者あつてのブロイラー生産ですから、コスト的に採算

がとれないといけません、これは恐らく差額の補償をするから実験に参画するわけですし、差額補償が将来は消えても飼料米を使ってブロイラーの生産ができるような技術体制を、畜産試験場を中心に確立したいなど。宮崎県はブロイラー日本一ですから、これは豚についても言えますが、県内産の飼料穀物を使っての飼養頭数の増加は救世主になると思うんです。宮崎県の耕種群のですね。これも要望であります、実験が実験に終わらないようお願いをしておきたいと思います。

**○坂口委員** 218ページ、水産関係です。上から2項目めの資源管理と経営強化促進対策、具体的に所得補償までいく経営体を何個ぐらい見ておられるんですか。

**○成原漁業・資源管理室長** 国の資源管理・漁業所得補償対策というものを受けて、本県でもより一層資源管理を強化したいということでございまして、国の制度を基本としております。国の制度は、資源管理に参加する方、これは自主的な資源管理という意味でそれほどハードルの高いものではございませんけれども、それを条件に共済への掛金助成をしましょうということになってございます。掛金助成がありますと共済に非常に入りやすくなりますので、共済に入ってください、経営をまず安定化させた上でしっかりとした資源管理を進めていこうという考え方に立っておりますので、我々としてはできるだけ多くの方々に参画をしていただきたい、共済にも入っていただきたいと考えて広めておるところでございまして、いかにせん、共済という自由意思で加入されるということなものですから、我々としては昨年以上に共済に加入していただけるようにという目標を立てつつ、今、一生懸命共済組合と連携しながら

広めているという状況でございます。

**○坂口委員** これが完全に成功すればすべてが丸くおさまるといっているので、一石三鳥、四鳥ねらせる事業だと思うんです。具体的には資源管理計画を、既成としての資源管理プラスアルファの自己管理、自分の管理分を計画を策定して、それを実践したときに、たしか37万ぐらいですよ、40万ぐらいだったですかね、共済補てん。共済費を見てくれるというのが40万前後だったと思うんです。しかも共済の加入率の低さと、40万共済掛金を補助してあげますよでしょう。タイトルは「漁業所得補償」ですよ。農業の所得補償みたいな感覚です、名前は。中身はそうじゃないです。

じゃ、実態がどうかということを見ると、今、県内の5トンの沿岸漁業で、ひき縄、一本釣り、網、この3つをセットでやっても水揚げが年間570万ぐらいで、手取りといたら200万ちょっとぐらいでしょう。270万行くかいかな。一本釣り専門なんていうのは、低い船というのは167万ぐらいしか揚げていないですよ。揚げている船でも400万ぐらい。そんな中で共済掛けて自己負担までやって、魚がとれなくて飯が食えないのに、さらにとりませんなんて計画を組んで、それを所得補償なんていうのは、僕はけしからんと思うんです。だから、どれぐらい見込んでやっておられるのか。所得補償、ありがたい話だ、補償してもらおうということで、本当に資源管理がやれるような資源を、今、宮崎の沿岸は持っているのかどうかですね。もっととってくださいと言わなきゃ飯が食えないんじゃないかという気がするんです。そのところどんなさかれています。頑張ってくれば資源を県もしっかり増殖していきますよ、いつでもとれるように期待にこたえますよ。だから、1年間、2年間辛

抱して管理しようというんならまだしも、新たなセットの事業はないんでしょう。資源を増殖していくような、ソフト、ハード含めて。

**○成原漁業・資源管理室長** 今、委員がおっしゃった資源管理・漁業経営強化促進対策事業の中で3本の柱を持っておりまして、漁村振興課と一緒にやっていくことになるんですが、1つ目は、データを取得してしっかりと評価しなきゃいけないということがありますので、体制整備が一つ。それから、先ほど委員が御指摘になったように、さらなる資源管理、漁獲抑制ということになりますと経営は非常にきつくなるということですから、支援という部分を2本目の柱として持っております。3つ目が、経営指導という部分で、資源管理をやっていく計画を立てていただく中で、どうしても漁業者の方と合意形成というものが不可欠でございますけれども、経営指導とか漁法の転換、効率的な操業みたいな支援もあわせて行うことで、そういう痛みを和らげつつ一緒になって、資源管理というかたくさん安定的にとれるような資源にしていきたいということでございます。

**○坂口委員** それですべてがうまくおさまればいいことなんでしょうけれども、それに果たして漁業者が乗ってくるか。それを信じて、何年後かには資源がふえてくるんだ。だから、今ただでさえ少ないけど、さらに我慢しようという気持ちになってくれるかというのが一つ。

じゃ、所得を保障してあげますよといったって、言われるようになってない共済は入れないんです、掛金が。それを補てんしてあげますから共済に入ってください、資源を管理していけば掛金を支援してあげますよということでしょう。それは所得につながらないんですよ。本当はつながっているんですよ。共済に入って、い

ざというときのための担保を持って、それも40万なりでも年間補てんしてもらえれば、安くて共済に入られる。これは所得じゃないですよ。万が一のときに何かが発動されますよというやつで、生活に直結しないもので、今まで以上に水揚げを下げ切れるかということです。我慢させるんなら、何年後にこれからハード事業をこうやっていく、増殖事業をこうやっていく、だから水揚げは上がりますよ。また、下がった分、こういった流通の工夫を凝らすから魚価が上がりますよ、そういったもので所得は確保しますよと、資源を管理しながら、漁獲をさらに減らしても。魚はますます安くなるばかりでしょう。そんなので本当に乗ってこれるのかということと、それをやっていって宮崎の将来の漁業に責任を持てるのかということを知っているんです。考えとしては僕も大賛成なんです。でも、絵にかいたもちになりはしないかなど、2,000余りある経営体の中のどれぐらいの経営体が、自主管理の資源管理計画を策定してこれに乗っかると見込んでおられるのか。

**○成原漁業・資源管理室長** 本県の漁船漁業の経営体の数というのが、平成20年1,356ございまして、このうち共済に加入されている経営体が4割ぐらいの実績でございますが、これに上乗せを想定してまして、実際、今入っておられる方の実数というと540ぐらいですけども、これを600程度、要するに半分近くの方々が加入ベースになるようにやっていきたいと考えているんですが、それは当年度の目標でございます。翌年度以降はさらに、共済制度の問題点も整理しながら少しずつではありますけれども拡大をしていきたいと考えております。

**○坂口委員** とにかく頑張ってもらうしか仕方ないけれども、それがためにもほかの事業がセツ

トされないと、本当に宮崎の水産は成り立たなくなると思うんです。これは答えようもないだろうけど、そういったものがほかに上がってきてないですよ。この事業で資源をふやしてくれるんだとか、これで魚価を上げてくれるんだというのがないから、本当に大丈夫かな。共済なんかも半分以下に落ちているような、今言われた540、60ふやしたって600です。本当に大丈夫なのかなという心配を持っているから。大歓迎なんですよ、何かを講じなきゃだめだというのはわかっている。それでも漁業の所得補償が始まるらしいということがずっと聞こえてきた。当然、自分ところの台所に、あるいは財布の中に金が入ってくる補償だと思ったら、共済に入る人を応援してあげますよ、これは僕らの感覚から言うと所得補償じゃないです。これは今幾ら言ってもしょうがないけど。

次に、がんばれ宮城ですけれども、これも大歓迎ですね、何とかしてあげたいですよ。漁業者もその意気込みを持っているけど、問題はカツオ船のえさです。えさというのは畜産の流通以上に独特な世界で、今、宮崎の船が何ぶ宮城県のほうに行っているのかわからんけど、それにえさの買付人、えさ場を持っている仲介者が何人ぐらい関与しているんですか、宮崎の船。

**○鹿田水産政策課長** 例年ですと、本県のかつお一本釣り船のうち26隻ほどが気仙沼を基地に操業しております。気仙沼でえさ（生きたカタチイワシ）のお世話をしている業者さん、4業者あると伺っております。

**○坂口委員** その4業者がそれぞれのきんちやくなり棒受けなりの向こうの漁業者を握っていると思うんです。まき網なりの漁業者を果たして4業者が幾つ握っているかです。だから、えさが購入できるかどうかです。その見通しは

どんなにされているんですか。

**○鹿田水産政策課長** 今、委員御指摘のとおり、現地の4業者がそれぞれ、三陸では定置が主体となっているそうですが、定置網の網元からカタチイワシを購入してえさを供給されているということですが、相当数の定置網が被災してしまして、まだどれだけが今期再開できるか見通しは立っていない状況でございます。ただ、気仙沼の近郊では2業者ほどの定置網が再開する見通しだと、また岩手でも数業者は再開できるというお話は聞いておりますが、例年に比べてどれだけの数量が確保できるのか見通しは立っていない状況です。また、えさにつきましては、九州沿岸とか関東以南の海域から、買い回しというふうに呼ばれていますが、業者さんが引いている部分がありますので、そこでどれだけ供給できるかということが重要かと考えております。

**○坂口委員** もちろん漁業者が一番そのことを心配して、十分な見通しも立ててのあれだろうけど、えてして漁業者は親分肌的な、飯は食わんでも何とかしてやりたいという意気込みが先行していくんですよ。宮城のあの現状を見て、自分らが兄弟みたいにしてる基地がやられたというので、それに行政がそら行けどんどん後押しをしていくと、今のところ行き詰まる。4業者のえさというのは物すごく責任の大きい仕事ですから、それなりの渡りはつけて持っているんです、よそにですね。では、こちらでえさが手に入らない。大村あたりのえさとつながりはあっても、長崎あたりまでえさ積みに行っから宮崎の船をまた石巻まで回すのかという効率性ですね。えさ買い人が見たら、このえさは1週間もつえさだとか、これは3日しかもたないとわかるんです。そこらのかすをつかまされ

る心配とか。こちらから20数隻の船団で行くと言われたですよね。しっかりした定置網を握っている業者が残っているところとコネクトを持っている漁船はいいですよ。そうでないところは必ず落ちこぼれていきます。

だから、そら行けどんどんで後押しするのは物すごく歓迎だけれども、困っているところを何とかしてあげたいというのはですね。国挙げてやっているときに。だけれども、そこらまでしっかり目配りをしながら、えさの確保はこうだよ、ああだよ。場合によっては中積みを回してもえさはちゃんと仙台に届けてあげるよ。ほかの農産物ならあるじゃないですか、車屋に補助金を出したりして輸送コストを助成してあげたり。どうも水産は片手落ちのような気がしてなんののですよ。農業政策なんかには比べたら冷たいなという気がするんです。もう一回しっかり見てほしいけど、20数隻の船が行って、漁場まで生きていくようなしっかりしたえさを、そしてあした出航したいというときはきょうえさが確保できる、船を遊ばせずに済むという見通しが立っているかどうかもしっかりやっぴかないと、情に流されてやっぴいくと宮崎の船をだめにする心配があると思うんです。

これはやらなきゃいけないということもわかっているんですよ。みんなで助けなきゃだめだということもですね。あれだけの災害を受けたわけですから。そして船というのは、沖に出たらその中ですべてを成り立たせなきゃだめなわけですから、一つの国なんです。どこともつながらない海の上なんです。すべて賄ってまた目的果たして帰ってこなきゃだめなんです。だからそこに感情論だけでそら行けどんどんでやらせちゃだめですよ。よっぽどしっかりした裏づけを持って、心配事は整理しておいて、いざ

というときは対応できますというものを持たないと、どんどん行け行けというような気がするからですね。物すごくいいことをやっておられるんです。困っている人を何とかしてあげたいというのは。助ける側がやっぴと生きているというのが今の経営の実態です。そこが一步間違っただけでこちらもこけてしまったら、助けるどころじゃないんです。こちらの力を持続できながら助けてあげるといふ見通しを行政はしっかり補ってあげてほしいということ。こういうことを想定して何か準備されていますか。

**○鹿田水産政策課長** この事業の中でえさの買い回し、三陸以外の地域からえさを持ってくる経費を支援できないか。気仙沼の業者さんが買い回しをしなければならなくなりますので、そこに何らかの支援できないかということも想定しております。

**○坂口委員** そのときに、買い回しができるか、どこのえさ場からどの業者さんが買えるのか。なかなかえさは手に入らないんです。不足しているんです。出航できない船がいるのに、お得意さんを外してそんなところにあげるところが本当に見通せるのか、そういうところをしっかりとってきてくれますかということ。

**○鹿田水産政策課長** その点につきましては、現地の業者さん、また本県の県漁連、また国のほうとも連絡をとりまして十分問題のないように対応したいと思っております。

**○坂口委員** ぜひそこをお願いします。たまたまイワシが大量ぎみだったから可能性あるかもわからんけど、これは一時的な出来事だからですね。例年のを見ないと、えさが足りないですよ。

**○押川委員** 210ページの県単土地改良事業費の中の3みんなで作るいきいきふるさと事業と

いうことで、今回の渇水によります大変な早期  
水稻の準備の中での助成だというふうに理解し  
ておるんですが、そういう方向でよろしいです  
か。

○宮川農村整備課長 委員おっしゃるとおり、  
いきいきふるさと事業を拡充いたしまして、先  
般の渇水に緊急的に対応する事業といたしまし  
て、例えば浅井戸を掘ったり、ポンプを設置し  
て再利用させる、そういった経費につきまして  
助成をするということに拡充してございます。

○押川委員 県内でどのくらいやったのかとい  
うことと、補助率はどのくらいを予定されてい  
らっしゃいますか。

○宮川農村整備課長 県内で言いますと65カ所、  
事業費で言いますと、今要望が上がっている段  
階で5,500万、補助率が50%で、2分の1を県の  
ほうで支援するという制度にしてございます。

○押川委員 この1,640万という予算でこれが賅  
えるんですか、要望が出ている中での。

○宮川農村整備課長 みんなでつくるいきいき  
ふるさと事業につきましては、今回の肉付けも  
含めましてトータル8,200万ほどの予算を確保し  
てございます。その中で対応していくというこ  
とにしてございます。

○押川委員 ありがとうございます。わかり  
ました。

下の5番の農地・水・環境保全向上対策事業  
ということになりますけれども、これも集落等  
で草刈り、あるいは排水の整備あたりに使う補  
助ということに理解をいたしますけれども、こ  
れは今、県内どのくらいされていらっしゃいま  
すか。

○宮川農村整備課長 平成22年度末現在で301組  
織が活動していただいております。農地面積  
にすれば約1万4,700ヘクタールを対象に交付金

を交付しているということにございます。

○押川委員 この事業というのは5年間とい  
うことでありますけれども、継続というのはあ  
るのでしょうか。わかる範囲内で結構でありま  
すけれども。

○宮川農村整備課長 この農地・水・環境保全  
向上対策につきましては、平成19年からの5年  
間の対策ということで、今年度が最終年度とい  
うことになってございます。これを継続するか  
どうかにつきましては国のほうで判断されるこ  
とになろうと思うんですけれども、この事業、  
集落を下支えする貴重な交付金だということ  
で強い要望もいただいております。また、この事  
業には反対するようなところは余りないと思っ  
ておりますので、継続されるんだろうとは思っ  
ておりますけれども、我々としましてもしっかり  
と要望していきたいと考えてございます。

○押川委員 私も、さきの日曜日、4時間程度、  
パートナーシップとこれの事業と取り組んでき  
たところでありまして、高齢化の中で、  
排水あたり用水整備がなかなか大変でありま  
して、こういう事業を活用して大変喜んでいら  
っしゃる集落も多いと思いますし、地域も多い  
と思いますので、私のほうからもぜひ、継続の方  
向で要望していただくとありがたいというふ  
うに要望しておきたいと思っております。

それから、先ほど落としましたんですけれども、229  
ページ、口蹄疫復興対策事業費の2番の家畜防  
疫の指導強化事業ということで、22年度新燃岳  
の噴火あたりでなかなかできなかったというこ  
とで、22年、23年度の事業ということで、農家  
を守るための予算ということに理解をしたわけ  
でありますけれども、どのくらいの方がどうい  
う状況で回っておられるのか、できればお聞か  
せ願いたいと思っております。

○日高復興対策推進課長 この家畜防疫指導強化対策事業におきましては、緊急雇用の基金を使いまして、今回の補正予算まで含めると延べで約4,700名の方々を雇用すると、これは人日ということで延べの人数になってございます。平成22年は実数として72名雇用させていただきました、その中で約2,200～2,300戸の牛の農家の巡回をさせていただいたという状況でございます。

○押川委員 そういう巡回をされる中で、復興がなかなか伸びてこない、そういう状況の話もされながら、そういった情報もとられるというようなことでよろしいでしょうか、巡回内容。

○日高復興対策推進課長 今回の雇用している方といいますのは、緊急雇用の事業を使ってございますので、基本的には失業者の方々になってございます。そういう意味からしまして、今回、回っていく中での調査の項目といたしましては、農場の情報ということで、例えば農場の配置図、位置情報とか、さまざまな飼養の情報、もしくは消毒槽の設置の状況、こういったものを確認するというところで回っていただいているところでございます。

○押川委員 事前に皆さん方がマニュアルをつくられて、そのマニュアルをもって緊急雇用ということでそういう人たちに農家を巡回してもらおう、そういうことですか。はい、わかりました。

○田口委員長 ほかにございませんか。

それでは次に、その他の議案、議案第15号、議案第18号、議案第19号の審査を行います。

それでは、順次説明をお願いいたします。

○宮川農村整備課長 農村整備課でございます。

常任委員会資料の16ページをおあけください。議案第15号「農政水産関係建設事業執行に伴う

市町村負担金徴収について」でございます。

今回、補正予算でお願いしております海岸保全施設整備事業につきましては、右側に記載のとおり、事業費の100分の10の市町村負担を予定してございます。本年度は宮崎市の二ツ建地区で事業を実施する予定であることから、あらかじめ市の意見を聞きまして同意を得ておりますが、海岸法第28条の規定によりまして議会の議決に付するものであります。

農村整備課からは以上でございます。

○郡司農政企画課長 続きまして、常任委員会資料の17ページをごらんください。議案第18号「第六次宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について」であります。

説明は、本冊の「第七次宮崎県農業・農村振興長期計画（案）」と、同じくその概要版というのがございますが、これで説明をしたいと思っております。

まず、計画の策定経過について御説明をしたいと思っております。本冊資料の190ページをお開き願えればと思っております。本計画は、平成21年6月に当常任委員会で策定方針等の説明をした後に、9月に開催いたしました農政審議会に策定を諮問し、その後、庁内外での検討や議論を進めてまいりました。当常任委員会にも、本県農業の現状と課題、長期ビジョン、計画素案と、検討の進度に合わせてその都度御説明をし、御意見をいただいていたところでありますが、去る5月23日に農政審議会から答申をいただき成案となったことから、今回、県議会に議案として提出させていただいたところであります。

続きまして、概要版の3ページを見ていただきたいと思っております。先ほど坂口委員からもちよっとお話がありましたけれども、審議をしていただくに当たって、まず、これまでの長期計画の

変遷につきまして若干御説明をしておきたいと思ひます。

本県が農業に関する長期計画を策定いたしましたのは、昭和35年、宮崎県防災営農計画が最初でございました。この計画は、当時、台風銀座と言われておりました本県におきまして、台風の時期を避けた営農方式を導入するという画期的なものであったと思ひます。その中で早期水稻の導入であるとか、施設園芸、畜産の振興など、現在の本県農業の原型というものをつくったという点では大変意味のある計画であったと考えております。その後、おおむね10年ごとに、ここにキーワードというのがありますけれども、防災営農から、次は日本の食料供給基地を目指した二次計画（新計画）、その後、集落営農の考え方をいち早く示した三次計画、それから全国に先駆けて農産物の世界にマーケティングの考え方を導入した四次計画、国際化に対応した競争力強化を目指した五次計画、食の安全・安心をテーマとして大きく取り上げた六次計画と、これまでそれぞれの時代の課題に対応して6次にわたる計画を作成してきたところであります。ページの左側に産出額とか順位とか掲げているところであります。

そういう中で、今回、7次の計画ということになりますけれども、多くの課題に直面するとともに、今回は、県内外での危機事象の頻発ということを踏まえた計画策定ということになります。

1ページ戻っていただきまして、2ページをごらんください。計画の全体構成についてお話をしたいと思ひます。計画は、序章に続きまして、第1編長期ビジョン、下のほうになりますけれども、第2編が基本計画、第3編地域別ビジョンの3編から構成しております。

第1編長期ビジョンは、平成32年度を目標年度とする10カ年計画です。長期ビジョンは、第1章の本県農業・農村の現状から、ずっと下へ行っていたいただきまして、第6章計画実現に向けた推進体制までの6つの章で編んでいるところであります。この中では、口蹄疫等の発生を受けまして、第3章として「危機事象への備えと対応」を新たに章立てし、その実現なくしては計画の目標達成はないという姿勢を強く打ち出したところが、一つ特徴ではないかと考えております。

第2編基本計画では、長期ビジョンの実現に向けた今後5年間の具体的な施策を記述しております。

ここでもう一度本冊のほうを見ていただきたいんですが、68ページを開いていただきたいと思ひます。基本計画では、1つのテーマについて、基本的には見開き2ページで見てとれるように構成しておりまして、左側のページに現状と課題、5年後の数値目標、フロー図を、右側のページに展開する施策を記述し、実践事例を写真とともに紹介するというふうな構成にしております。また、一番下のところになりますけれども、中長期的に検討すべき事項についても記述することにしたというのも、今回初めて入れたというか、工夫をした点の一つでございませう。

第3編が地域別ビジョンということになるんですが、支庁・振興局単位に県内7地域がそれぞれに目指す将来ビジョンを記述しておりますが、本冊で言いますと、176ページを見ていただくとうれしいと思ひますが、中部地域ということでございませう。この地域ビジョンにつきましても見開きの2ページで全体が見通せるような構成でございませう。左側のページに、「地

域農業・農村の特徴と課題」「めざす将来像」「基本的方向性」を整理し、右側のページに「めざす将来像のイメージ」と「特徴的な実践事例」を写真を入れて紹介するというような構成になってございます。

ここからは概要版のほうで進めていきたいと思っております。あけていただいて、4ページを見ていただきたいと思います。危機事象への備えと対応、先ほど紹介したことでございます。昨年度発生いたしました口蹄疫は、本県経済に約2,350億円の影響を与えました。また、高病原性鳥インフルエンザでは91億円の影響が、新燃岳の火山活動では12億円の被害が発生しております。加えて、東日本大震災など想定を超えた危機事象が頻発しておりますことから、本計画では多様な危機事象への「備え」と「対応」を計画推進の大前提として位置づけさせていただきました。すべての関係者が日ごろから常在危機の意識を持ち、新たな危機事象に対応できる防災営農の視点に立った具体的な取り組みを推進していくことを明記しておるところであります。

次に、5ページ、6ページを開いていただきたいと思います。本県農業・農村の現状と課題として、ここでは、担い手の減少や高齢化が一層加速化することや、燃油・配合飼料の価格高騰の状況、あるいはバイオ燃料の生産見通し、さらには耕作放棄地であるとか鳥獣被害の推移等をグラフや表で示しますとともに、それらの課題を解決するためにどのような視点が必要なのかということを整理させていただいているページです。皆さん十分御承知のことだと思いますので、ここはこれくらいにしたいと思います。

それから、あけていただきまして、7ページ、

8ページをごらんください。本県農業・農村が有するポテンシャルと経済波及効果ということでございますが、これは今回の長期計画で初めて盛り込んだ項目でございます。まず、7ページの上のほうになりますけれども、国においては、平成17年全国産業連関表をもとに、国内の農水産業の生産額から国内における最終消費額を試算しておりまして、生産額10.6兆円が、最終消費段階では約7倍の73.6兆円になると試算をしております。一方、平成17年宮崎県産業連関表の生産分析によりまして、本県農業が県内経済に及ぼす影響について試算をしてみますと、仮に県内農業の生産額が100億円増加した場合には、146億円の経済波及効果と約600人の雇用創出が見込まれるとの試算結果を得たところでございます。

さらに、8ページのほうでございますが、中ほどのフローをごらんいただきたいと思います。すけれども、このフロー図は、本県の農業生産額3,200億円のうち1,600億円が県外に移出し、県内で利用されているのは、残りの1,600億プラス、県外から県内に移入されている800億円と合わせて2,400億円、それを、下のほうになりますけれども、一般家庭消費や外食で700億円、加工向けで1,700億円利用しているという実態を示したものでございます。例えば、ぎざぎざが書いてありますけれども、現在、県外に移出（出荷）している農畜産物のうち100億円分を県内に保留し県内の食品製造業等で利活用した場合には、計算上、380億円の経済波及効果と約2,000人の雇用創出が見込まれるという試算結果が出ております。地元の農産物を地元で加工することにより農産物の付加価値を高めるということで、本県農業の振興はもとより、県内の農業以外の産業の活性化にもつながることを示しているも

のと考えています。

続いて、9ページ、10ページを見ていただきたいと思います。「計画の目標とめざす将来像」という項目でございます。今回の七次長計では、本県農業・農村の潜在力をフルに発揮した「みやざき農業の新たな成長産業化」を計画の目標として掲げております。この中で特に、産業間の垣根、地域の垣根、産学官の垣根を越えた「連携」と「参入」という言葉を、農業の成長産業化実現のキーワードとして位置づけさせていただいております。

また、計画の推進に当たりましては4つの視点からのアプローチを掲げておりますが、その視点の1、一丁目一番地には「儲かる農業の実現」を位置づけました。これは、担い手の減少が確実視される中で、すぐれた担い手を確保していくためには、まずは農業所得の確保、すなわち「儲かる農業」の実現が不可欠であり、そのために関係者の知恵と工夫を結集することが今最も重要であるという認識からであります。この「儲かる農業」を基点に、2つ目の視点「循環型社会と低炭素社会への貢献」、3つ目の視点「連携と交流による農村地域の再生」、4つ目の視点「責任ある安全な食料の生産・供給体制の確立」を関連づけながら、計画目標の実現にチャレンジしてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、11ページをごらんください。戦略プロジェクトでございます。ここには、今御説明しました4つの視点に対応する4つの戦略プロジェクトの取り組み概要を記載しております。

まず、農業所得の向上プロジェクトでは、「連携」と「参入」による意欲ある多様な担い手の育成・確保、農業資源の円滑な継承とフル活用

の推進、土地利用型農業の展開や産地における加工機能の強化、さらには、「健康」と「環境」に着目した新たな商品価値の創出や、アジアをターゲットにした輸出拡大等に取り組んでいくこととしております。

次に、資源・環境の利活用プロジェクトでは、未利用バイオマス資源の利活用の促進や環境保全型農業の推進、太陽熱・太陽光等の再生可能エネルギーの農業分野での利用促進などに取り組んでいくこととしております。

3つ目の農村地域の活性化プロジェクトでは、「農」を核とした農商工連携等の推進による地域の活性化や、近年被害が顕在化しております鳥獣被害に打ちかつ農業の確立等に取り組んでいきたいと考えておるところであります。

4つ目の食料供給基地の責務の遂行プロジェクトでは、家畜防疫の強化による安全な畜産モデル産地の構築や、食育や地産地消運動の推進による食と農に対する県民理解の醸成にも引き続き取り組んでいきたいと思っておるところであります。

12ページをごらんください。12ページは、今、4つの戦略プロジェクトを申し上げましたが、既に県内で取り組まれている事例や、現在準備を進めている取り組みなど、県内での代表的な取り組み事例を挙げさせていただいているところであります。実際に先駆的な取り組み、ビジネスモデルがあるということをお示ししたいということで、こんなふうに掲げさせていただいたところであります。

続きまして、13ページのほうをよろしく願います。主要指標でございます。

まず、農家と農業従事者の展望でございますけれども、昭和1けた世代の農業者が70歳代半ばを迎えるという今日、今後10年間で、総農家

数、販売農家数、主業農家数ともに現状の7割程度まで減少するという予測をしております。

このような中で注目しているのが農業分野における雇用です。中段の農業就業人口と雇用人口の構造展望をごらんいただきたいと思いますが、農業就業人口も農家戸数と同様に右肩下がりとなっていきますが、その中で雇用人口についてはかなり伸びていくのではないかと見ております。本県農業の産業としての規模を確保していくためにも、大規模農家とか法人による雇用人口の増を一つの対応策として考えてみる必要があると考えております。

14ページになりますけれども、担い手構造の展望とあります。これにおきましても全体としての経営体の減少は避けられない状況であると分析しておりますが、特に高度な経営力と技術力を備えた農家の育成であるとか、集落営農組織の育成・確保などに取り組んでいきたいと考えております。

経営資源の利用展望では、農地、耕地面積について掲げておりますが、今後とも農地転用等により一定程度面積が減少すると見込んでおりますけれども、経営耕地面積につきましては、担い手への利用集積や耕作放棄地の解消・整備により現状維持をしていくという方向で考えております。また、新規需要米や加工・業務用野菜など食品産業との連携による新たな産地の育成や、焼酎原料用カンショ、飼料作物など需要に的確に対応できる産地の構築に取り組み、耕地利用率のほうは向上させていこうということで計画に盛り込んでいるところであります。

15ページ、16ページをごらんいただきたいと思っております。ここでは、本県農業の生産構造の見える化として、今回初めて生産構造の図表化に取り組んでみました。上段が農業経営体数、中

段が経営耕地面積、下段が生産額をあらわしております。

15ページの21年度の生産構造を見ていただきますと、経営体数では約24%にすぎない農業法人、主業農家が、土地利用の面では経営耕地面積の約62%を担い、生産額においては約90%を担っていることがわかるのではないかと思います。この分析から考えますに、いかに経営体の二極分化が進んでいるかがよくわかると思いますが、生産の主体を担っている主業農家や農業法人の支援を行う一方で、その他の販売農家、自給的農家も農村地域のコミュニティーや土地利用の面では重要な担い手であり、これらの農家を生かしていく仕組み、例えば集落営農組織の育成や彼らの営農を支える作業受託組織の育成等が、今後大事になっていくのではないかと考えております。

16ページにつきましては、その10年後の平成32年度の生産構造を示しておりますが、法人経営体や主業農家の担っていく部分がより大きくなっていくと予測をしているところであります。

続いて、17ページ、18ページを見ていただきたいと思っております。まず、作付面積でございますけれども、作付面積では、野菜や果樹、花きなどの園芸作物が伸び悩む中で、新規需要米を含む稲や原料用カンショ、工芸農作物、飼料作物などの土地利用型作物を積極的に伸ばしていく計画としております。また、口蹄疫の影響で牛、豚の頭数は22年度減少いたしますが、目標年次には基準年の水準まで回復させる計画としておるところであります。

18ページの農業産出額につきましては、平成21年には3,073億円の農業産出額を、10年後の32年には3,225億円に約5%増加させる目標を掲げております。しかし、下の参考1にありますよう

に、担い手が減少する中で産出額を維持・増加させるという計画になっておりますので、一番下になりますが、経営体当たりの農業所得は37%増を目標とさせていただいております。

また、参考2にありますように、農を核とした「連携」と「参入」を進め、農商工連携や6次産業化を促進するといったしておりますが、ここに、農業法人の加工販売による付加価値額を試算し掲げることになりました。基準年次50億円を、計画年次には3.4倍の170億円にすることを目標として記載しております。なお、農業産出額と付加価値額の両者を合計しますと、計画年次には3,395億円となり、8.7%の伸びということになります。

あけていただいて、19ページ、20ページをごらんください。ここでは、長期ビジョンの実現に向けた各戦略プロジェクトの具体的な施策、すなわち、先ほど見ていただきました基本計画部分の概要を1ページにして示しております。4つの柱に13の施策がぶら下がる形となっております。本冊では、先ほど見ていただきました67ページから173ページまでが基本計画相当の部分となります。

続きまして、次のページ、21ページ、22ページをごらんください。ここでは、県内7地域のビジョン目標をお示ししているところでありますが、具体的には本冊の176ページから189ページに記載をしております。なお、地域における具体的な取り組み、具体的な施策の内容につきましては、地域ごとに策定いたします地域アクションプログラムで明らかにしていくこととしており、その策定期間は、今のところ9月となる見込みでございます。

最後のページになりますけれども、23ページ、24ページでございます。計画の推進体制に

ついてであります。計画を実現していくためには、農業者のみならず、農業団体、市町村、そして消費者が課題を共有し、それぞれの役割を認識して力を結集する必要があります。そこで、それぞれの役割をここに明記するとともに、24ページですが、計画の推進体制として、農政水産部内に推進本部を、支庁・振興局に地域推進本部を設置して計画の進行管理を行うこととしております。また、今回の計画には延べ194の数値目標を掲げておりますが、各施策の進捗状況につきましては、国は白書を出しますが、「取組の概要」という冊子を出したり、「実施工程表」という冊子に整理して公表していきたいと思っております。と同時に、常に農業者や農業団体との意見交換も行いながら、適時、いろんな事態が起こっても大丈夫なように、政策や事業の計画立案に反映させていきたいと考えているところであります。

説明は以上であります。

**○鹿田水産政策課長** それでは、宮崎県水産業・漁村振興長期計画について御説明させていただきます。

常任委員会資料の19ページをごらんください。1の計画策定の趣旨でございますけれども、本計画につきましては、水産業・漁村を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、本県水産業・漁村の振興を図るための水産行政の基本方針を定めるものと位置づけております。

2の計画の構成・期間ですけれども、本計画は、10年後の本県水産業・漁村のあるべき姿を示しました「基本目標」「目指す将来像」「施策の基本方向」等から成ります長期ビジョンと、平成23年度から平成27年度までの5年間に基本目標の達成に向けて取り組む施策の内容や数値目標等を示します「基本計画」で構成されてお

ります。

では、お手元の宮崎県水産業・漁村振興長期計画の概要版をごらんください。概要版の3ページになります。本県水産業の現状を4つのグラフで簡単にまとめております。まず、左上のグラフは漁獲量の推移になりますけれども、平成2年をピークに減少傾向にございます。また、その下のグラフでは県内産地市場におきます水産物の価格を示しておりますけれども、魚価の低迷が長期に及んでいることがわかつて思います。一方で、右側の上のグラフでございますが、燃油価格の上昇に伴いまして、いずれの漁業種類においても経費に占める燃油経費の比率が上昇していることがわかつて思います。これによりまして経営が非常に圧迫されていると言えると考えております。その下のグラフでは水揚げ金額別の経営体数を示しております。左から2つ目の棒グラフですが、水揚げ金額が300万円以下の経営体が非常に多くなっておりまして、50%以上を占めていると。また、500万円以下の経営体数を見ましても全体の66%を占める状況にありまして、本県の漁業経営体の大半が小規模な経営体であることがわかつて思います。

こういった背景がございまして、本県の漁業では、漁業従事者の高齢化、また漁船の老朽化の傾向が改善されず、漁業生産基盤の脆弱化が進行している状況にございます。これらの状況を踏まえまして、一番下にありますが、水産資源の減少、漁業収支の不均衡、水産業・漁村の弱体化、この3つの事項を解決すべき問題点として大まかに整理しております。

次に、4ページをごらんください。このような基本認識のもと、本計画では、「資源回復と経営力の強化による持続可能な水産業・漁村の構築」の実現を基本目標として掲げているところ

でございます。この基本目標を達成するために、①水産資源の回復を図るための施策を強力に推進する内容としたところでありまして、この点が本計画の大きな特徴となっております。同時に、漁業経営が厳しい状況にあることや、資源回復には時間を要すること、また、資源回復を図るために漁獲を抑制する必要も生じる可能性があることなどから、②にありますとおり、操業体制のスリム化によるコスト削減や加工品開発等の販売面の工夫による魚価向上など、収益性を高めるための施策を同時に進めまして、資源回復との相乗効果による「儲かる水産業」の実現を目指すこととしております。さらに、③にありますように、漁村の活性化を図るため、「儲かる水産業」を支える基盤施設の機能保全や、対応が急務となっております高齢化等への対応、新規就業者の受け入れのための体制づくりなどの施策についても並行して取り組んでまいりたいと考えております。

このような考え方を模式化したものが5ページの図になります。先ほどの3つの施策の考え方に基つきまして、下のほうから、青の矢印になりますが、①として「水産資源の適切な利用管理」、また、施策の②としまして「安定した漁業経営体づくり」、③の「漁港機能の強化と漁村の活性化」、この3つを施策の大きな柱として基本計画を策定しております。

それでは、常任委員会資料の19ページにお戻りください。一番下の4の策定の経緯でございますが、平成21年6月から計画策定の作業に取りかかりまして、県庁内での検討のほか、県内の水産関係団体や公募した方を委員といたしまし宮崎県水産業・漁村振興協議会及びその専門部会を計7回開催し、また、本常任委員会においても4回ほど御報告をさせていただきながら、

皆様方の意見を踏まえて原案の策定に至ったところでございます。今後、本計画を指針としまして一層の本県水産業・漁村の振興に努めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたしたいと思っております。

説明は以上です。

**○田口委員長** その他の議案に関する執行部の説明が終了しました。

その他の議案についての質疑はありませんか。

**○中野委員** 第七次宮崎県農業・農村振興長期計画、これで読む限りはそうかなと思うわけです。この6次するとき、もう私も県議になつたから、そのときの部長の言った言葉をまだ覚えておるんですけど、「新規就農者が年間200人、それから農業従事者の減少が2,000人」という言葉を覚えているんです。今、私の生活の基盤が地元国富、綾です。県内は知らんですけど、東諸県郡、現状を見る限りは、とにかく私の知っておるハウス、後継者が10軒のうち2～3軒あればいいほうなんです。今ふえておるのが、冷凍のハウレンソウ、カライモは焼酎。これから農業というのはお茶、たばこ、ハウスかなと思つたら、お茶も、とにかくペットボトルがふえて、1番茶はキロ3,000円前後、今2,000円ちょっとぐらい、波がありますよね。かなりお茶をひっこぐ人がおったりとか。西都近くに行つてしまうと、広大な飛行場の跡なんか畑が多いけど、何ぶ見ても国富町、綾ではこんな絵にはならん。家畜だって、今度のような口蹄疫、特に畜産なんかかなりのウェートを占めているけど、果たしてどこまで伸びるのかなと思つたりすると、計画は計画でいいんだけど、六次計画が終わった時点で、宮崎県の農業の現状がどうなったかという計画と現状、これはどこか出ているんですか。現状はうたってあるけど、6次でつくっ

た場合の計画との乖離というか——別に今とは言いませんが、数値的には5年前だったりとか、宮崎県の姿で見る数字とかでとり方が違うけれども、とりあえず六次計画と現状がどうだったかということ。

それと、これだけ見ると六次と七次の計画の違いがわからん。今、新規事業もそうだけど、6次産業とかいろいろ言っているけど、ネーミングは変わるけど実態は変わらん。例えば農商工連携とかよく言っているけど、昔は産学官とか言っておつた。国がクラスター何とかと名前を変えてきて、中身は一緒なんです。「儲かる農業」というのは今どきの話じゃないんです。最初からもうからんと農業はやっていけんわけだ。別に悪いとは言わんけど、実態と計画、現状があつてどうこの計画があるか話し合わんと。これで見ると農業はバラ色かなと思うぐらい、人口は減る中で認定農業者がふえるとか、確かに企業体はふえるでしょう。その分個人農業が減ると思っているんだけど、認定農業者はふえておるしね。一つの目標だからそれはそれでいいとしても。

いま一つは、6次産業の実態、最終年度の計画のちょっとした差、それと六次と七次の違いは何かということが知りたい。いろいろ書いてあるけど、新しいね。それを、今すぐとは言いませんけど、ある程度の期間の中でそういうのを整理してもらえんんですか。要望でいいです。

**○郡司農政企画課長** 計画を作成するに当たっては、現計画についての整理をするというのが当然必要なことです。最初に現状と課題を整理する中で、六次計画の総括をした上でこの計画の着手には入つたということで、常任委員会のほうにもその時点でお話はしておりますが、必要があるということなら、そのところはまた

個別にでもお話はしたいと思っています。どこが違っているかということ、端的にどこかということ……。

○中野委員 整理してもらえばいいです。

○郡司農政企画課長 それは整理したものをお持ちしたいと思います。

特徴ということですが、「儲かる農業」という形で言われます。「儲かる農業」というのは、確かに当たり前だと言えば当り前のことですが、この当り前のところを目標にせにゃいかんところまで厳しい状況があるという現状認識です。農政審議会の中でも、今までこの項目は「担い手の育成」という項目で言葉を飾っていた部分もあったんですが、「所得確保が図られないで担い手育成はできない」という声も多くて、少し俗な言葉かもしれませんが、「儲かる農業」という言葉を使って、さまざまな施策ありますけれども、ここに焦点を合わせて施策を推進していこうじゃないかということ、を今回提起し、また多くの方々の力の結集を呼びかけているところ、これが一つ大きな違いではないかと思います。そういう意味では、美辞麗句を並べたというよりも、せつば詰まった中でこの言葉を使っていると言ったほうが当たっているのかなと思います。

それからもう一つの大きな特徴としては、我々口蹄疫等経験しました。そういう中で、危機事象への対応をしっかりとしないと、幾らバラ色の夢を描いても、もとのもくあみといいますか、ゼロに戻るといっているを経験しておりますので、このことをしっかりこの計画の中では位置づけさせていただいたところであります。

それからもう一つ言わせていただければ、計画の中で産業連関表に基づくフロー図を書いておりますけれども、これまで、どちらかというと

県外に打って出ると、どんどん県外にいいものを送っていく素材供給型の産地であったわけですが、もう少し足元を見て、加工であるとか、産地で付加価値をつけていくということをもっとしっかりやっていこうと、そうすることが農業自体の振興にもつながるし、関連産業の振興にもつながるといことを訴えているところでありまして、そういう意味では、これまでの農業の枠から一步踏み出そうというふうなことを、農業者の方にも農業団体の方にもお訴えし、一緒になって実践していきたいと考えているところでもあります。これも必要があれば少し整理してはみたいと思います。

○中野委員 だから、「儲かる農業」という言い方が出てきたけど、今までは「付加価値をつける」という言い方だったと思う。昔はドライブインとかあって、ちょっとした加工品、落花生とかそういうのを、ドライブインに行くと、宮崎にある素材のようなのが県外で加工されて宮崎に帰ってきたおった。その辺がやっと「儲かる」というかな。ただ、付加価値をつけるというのは、今の農業者の実態を見ていると、ハウスだったら朝から晩まで入り浸りでハウスをせんといかん。その人たちが付加価値をつけるか、これはやっぱり無理だな。ここは分業じゃないけど。

そこで、農工連携とかいうのが出てきておる。農工連携というのは何年か前から言われているけど、成功例がどれぐらいあるかというのを一回……。やっぱり中小業者を具体的に育てないと、農家の人にそこまで求めてもかなり厳しい。国だってそうだ。いろんな政策出すけど、日本の経済の発展はやっぱり企業重視、企業があってそういうのをどんどん加工していく、そういうのが出てます。タイトルの言い方はわかっ

ておるけれども、それじゃ具体的にどうやってするかということはなかなか——この予算書がそうですわという話になってきて、加工、付加価値をつけるためにどうしたか。予算書の中は従来どおり一緒ですわという話になるかもわからんしね。

今、「せっぱ詰まった」という言葉が出たけど、そういうふうに変えんとね。今、宮崎の農業なんて、地域は疲弊する、人口減少、県内だってそうでしょう。ふえているのは宮崎市ぐらい。国富町だって10年たたんうちに1,000人ぐらい減って、農業人口だって昭和45年ごろ4,500人おったんですよ。それが今半分。その半分の中も高齢化が6割、7割、そこ辺はしっかり地に着いたというか、今言われたような事業を考えていかんと、絵にかいたもちかな。一応要望だけ言うておきます。

**○坂口委員** 「儲かる農業」、前から僕はそこが視点だというのは言い続けてきて、そこを今度うたってもらったということで評価しているんですけど、具体的に言うと所得なんです、手取り。この目標の中に農家平均手取り、農家がつかむ金を何ぼにしますよと。何ぼ生産が上がるかと下がろうと、自分の家計に入るお金が何ぼ稼げるかだと思うんです。計画にはそれが1つ欲しいと思うんです。何年後に専業農家1人当たり平均何ぼ金をつかませるんだという計画をぜひともつくってほしいというのと、そのためには、今の実態、農業従事者が所得を何ぼ上げているのか、そういった調査はかけられているんですか。どこから農業所得というのは得られているんですか。

**○山内営農支援課長** まず、農家所得の目標という考え方ですけども、経営基盤強化法等に基づく県の基本指針で、認定農業者の目標とす

る農業所得は一経営体620万円という目標設定がございます。そういった形で認定農業者制度を推進しているんですが、その中で、農業所得の現状は統計の数値も含めていろいろございますけれども、例えばJAに、青色申告等を行っている、いわゆる農業経営者組織協議会の会員5,800人ぐらいのデータがあります。その中身を見ますと、トータル的な話ですけども、耕種農家等におきましては会員1戸当たり390万から340万ぐらいで推移しておりますし、畜産農家につきましては、ここ5年間を見ましても460万から196万ということで、かなり大きな変動等があります。そういった中で、農産物ですからそれぞれの品目で価格等の状況もございます。例えば促成ピーマン等かなり22年産は高かったものが、今年産はかなり厳しいという状況で、年次変動等がございますので、いかに安定した所得確保を図るかということで、農家の実態を踏まえまして、個々の農家の経営の改善と農家全体が集まった産地全体の所得の底上げ、両面から「儲かる農業」に対する営農支援を図っていきたくて思っております。

**○坂口委員** 一つはそこの詰めだと思うんです。若い人たちが当然のことながら所得が欲しいというのがありました。安定していないから嫌だというのが、農業を継がない理由の大方を占めていたです。逆に言えば安定させるということです。認定農家の計画で600万とあわせて、実質的には400万前後が乱高下している、不安定だということ。600万に近づける努力を具体的に入れていながら安定させなきゃならないということで、さっき言いましたように第1次産業はリスクをすべて自分がかろうようになってるんです。自然、おてんとうさま相手に、できるもできんもその年の天候次第、自分が値段をつけら

れん相場次第、そういったリスクを持ちながら、おまけに新燃岳だ、やれ大雨だ何だと。これには行政がハード事業とかで何とかリスクを回避しようと、これが従前の農業だったです。

今度、第七次の中に、さっき説明の中にあっただんですけど、消費者の責務というのをうたわれたじゃないですか。今、いかに食料事情、しかも安心して食べられる食料の確保というものが今後どうなっていくかということを経験していただいて、生産者だけにそのリスクをすべて負わせていいのか、それで本当に今後も引き続いて自分らの子、孫の時代まで安全な食料が供給してもらえるのかというところを、今回入ってきた「消費者の責務」というところで、リスクはみんなが分担し合うんだ。でなきゃ物事は成り立たないんだということをまずわかっていただくということ。

じゃ具体的に、どういう分担の仕方が、みんなが受け入れるの、国民の合意がとれるのということが今後だと思えます。これはまだ別な課題として残しておいて、具体的に何とか頑張っている宮崎の農家を元気づけよう、地域を元気づけようと言われるのに、先ほど郡司課長が何度も説明される、各課長が説明されるように、付加価値の向上、あるいは6次産業化ということをおっしゃいます。ということは、今までつくって素材をよそに渡していた、全然磨かんうちに流していた。だから、磨いて銭にしようじゃないか。そこで付加価値が上がったものをどう配分していくかというシステムも必要だと思うんです。だから、まず農家が自己完結型で付加価値を上げてすべて自分のものにする、それには限界がありますよということだったですね、現実的に。どうしても異業種間で協力し合う。そうなったとき、経営のための資源、素材から労

力からあらゆる資源をまず集積する。集積して付加価値がこれだけ上がる。その上がった付加価値をいかに分配し合うかというシステムがない。今のままじゃ、商売人がもうければ商売人のもうけ、加工業者がもうかるには安いところからしかとらんよということで、決して農家に届かない思うんです。そこらをどう整理していくか。だから、リスクも付加価値もすべて共有なんだよ、それには消費者も入ってもらいますよということで、今後は消費者の物品購入のスタイルというものが幾つかに分かれてくると思うんです。あくまでも安いものをその日、保証されなくても買ってくる。それから案定的に顔の見える人と契約で買ってくる。それは、1年間に10万円分あなたから買いましょ。春夏秋冬どういうものを届けてくれ、それにはあなたが言うだけのリスクまでそこに織り込んだ価格を補償しますよというスタイル、そういう多岐にわたったですね。そして結果的にあなたに400万確実に年間残させますというものに——言うのは簡単と思っておられるかしらんけど、そういう整理を今後していかないと、なかなか大変じゃないかな。

その中で、今度長計を見させていただいて、先ほどのように「儲かる農業」ということを具体的にイメージされて、消費者の責任、加工業者の責任、産地農家の責任というものを具体的に並べられた。その責任がどう連携し合ったときに本当に安定して生活が保障される、農業が今後成り立っていくかだと思えます。ぜひ詰めてほしい。何か考えがあったら。

○郡司農政企画課長 消費者との共通認識という話はちょっとしましたけど、前計画で「食の安全・安心」ということをかなり大きくとらえました。消費者と生産者をつなぐかけ橋という

のは「食」にあると思います。「安定供給」と「安全性」ということが最も両者をしっかりつなぐかけ橋になるのではないかと思います。そういう意味では、今御提案のあったリスクの問題も、何も生産者側で常に担わなければならないということではないと思います。ずっとブランドの仕事もさせていただきましたが、生産者は、「なぜ我々だけ自分のつくったものに価格がつけられないのか」というふうなことをよくおっしゃっています。価格を自分で提示するためにはいいものをつくらにゃいかんというのが、ブランドの考え方の原点であったような気がしますけれども、もう少し、「食」というものをテーマにしながら、日本の国の食料というものはどうあるべきかという議論は、今、食育とか地産地消という運動はありますけれども、その中でももっと詰めていかなければならないと思います。

「儲かる農業」と言った限りにおいては、目標は所得の向上です。それに向けての物差しが若干今弱いというのは、御指摘のとおりだろうと思います。先ほど説明しました産出額の下に、参考ではありますけれども、1戸当たりの農業所得額というのを掲げているのもその一つです。計画年次で279万という数字になります。そのことをもう少し見てみると、その前に構造を示しましたように、平均のところには実は、本当の実態として農家はいなくて、随分しっかり農業をやっている方と自給的な方の2つの山ができて、279万とか200万という数字では実態が見れないというのが現状だと思います。割と一生懸命やっておられる方の数字は、先ほど青申の話がありましたけれども、とれる要素はありますので、そこら辺も加味しながら、どういう物差しを当てていったらいいのか、「儲かる農業」

と言った限りにおいては、少しそこについても工夫をしていく必要があると、御指摘を聞きながら考えたところです。以上です。

**○坂口委員** ちらっとさっき説明を受けて、279万で1,750万ですか。だからかなり宮崎の農家はリスクを負うんです。それだけ生産を上げて、1,500万ぐらいがコストで消えていくという感じなんです。約280万、300万弱。だから、リスクが余りにも大き過ぎるから、行政が目指している投資をさせていって、付加価値の高いもの、時期外れに重油を炊いてマンゴーをつくる、とにかく稼いでいこうで。本当にこれがいいのかなということも考えながら、それについてこられない3分の2ぐらいの279万のアンダー部分にも、もとをかけずに、500万も売り上げれば300万残りますよというような農業も目指ささせるべきじゃないかということ。だから、基本に一回戻るといえるのは必要。これはまた専門的な分析が必要だと思いますけどね。そこらも考慮してほしい。リスクが大きい大きいというのはそこなんです。生産額日本一になりながら所得が低いというところがリスクの塊ですよ。1回転んだら吹っ飛んでしまうという。

**○郡司農政企画課長** 先ほど2つの山があると言ったように、高い山のところには高い山の施策が必要で、低い山のところには低い山に対する手だて、施策が必要だということだと思います。平均を見て相手がいなくてどこにどんどん弾を撃っても当たらないわけですね。そういう2方向の作戦をしっかり今後構築していく必要があるんだろうと思いますので、しっかりこのところは知恵を出していきたいと思います。

**○坂口委員** ぜひ専門的な分析をほしいと思うんですね。

それで水産サイドですけれども、農業サイド

は、今説明もらったように、青色申告とかである程度所得を把握されています。水産は、特に沿岸漁業の経営体の所得の把握というのは、今までは実態がつかめないのが現実じゃなかったかなという気がするんです。それは流通のシステムの違いとか経営スタイルの違いとかでいたし方ない部分もあったのかもわかりませんが、まずはここをしっかりと把握することが出発点だと思うんです。御飯が食べられるような所得をどう確保させてあげるか。油もほとんど使わずに根つきの資源で毎日細々やっていってでも、年間300万上げれば280万がもうけです。茶船みたいなんでやれば、えさも使わず、道具も使わず。そういうのから、遠くまで出ていって1億上げたって1,000万しか残りませんよというような漁業まであるから、まずは所得を把握することからだと思うんです。今後、長計スタートするわけですが、ここで御飯が食べられるような漁業の経営を目指すんだ、「儲かる漁業」になってますよということが目標年次に記されていますよね。そういった所得の把握なんかは今後どんなぐあいにしてやっていこうと考えられているんですか。

**○鹿田水産政策課長** 漁業者所得についてですが、全国的な統計はございますけれども、県内の漁業種類別の実態は統計的にはございません。これまでも把握が非常に難しかった、御指摘のとおりなんです、ある程度規模の大きなマグロはえ縄とか、かつおの一本釣り、定置、そういった経営体については、漁業指導協会という団体がございまして、その団体が経営指導をしております。経営指導の過程で決算書とかを入手しますので、そこで把握はできております。ただ、御指摘にありました沿岸の小規模な漁業については、実態把握するすべがございません

でしたので、今回の長計の策定に当たっては、実際に職員が漁協に調査に行きまして漁協で決算などを確認させていただいて、抽出調査になりますけれども、傾向は把握させていただいたところではあります。今後も同じような調査を継続することで実態を把握していきたいと考えております。

**○坂口委員** 大変大切な部分と思うんです。今後の計画、あるいは将来の見通しを立てていく上でも、まず幾ら稼いでいるのかをつかむことは絶対必要なことと思うんです。今言われたように、中型船より大きい船とか、遠方に行くような船についてはつかんでいるというけど、これはつかみ方は幾らでもあります。例えば制度融資なんかを受けようとすれば、事細かな計画書を書いて、過去の水揚げから所得からすべてを出すわけですから。ただ問題は、大方を占める5トン未満の船ですよ。そしてようやく数だけが、先ほど1,000何百経営体と言われたですか、600言われたですか。僕は2,000ぐらいと思ったけど。その大方を占めているこの経営体が消えたら宮崎の水産業というのはなくなるんです。だから、まず、この人たちが今実際何ぼ稼いでいるの。

くどくなってしまうんですけど、資源管理だといって、もうちょっと漁場に行くのを控えろとか、魚をとるのを我慢しろといって、本当に将来、仏をつくったけれども魂がなくなってしまうんじゃないの、資源がふえたとき魚をとる人いるのとか、計画どおりいって資源がふえても。共済で60%にふやそうといったって、今まで共済の掛金を何とか自分で掛けていた人たちに免除をしてあげるだけで、元気のいい人がもうちょっと元気になることには貢献できても、元気がない人を元気のある仲間に入れるということが本当にやれるのか。そのためにも大切だと

思うんです。漁協を通じても実態を1回は調べていただいて、一体どれぐらい稼いでいるのか、何トンぐらい水揚げしているのか、何日働いているのか、そういうことですね。ぜひこれは早急にでもやってほしいということで、これは答弁はいいです。

○福田委員 萎縮されるといけませんので少しは褒めたいと思います。行政の長計等に、具体的な数字といいますか文言で「儲かる」という表現は初めてだと思います。40年ずっと農業現場におりましてね。これは少しはやる気が出られたのかなという感じを持つわけではありますが。

ずっと説明を聞いておりまして、現状の数字をベースにして全体をおさめようということに余りきゅうきゅうとされますと、いろんな問題点が出るのかなと考えております。私は、今の質疑応答の中、40年の農業の現場においてずっと数字を見てきて、何千戸の農家を見てきて、今どうなっているのかというのを見まして、やっぱり最終的には人なんです。しかし、やめた人が全部農業に失敗してやめたかという、そうじゃないんです。優秀なお子さんができて、進学をして県外に行って帰ってこられない、そういうところもたくさんあります。私は今回、就任された河野知事のマニフェストも見せてもらいましたが、宮崎県に残された将来の成長産業を考えた場合、これはうがった見方かもしれませんが、今ある商工業はもちろん伸びてもらわなきゃいかんわけですが、食料関連で成長のエンジンをつくる以外ないのかなとずっと考えていました。知事のマニフェストを見ましたら、そのことがちょっと触れられておりました。

そこで、宮崎県の農業は今までは家族経営が中心でありました。もちろん農林行政も家族経営を中心にやってきたわけではありますが、これ

からも家族経営が中心で経営体としては残ると思います。数の多さとしましては。しかし、農業生産額、産出額においては、家族経営の中でさらに進化して法人経営とかカンパニー経営を志した人はさらに数字が膨らんでいきますから、この比率が変わってくるのかなと思ひまして。この前、口蹄疫関連の資料をいただきましたが、例えば宮崎県の畜産、畜産イコール農家という考えをするんですが、実際は牛だけが農家でして、豚とか鳥なんか70数%が企業です。いわゆる商社系列のインテグレーション、そういうことを考えますと、担い手がどう変わろうと、これは世の中の流れですからやむを得ないと、私は今あきらめていますが、本来ならば農業者が残って頑張してほしいと思うんです。今の経済社会環境の変化から、この流れはとめられないと考えておりまして、私は地元の農家の皆さんにもよくそういうことを話しております。

そこで、さっき坂口委員のほうから言われましたが、付加価値をつけたものをどうするか。付加価値をつけるいろんな対策は数十年前から県行政は取り組んでおられるんです。この前もお話し申し上げましたが、皆さん方の大先輩の方が、清武に40年も前に付加価値をつける工場をつくられた。しかしその後、行政や農業団体は経営のノウハウを持っていませんから、大阪の業者に経営権を譲った。今行ってみますと、清武の工場の前には日本の冷食産業のトップブランドの名前が出ています。私はいつもあそこを通るとき、残念だな、行政みずから手がけた工場が、今は日本の冷凍食品産業のトップブランドのマークになっている。今度も西都のほうにつくるんですが、問題は、いわゆる原料を生産する農家に本当に付加価値部分が応分の分け前として行くかどうか、ここがポイントですね。

これが行かなければうまくいかんと思います。行政が介入するには限界があると思いますが、そこをぜひやってほしいと思うわけでありませう。

それともう一つ、「宮崎県は働く職場がない」こう言われます。そのとおりですね。ですから県外に行くわけですが、先ほど企画課長が説明されました13ページのグラフ、私はここに注目したんですが、いわゆる農業者固有の就業人口は減っていくが、雇用人口はふえる折れ線グラフが出てます。ここは私は成長のエンジンにならにゃいかんと思うんです。

それともう一つ、これは農政水産部の領域を越えると思いますが、農業者だけでの身分の安定というのは無理ですね、戸数が全国的に減っていますから。その一例が農業者年金です。これがいろんな工夫をして、どういう産業構造の変化になろうとも、余り年金に加入する皆さん方の数に変動のない厚生年金等にうまくはめ込んでおけば、今日のような問題は起きなかったのかなと考えております。それは過去の事例が示しています。JRが、あるいはNTTが、あるいはJAが、厚生年金に独自の年金から潜り込んでいった。そこまで踏み込んで農業対策、農村対策をやっつけなければ安定した後継就業者は生まれてこない。しかし一方では、法人関係はそれを十分に使えますから、二極分解するんです、リタイアした後の安定度は。そこまで念頭に置いて関係部と相談をして長計を組んでほしい、頑張ってもらいたいと思います。いかがでございましょうか。

**○岡村農政水産部長** 今、全体的なお話、ありがとうございました。昨年のお蹄疫で、農業、畜産がなければ宮崎県は成り立たないということがはっきりしたと思いますので、この長計の中にあるとおりなんです、やはり農業の枠を

少し踏み出して、今いろいろお話しただいてますように、商工のほうとか含めて全体的に宮崎県全体の付加価値を高めていく。もちろんその中心としては農業者、農業をまず置きながら、それを基点とするというような考え方で、非常に潜在力があるといえますか、将来性は高いと我々もかたく思っておりますので、一生懸命頑張りたいと思います。

また、今言われました、本当に地に足の着いた取り組みといえますか、農業者年金の問題は、私もそのあたりまでは不案内だったんですが、その辺も含めまして、本当に農業者の方が成り立つような農業ということをもう一度、これから具体的な地域ごとのアクションプランというのも9月をめどにつくっていきますので、特にその中で言っていますのは、農業者の方々、またJAの皆さんと十分に意見交換しながら、本当に必要なことをやっていこうということで今話しております、実現性の高いしっかりした計画、またその推進ができますように頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○福田委員** 私は、宮崎県は過去、行政としてはよくやったが、中だるみだんと思っているんです。皆さんたちの先輩が取り組んだ、畜産では、今はミヤチクになっていますが、あれは宮崎県畜産公社でスタートしました。全国で2つでしたけど。これも当時は大変な苦しみだったですね。まだ生産者に付加価値を配分するまでに至っていませんが、近いうちそういう力がつくでしょう。それからサンAにしても、当時、農業団体は要らないというのを、当時の知事が、「いや、将来のために」と言って無理してつくらせた企業なんです。原資までしました。ところが、どうですか、両社で雇用1,000名超しますね。そしてまた宮崎県の法人税の納入ランキン

グ表の上位にあります。税金を払っている。そういうことを考えますと自信を持っていいんですよ。取り組みが途中、観光でもう一回頑張ろうという気持ちもありましたから、中だるみがありました。もう一回40年前を振り返ってあらゆるものを総点検して頑張りたい。それが宮崎県の再生・復興に大きく寄与すると思います。以上です。

**○押川委員** 長期を見せてもらうときに、なるほど地域のいろんな実情なり、農業の関係のもとを十分組み入れられた7次の方向が出ておるのかなというふうに私も見ております。そういう中で、押川次長は私の先輩でありますし、地元でありますけれども、集落を見ても、今、本当に20代の後継者が何人いるだろうかという、恐らくいても1人か2人、いないという状況かなというふうに思います。そして、あと5年もするとほとんどの方がリタイア、40戸の集落の戸数の中で家族農業として農業をされる人は恐らく一握り、5戸あるかないかだろうというふうに思うんです。今までの家族農業で今日の社会というものは、農外収入を入れながら農業というのは何とか維持をできてきたというふうに思います。これからは、家族農業が主体でいくのか、あるいは先ほどから出ていますように法人なのか、6次産業化を含んだそういう方向でいくのか、ある程度方向づけをしていかないと、農業をしたくても年齢的にできない。これは不景気とか農業経営が悪いからじゃなくて、地域農村の形態がそういう方向になってきておるわけです。そして農家が持つておられる5反、6反の農地をだれかが担って、それを集落なり法人なりで管理をしながら、農家の人には反当たり幾らかの報酬をやりながら集積あたりをやっていかないと、今後地域というのは恐らくな

なか進んでいかないのかなというような感じになります。

それと、先ほどから話がありますように、今回の口蹄疫を踏まえて畜産と耕種のバランスのとれた地域あたりをどこかでモデルでもいいですからやってみていく、そういう中で危険分散あたりを回避しながら、地域の中でできるという農業の形態というものを今後つくっていくべきじゃないかと思うんです。

そしてやっぱり、一つは今回、午前中ちょっと質問しようと思ったんですが、集約農業の中で化石燃料を使ったハウス経営、今までは本当に宮崎農業のトップリーダーでも間違いのないような集約農業の中で所得率の上がる農業経営ができておったんですが、ここまで重油の価格等が上がってくれば、コストがかかり過ぎて現状では厳しいというのが目に見えておる。そういう中で太陽光あたりを使う、あるいは宮大で実施をされると思いますが、三鷹光器の水素を使った実験、農業あたりに使えないかということのそういうことをされるわけでありましてけれども、こういったものを早く実用化ができるような形の中での、集約農業においては導入に向かって取り組んでほしい。それから清武のほうで木材を使ったビニールハウス、これも試験的にやっいていこうということで今模索されていますけれども、これもこれから実用化ということでありますから、試験をしながらということですからわかりませんが、これがコストが下がれば、そして安全性、台風とかそういうものが来てもこれがもてるようなハウスであれば、県産材を活用した中でのハウスということでありますから、今のAPとかガラス温室あたりのコストのかからない中での安全性の中で集約農業ができれば、そういうようなものも組み入れてい

くべきじゃないかなというふうに思うんです。

今までと違ってきたのは、さっき言ったように、どうもならないような今の宮崎県の農業の形態になってきておる。そのことをどうとらえてこの中に入れていくか。そして所得率、所得よりか所得率をどう上げるかということが大事でありますから、今言うように、今までは青果物で出荷しておったものを、今回、西都のほうで冷凍野菜工場あたりができて、付加価値をつける方向が出てきますけれども、こういったものを県内の農業を見ながら、自分で経営ができない人たちがそこで今度は雇用という形で、先ほど福田委員から話が出たような雇用の場の創出あたりに農家の人たちも参入をしていく、そういうある程度基点の見える、あるいは自分たちがそれでも生活ができるんだ、地域の中で生きていけるんだというのが農業の中に出てこない、幾ら立派なことを書いても、これは限界があると思うんです。限界があることを皆さん方十分計画の中に入れていただいて、今後の宮崎県の農業のあり方はこうなんだというある程度の方向あたりが出てきていいのかなというふうに思います。このまま行ってしまったら、本当にどうこうもならないんじゃないかと思えます。書いていらっしゃることは十分理解ができるわけでありまして、先ほど言ったような形の中で、7次においてはある程度具体的にそういったものまで挿入していただくとありがたいなというふうに思っております。

**○郡司農政企画課長** 太陽熱・太陽光エネルギーの話についてお話をしたいと思えます。今回の計画の中では、2つ目の視点というか柱立てで、「循環型社会と低炭素社会への貢献」を掲げておりまして、その中で石油由来燃料からの脱却ということの一つ大きなテーマとしており

ます。三鷹光器さんのお話がありましたけれども、こういうエネルギー政策は新しい技術が新しい時代の扉を開くんだろうと思います。そういう意味で、きょうの午前中に説明いたしました、地球温暖化対応「みやざきモデル」確立事業であるとか、儲かる農水産業を支援する試験研究機能強化事業という事業がございまして、そういう中で、今お話の太陽光、太陽熱等の技術についてももしっかり取り組み、できるだけ早い時期にいい結果が出るように頑張っていきたいと考えております。以上です。

**○押川委員** この試験場の試験というものは、いつぐらいから行けば試験状況が見学できるんですか。

**○串間総合農業試験場長** 22年度に施設がほぼ完成しまして、3月に試運転的に灯油と比較してどの程度太陽熱を利用した温水で加温できるかというテストが一応成功したという段階であります。本格的に厳寒期に1作、ピーマンなりマンゴーなり高温性作物を入れた上での試験を、ことしの秋、冬から通しでやりたい。その前に、できればことしの夏に、放射冷却パネルを用いて冷水をつくって夏場に冷房で使えないか、そういうアイデアもありまして、その辺の試験も行っていきたい。したがって、本格的にはことしの冬ということでございます。

**○田口委員長** ちょっとお諮りしますけれども、2時間経過しましたので、心身リフレッシュのために休憩をとります。

午後3時2分休憩

---

午後3時8分再開

**○田口委員長** 委員会を再開いたします。

先ほどのその他の議案についての質疑はございませんか。

○中野委員 「儲かる農業」、そこら辺でさっき農家所得600万を目指しておるとかいう話だったんですけど、2年前ぐらいかな、農家所得のことでいろいろ質問して、農業所得のことを聞いたら、全然手持ちのデータがないんです。あるとしたら、ピーマン農家の標準的な収入というのはこれぐらいです。350万ぐらいだったかな。それとるとしたら、JAは青色申告を持っているんです。ぴしっと出てる。しかし、それをもって宮崎県の農業所得として見れるかどうかというのがあるしね。そういうデータをしっかり……。『儲かる農業』と言ったって、今、所得はどれぐらいあるかという話です。そこら辺のデータをしっかりとってほしいということ。

もう一つは、田舎はとにかく人口が減りよる。何でかという、前から言っておるけど、農振地域とかね。それはそれでいいですよ。だけど、集落の中とか、土地の有効利用とか、そういうのはこれに——農家集落の人口はサラリーマンでもいいんです、住めば。奥さんがパートしたりとかね。まず人口もふやすことを考えん。中山間地のためには、今、土地の規制ばかりだけど、調整区域は10アール（1反）以上で地域計画つれば一応いいということになっている。今度はそれに農振がかぶっておったりするから、土地の有効利用とかはこの計画の中には入らんとですか。中山間地の人口、農業人口だけではふえんわけで、そのためには土地の有効利用をどう図るかという……。

○三好農村計画課長 農業振興地域制度の関係でございますけれども、農業振興地域制度につきましては、一定の農業を振興すべきエリアとして農業振興地域を整備しまして、そこに農業投資を集中して行うというような制度でございます。委員お話のように、物によっては、いわ

ゆる市街化調整区域であったり、農振制度がかぶっているところも多うございますけれども、基本的に言えば、農業振興地域については、優良農地を残して農業振興を図るべく集中投資をするという観点での位置づけとして取り組んでいくことになると考えております。

○中野委員 そんなことは十分わかっている。私が言いたいのは、農振地域というのが集落の中まで入っているということ。農振地域とは何ぞや。集落の中に行ってみなさい。畑が中途半端で残っておったり、それでもって優良農地と言えるかということ。そういう集落の土地もしっかり人が住めるようにせんと、農振地域で縛ってある。

農振地域の定義は何ぞやということ言えば、今、集落も空き家が目立ったり、人がおらんようになって畑は草ぼうぼうになっておる。それは農業をする人しか使えんわけ、今。人口減少の中にそれがあから、どれぐらい人口がふえるか。そういう規制を解いたほうが人は住みやすくなる。サラリーマンが宮崎に100坪買うときは、そういうところに行けば10倍ばかり買える。ゆったりしたね。だから、農業集落の中にも人口をふやすようにすれば、今5反以上しかつくられんけど。そういう規制が今あるわけです。私は何回も言うておるけど、あなたたちはただ農振地域を守ろう守ろうとしておるわけです。私は優良農地をつぶせとは言っておらん。農振地域の定義に合わんような土地を開放しなさいと言っておるだけ。そこ辺も、書いてあるかどうか。企業体はそんな土地は使わん。とにかく広くなるような効率的な土地しか使わんです。集落の中の空いた田んぼなんかね。今それは実際使えん。昭和45年前に建った家なら売り買いできるけど。そこ辺部長、しっかり見直してく

ださい。でないと本当、農業集落は消えてしまうよ。要望でいいです。

○田口委員長 ほかに質疑はございませんか。

それでは次に、報告事項に関する説明を求めます。

○児玉畜産課長 お手元の平成23年度6月定例県議会提出報告書の4ページをお開きください。損害賠償額を定めたことについてでございます。

まず、上から2番目と3番目の、県が口蹄疫防疫対策のために設置いたしました車両消毒ポイントにおける車両損傷事故に係るものでございます。事故の内容でございますが、上から2番目は、平成22年6月19日に高鍋町国道10号上におきまして、3番目は、平成22年6月中旬から7月にかけて都城市高崎町県道42号上に設置いたしました消毒ポイントにおいて、相手方の車体を損傷させたものでありまして、損害賠償額は、2番目が3万4,050円、3番目が3万8,220円であります。

次に、5ページの2番目の県有車両の交通事故に係るものでありまして、宮崎家畜保健衛生所において平成23年1月24日に発生したものでございます。事故の内容でございますが、県有車両が駐車場からバックで後進したところ、駐車しようとしていた相手車両と接触したものでございます。この事故により相手方の被害は、左側のリアフェンダーの破損でございます。損害額につきましては11万9,920円でありまして、内訳は物件損害でございます。

なお、賠償金につきましては全額自賠責保険及び任意保険から支払われることとなります。

交通安全につきましては、機会あるごとに職員の意識高揚を進めておりますが、今後とも一層の徹底が図られるよう再発防止に向けまして厳しく指導してまいりたいと考えております。

畜産課は以上でございます。

○郡司農政企画課長 常任委員会資料の21ページをお開きください。平成22年度繰越明許費繰越計算書についてであります。これは、平成22年度に議会において承認いただきました繰越事業について繰越額が確定しましたので、御報告を行うものでございます。

22ページの中ほどより下の合計の欄に記載しておりますとおり、農政水産部全体で32の事業で、繰越額は98億1,457万6,500円となっております。なお、繰越事業の執行につきましては、関係機関との連携を図り早期完了に努めてまいります。

次に、その下の平成22年度事故繰越し繰越計算書についてであります。これは、海外悪性伝染病緊急対策事業における繰り越しであります。鳥インフルエンザの発生などにより、事業実施主体であります県経済連において事業が繰り越しとなったものでございます。なお、この事業につきましては5月中に事業を完了しているところであります。

繰り越し関係については以上でございます。

○田口委員長 報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はありませんか。

○坂口委員 工事関係での入札の方法が、総合評価の一般競争入札導入になって総合評価方式での入札になったですね。会社の手持ち点数も左右するんですけど、現場に張りつける配置予定技術者の点数というのが大きく入札の成否に影響するようになったです。安易な繰り越しというのはあり得ないんですけども、明許繰越をされる中で、とにかく予算をいただいておいて、明許繰越してでも少しでも予算をふやしたいという事情も実際あり得るかなとも思うん

です。そういうときもぎりぎり、配置予定技術者を張りつける期間を本当に必要な期間だけに短縮してあげないと、予定技術者を外して次の入札に参加しようとしたときに、工期が延期になるとそこを動かさないんですよね。そうなるのと、とれるはずのものも、1点も2点もすごい金額差になっていきますから、逆転の。1億も2億もという工事になると。そののところあたりも頭に置きながら、明許繰越を避けられないでも、予算を確保してしっかりその事業をやってほしいという現実的なものと。今の入札環境を考えたときに、利用者側とか納税者側から言うと、本当にいい技術力を持ったところが、より競争力があって、可能性として、あの技術者がここに担当できればもっといい工事ができたかもわからないと。それが県民にサービス提供できないということにつながりますよね。その兼ね合いをしっかりとやりながら必要最小限の工期の延伸に努めていただきたいという気がするんです。それはまた業者側のためにも、無駄な経費を使わなくて会社の経営にも貢献することにつながると思うんです。何かここで説明があればしていただいて、なければ要望で終わっておきます。

**○三好農村計画課長** 今、委員御指摘の、いわゆる発注者側の理由で工期を延ばすという話ですけれども、これにつきましてはかねてからそのような御指摘をいただいたところもありまして、現段階で県のほうとして取り組む施策として、一つは、いわゆる現場条件等、例えば用地関係とか仮設の状況、現場状況等を詳細に特記仕様書等に記載してちゃんと明示をすること。もう一つは、工事が始まった中で、例えば発注者あるいは請負者との協議等におきまして、それぞれの受注者側からの協議等につ

いては迅速に対応するように取り組んでいるところでございます。その中でも発注者側としてどうしても工期を延ばさざるを得ない、あるいは工事等を中止しないといけないときには、約款に基づいた工事中止等というようなことも対応しているところでございまして、それにつきましては約款に基づきまして、そういう経費についても、甲乙、受注者、発注者双方で協議の上それなりの負担もする、増額もするというように対応する方向で取り組んでいるところでございます。

**○坂口委員** 約款ではどこになるかわからんけど、約款の大もとが標準歩掛かりですよね。11章のところのことを言われるのかなと思うんですけど、発注者側の都合で工事を延伸するとき、あるいは中止するときは、指示書を切って現場体制の変更に伴う経費分はちゃんと支払いなさい、そのことを言われるなら、実際それやられた契約変更というのがあるんですか。

**○三好農村計画課長** 昨年、口蹄疫が発生しまして非常事態宣言が出たということで、公共三部におきまして、いわゆる消毒の徹底等を図ることを目的としまして、パターンを分けてすべての工事について消毒の徹底を図るところです。その中で特に、畜舎の横でありますとか、隣接での工事ということで、蔓延のおそれがあると発注者の長が認めたものにつきましては、中止命令を出して工事を一時中止という措置をとったところでございます。昨年、農政水産部のほうで8件ほどございまして、それについては中止していただく期間に応じて必要な経費、例えば機械の損料などにつきまして増額の変更をしたところでございます。

**○坂口委員** コンプライアンスと言っていいと思うんですけども、それは契約の大前提なん

です。今までそのやり方はやられなかったんです。工期をただ延ばすだけで、何日から工事をやめて、また次に指示が出るまで工事を待てるというだけで。そのときは確実に、約款にも当然うたってあると思うんですけど、共通歩掛かりの中でしっかり指示書を出して、その指示書も何と何を残せという指示書まで出して、現場の安全管理はどこからどこまで受注者が負うんだ、発注者がどこからどこまで負うんだということを明確にそこで分けておいて、転落事故とかが仮に休止中の現場で起こったときは、その責任がどちらに帰属するかまでしっかりしておかないとだめなんです。そのときに、現場代理人をそこに置くわけでしょう。現場代理人を置いたときのこの人の経費、これは恐らく損料の中に見られてないと思うんです。機械をリース屋に返せと、逆に言えば、返してそこに置かなくなったときは経費は下がります。それがクローラー・クレーンなんかになったときは分解・組み立てとか、ポンプの配管で100メートル以上になったときは配管料も要るわけでしょう。そういうことはまだやっておられないと思うんです、経費を見ていると言うけど。そこまで本当にやっておられるのが2件とか4件とかあったのか。そこはどんななんですか、工事を延ばすときはそこをぜひ忠実にやっていっていただきたい。どんなことをやられているんですか、契約変更は。

**○三好農村計画課長** 言葉足らずで申しわけございません。経費につきましては、機械器具等の損料と、今委員がおっしゃいましたような現場代理人等については常駐ということでありますので、そこについての人件費についても計上しているところでございます。

**○坂口委員** そしたらかなり改善されてきていて、必要なものはちゃんとお支払いしますよと、

関係が対等になってきたということですね。ぎりぎりの競争させているから、請け負けなんていうのはなくして、過払いもなくす、過小払いも絶対避けるということで、ぜひそれを今後とも徹底して行ってほしいと思います。

**○福田委員** 先ほど大事なことを聞き忘れておりました、常任委員会資料の9ページ、農産園芸課の関係で、県産農畜産物の需要拡大、焼酎の部門ですけど、10%、60%ですが、私どもは、宮崎県は芋焼酎の産地だから100%という感覚を持っておるんです。国内産であつたらいいんですよ。米の焼酎用原料米について、最近、関係者から意外なことを聞いたんですが、ほとんど県内の米は使われていないと。芋焼酎は芋が90%ぐらい原料かと思つたら、そうじゃなくてかなり米を使うそうですね。20%ぐらい米を使うそうですが、その大半が「ミニマムアクセス米」という表現をされました。「だから、福田さん、地産地消と言うけど、宮崎県の基幹産業の足元が外国の米を使っているんじやが。だめじゃがな、あんたちは。議会は何しよつとな」と言われたんです。私も認識を新たにしたんですがですね。これはやっぱり対策を打って、「もし県内産を使うとすればどれぐらいあるんですか」と聞いたら、約4万トンというんです。4万トン宮崎県の焼酎メーカーで需要量があると。ほぼ皆無に近い。せつかく取り組みますから、10%と言わずに、地産地消の立場からもう少し大きい目標を掲げて頑張してほしい。それから原料用カンショについても、これは好意的に国産で60%と、隣接だから鹿児島も入ってということ考えるんですが、40%は、鹿児島が入っているんですか。

**○加勇田農産園芸課長** 原料用カンショにつきましては、特に都城圏域あたりが鹿児島のほう

から入れているものだと思います。

○**福田委員** それはよく理解できます。鹿児島と宮崎、共通の原料を使うのは、南九州は芋の産地ですから。問題は米ですね。これをどうするかですね。4万トンという数字は、地産地消の大きな数字です。これをうまく誘導しないと、10%の目標ぐらいでは、これからの宮崎県のいろんな米作の拡大は厳しいなという感じがいたします。

○**加勇田農産園芸課長** 焼酎原料用の加工米でございますが、委員は今、4万トンとおっしゃったんですけれども、我々が酒造組合等を通じて加工米の需要量を把握しております量は2万トン程度、半分程度というふうにお伺いしております。現在、1%、200トン程度しか県産の米は使っていないというお話でございますが、これを、面積では400ヘクタールぐらい、生産量で2,400トン程度まで引き上げていきたいと考えております。

米のトレーサビリティ法でございますが、加工原料につきましても原料の産地の表示が義務づけられましたことから、県内の焼酎会社におきましても、今まで使っておりました外国産、ミニマムアクセス米ではなくて、国産米、県産米をできるだけ使っていきたいというお話を伺っておりますので、確保の問題はございますけれども、そこを乗り越えて何とか生産拡大をしてまいりたいと考えております。需要は確かに大きいと思いますので、生産のほう、経済連等と協議しながら前向きに進めてまいりたいと考えております。

○**福田委員** おっしゃるとおり原料表示が義務づけられましたから、いい機会です。控え目な数字が出てきていると思うんです。焼酎の生産量から逆算するとかかなりの量になりますから、

ぜひ、原料産地の表示を義務づけられたことを機会に頑張ってもらいたい。県内の中小メーカーについては書いてありますね、「国産米使用」と。大きいところは書いてない。ぜひ御努力をお願い申し上げます。

○**加勇田農産園芸課長** はい、頑張りたいと思います。ただ一つ、課題としては、需要はあるんでございますが、稲作農家の方が受け取る単価がどうしても低いといったことがございます。戸別所得補償制度もございまして、その辺を活用しながらできるだけ補てんをして前向きに進めてまいりたいと考えております。

○**田口委員長** ほかにございませんか。

では、次に参りますが、よろしいですか。

次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○**日高復興対策推進課長** 別途お配りさせていただいてございます「口蹄疫からの経営再開状況調査の概要について」、御説明させていただきます。

お手元の資料、まず、1の経営再開の状況でございまして。この経営再開の状況につきましては、5月31日時点での状況といたしまして、表の一番上のほうにございますように、肉用牛、酪農、養豚ということで、全体で1,238経営体につきまして調査をいたしました。その結果、表のそれぞれの区分のところ、農家数のところにございまして666戸の再開ということでございまして、農家ベースで54%の再開率ということでございまして。また、頭数の欄の一番右側のほうにございますように、肉用牛、酪農、養豚合わせまして、経営の基盤となります、7万1,855頭の40%に当たります2万8,751頭が導入されている状況でございまして。

次に、2の経営再開していない農家の意向状

況等についてでございます。各区分の定義というところがございますように、経営再開の意向を4つに分類させていただいてございます。その4つに区分をした上で、真ん中の表でございますけれども、再開することを決定して今後導入を予定している、いわゆる再開予定農家が95戸ということで、全体の8%になってございます。また、その右でございますけれども、再開の意向は持っているものの決定まで至っていない見極め中の農家が142戸ということで、全体の11%程度、そのまた右でございますけれども、畜産経営を中止する方向で検討している農家が286戸ということで、全体の23%ということになってございます。

その下の(1)の「見極め中」の農家の概要でございますけれども、下の表でございますように、再開時期を検討している農家が97戸で68%、その下でございますように、防疫面・価格面での不安ということで、再発への懸念なり、子牛の価格の高騰、もしくは枝肉価格の低迷など、不安を抱える農家の方々が10戸で7%程度、さらに、その下でございますけれども、高齢等による不安などで6%というような状況になってございます。

また、その右側でございますけれども、「畜産経営中止を検討中」とお答えされた農家の概要といたしまして、高齢等を理由に上げる農家の方々が全体の50%、それから耕種への転換を検討していると言われる農家の方々が27%程度、さらに他産業への就業を検討されている方が10%ということになってございます。

こういうような状況を踏まえまして、3の今後の対応でございますけれども、経営再開を迷っておられるこれらの農家の皆さん方の状況というものを市町村なり関係団体とも情報共有しな

がら、一体となって経営再開に向けたお手伝いを行ってまいりたいと考えておるところです。

復興対策推進課は以上です。

○郡司農政企画課長 同じく、別途配付しております「6月の大雨による農業関係被害について」の資料をごらんいただければと思います。今回の大雨や長雨により、県内で農地や農作物等に被害が出ておりますので、概況を説明させていただきます。

まず、1の降雨の状況ですが、県内では6月5日以降、全域で断続的な降雨に見舞われまして、6月21日までの降雨量がえびの市加久藤で1,371ミリ、小林市で1,123ミリ、宮崎市で718ミリとなるなど、特に県西部では平年の4倍にも及ぶ降水量を観測しているところでもあります。

次に、2の被害の状況ですが、農作物等の被害では、県西・県北地域を中心に、土砂流入による稲の埋没やラッキョウ、バレイショ等の冠水のほか、土砂崩れによる畜舎の一部倒壊により家畜の死亡等が発生しておりまして、1,861万円余の被害報告を受けておるところであります。また、農地・農業用施設の被害につきましても、県西・県北地域を中心に、水田や畑、水路、道路等に被害が発生しておりまして、合計で264カ所、4億3,150万円の被害報告を受けております。このため、今、継続調査中の速報値ではありませんが、合計いたしますと4億5,011万円余の被害となっているところでございます。引き続き被害の把握に努めますとともに、早期復旧が図られるよう取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

○田口委員長 その他の報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

その他の報告事項についての質疑はございませんか。

○中野委員 口蹄疫からの経営再開状況、これの中で私が知りたいのは、530億が殺処分経費でしたよね。逆に、個人個人はとてもじゃないけど、トータルでそのうち負債額がどれぐらい。天引きがあると思うんだけど、表に出せるか、そのときはそつとでもいいけど、そういう負債額、金融機関だけしか調べられんと思うけど、できたらそういう数字も拾ってください。

○日高復興対策推進課長 今の御要望でございますけれども、おっしゃいましたように関係金融機関なり、こういったところの状況も御相談させていただきながら、得られるものであれば作成はしてみたいと考えております。

○押川委員 数字を見ると、かなり復興に対して厳しい状況だなというふうには見て取れるわけでありまして、そういう中で口蹄疫復興対策局も今回できたところでありまして、そういう中で、畜産を戻すだけじゃなくて、畜産以外の方も相当風評被害なんかあったわけでありまして、先ほど言いましたけれども、畜産と耕種のバランスのとれた地域づくりあたりの考え方で、対策局の中で商店街とか関連するいろんな方々の復興あたりも、農家だけじゃなくて出てくるんだろうというふうには思うんです。これからそういうことに入っていかれると思いますけれども、現状考えておられること等があればお聞きをしておきたいなというふうに思います。

○永山畜産・口蹄疫復興対策局長 まず、耕種とのバランスと農業をどうしていくのかということでございますけれども、今回の口蹄疫禍を契機としまして、地域の農業をどうしていくかという視点が必要だというふうには思っております。そういう観点から、例えば、先ほど話も出ておりましたけれども、冷凍加工野菜工場等を契機として耕種への転換を図っていくこと、

あるいは適正飼養規模についても今後検討していこうということもございますので、一朝一夕に答えが出て、それで産地ができていくという代物ではないとは思いますが、どうやってバランスをとっていくのか、あるいは産業についてはどのような軸をつくっていくのかという視点はしっかり持って取り組んでいきたいと思っております。

それから、この局につきましては、農政水産部には属しておりますけれども、口蹄疫等の復興という意味では、工業、商業、観光業等についても一定の仕事をするということになっております。どのような対策が必要なのか、現状がどうなのかということは今、分析及び各部局のヒアリング、各団体との話し合い等を行っております。この2～3年でどういう取り組みが必要なのかという取りまとめを行っているところでございます。かなりカンフル剤が必要ではないかというふうには思っています。口蹄疫によるものというよりも、大震災の関係等もあってかなり商工業が冷えているというのが実態でございますので、そこについては、我々が持っている財源を有効に活用しながら関係団体とも連携して施策を展開していきたいと考えております。

○押川委員 きょうの宮日新聞を見て皆さん方も知っておられると思いますけれども、観光客が相当減っているということで、数字を今探しておりましたけど……。スポーツランド構想の中でのスポーツ観戦やスポーツを通じての誘客、あるいは見学等をする物見の観光あるいは体験、こういう中で、先ほど局長が言われたとおり、部局横断の中でいろんなものを想定しながらやっていくということでもありますから、私も一般質問の中でサイクリングを使ったということ

で今回新たな提案をさせてもらったんですが、例えば、全日空の社長が西都出身でありますから、西都市と一緒に、宮崎に自転車を飛行機に積んで持ってきて、空港から西都原までサイクリングで行っていただくとか、新たなそういうものを展開していかないと、既存のものプラス目新しいもの、そういうものも復興対策局の中でできるんでしょうか。私、わからない部分があるものですから、聞いておきたいなと思ひまして質問させていただきました。

**○永山畜産・口蹄疫復興対策局長** 復興対策局としては、口蹄疫からの復興のための基金も預かっておりますし、復興財団も運用しております。特に復興財団につきましては、疲弊した地域の振興、それから商工業、観光業の振興ということも大きな目的として上げております。繰り返しになりますけれども、コンベンション協会とかさまざまな業界の方とも今話をしていところでございまして、私もスポーツランドというのは宮崎にとって非常に大きな要素だと思いますし、「恋旅」あたりでもう少し大きくアピールしていくことも必要だと思っております。とにかく宮崎にたくさんの方に来ていただかないと、この地域はなかなかお金が回っていかないというのは実態だと思います。もちろん主体は商工観光労働部にはなりますけれども、それを我々として口蹄疫の復興という観点から、側面的にはあるかもしれませんけれども、しっかりサポートはしていきたいというふうには思っております。

**○押川委員** しっかりお願いをしておきたいと思ひます。私たちも一生懸命協力を、できる部分においてはやっていきたいと、そのように思ひます。ありがとうございました。

**○坂口委員** 一般質問で中野委員もさわられた

ような気がするんですけど、口蹄疫の再開、復興です。導入された家畜40%となっているけど、この見方というのは、処分された農家の中で、今回導入した農家がもともと持っていたものに対しての導入した頭数の割合という見方でいいんですよね。

**○日高復興対策推進課長** 殺処分前に持っていた頭数が分母というわけではなくて、殺処分前に持っていた牛、豚の中から、例えば、ここに掲げてございますように繁殖用の雌牛もしくは育成牛、繁殖の基盤になるもの、豚であれば繁殖の母豚、こういったものが分母になっているということです。

**○坂口委員** ということは、全体の29万頭余り、これに対してはどんな見方をすればいいんですか。そこに向かって復興するのにどういう進捗しているのかというのが、これからは見づらんです。例えば繁殖雌なんかは当然、時間がたてば、120余りの平均頭数になっているから、そう大差ないと思うんです。牛のほうがすごく見にくいんです。これからどういうことが見えるのかなと思ひても、小規模の農家だけが順調に戻っているのか。それとも、大規模が順調に戻っているけど、頭数が少なく、これから計画的にふやそうとしているのか。それとも規模に関係なく、ばらばらと導入が進んでいるのか。というのが、今後一体どこまで埋まっていくのかというのがすごく心配なんです。そういう見方が、この数字の並べ方じゃ見づらいものだからですね。

**○日高復興対策推進課長** 今御質問いただきましたように、肉用牛の場合につきましては、ここで掲げてございますように、農家戸数で1,057経営体の農家が養っておられたんですけれども、その経営体の中で繁殖の基盤として位置づけら

れていたのが5万頭弱という状況でございます。これに対して今1万8,000頭ほど導入がされたということでございます。確かに妊娠牛を途中で導入して早々と生まれるものもございませうけれども、一般的に育成牛なりを導入した場合には、通常1年後ぐらいから出産が始まるということで、肉用牛の殺処分頭数全体に及ぶのは、1年、2年かけて出産が常時行われるようになった段階かというふうに考えておるところです。

それと、再開状況について、どの規模がどのような状況かというところですが、状況的などころから申し上げますと、小規模の方々といいますのが、「見極め中」もしくは「経営中止を検討中」という状況も、全体の中では見えてくるかなというふうには考えております。

**○坂口委員** 規模の小さいところが見極めとか中止が多いということ、大きいところが再開の意欲が多いということが見えてくるということですか。

**○日高復興対策推進課長** 「畜産経営中止を検討中」という農家の中で一番大きいのが「高齢等」ということになってございまして、県内全体の飼養農家等を見ますと、高齢で中小規模の方々がかかりおられますので、そういったところから類推しても、中小規模で、しかも高齢の方々畜産経営の中止なりを検討されている状況かと思えます。

**○坂口委員** 最終的な頭数が気になるんです。ドーナツになったのが埋まるか埋まらないか。だから、規模の小さい少頭飼いの高齢農家は10戸仮にリタイアしていても、専門的にやっけて100頭規模で持っていた繁殖牛農家が1戸なくなれば10対1でチャラでしょう。そういう見方でなくて、空いたドーナツが本当に埋まってきたのか、そして繁殖用の素牛だったら順

調にふえていくかもわからない、5万弱の中から1万8,000、37%、だからこれは時間を待てば。ただ一方で、肥育の専業で1,000頭規模、500頭規模のところ購入しながら、5年なり7年のスパンで空いたドーナツが——今回直接的なものが何ぶ言われたですか、殺処分した家畜の補てんだけで500数十億と言われたですか、最終的に2,350億もの、567億の……とかを含めてと言われたですね。それを埋めるためには、ほかのものが支援しないと、ドーナツが埋まらなきゃだめなわけじゃないですか。この資料からはどういう状況かが見づらいなということを言っているわけなんです。そういうのを見極めるためにどう見ればいいのかということを探しているんです。順調に本当にドーナツは埋まるのか。埋まらないとなれば、畜産は付加価値が物すごく高いわけでしょう。付加価値向上の後に続くものが。バランスのとれた耕畜連携、あるいは耕種への転換とか他業種へとなるけど、埋まらなかったとき経済規模が戻らないんです。その人たちが野菜づくりに関わっても戻らないわけです。そののところが見たいけど、こういう資料じゃ見れない、どう見たらいいんですかということ、復興と言っているからですよ。それがわからない。

**○日高復興対策推進課長** 今、委員のほうから御指摘いただきましたように、現段階でまとめた資料の中では、経営再開状況のところにございますように、基盤の部分だけしか想定していないところもございませう。また、今後の導入、再開予定をしていらっしゃる農家の動向を適宜調査する中で、今後どれぐらいの生産が期待されるかも推計しながらいろいろ検討させていただければと思います。

**○坂口委員** これは何とかえればいいというレ

ベルじゃなくて、経済全体でとらえているから復興とか地域再生と言っていると思うんです。そしたらやっぱりドーナツ埋めだと思うんです。経済の規模を縮小させないということが絶対必要だと思うんです。簡単に、畜産をやめて転換を支援しました。だから、その人は仕事がちゃんと確保できましたというレベルのものじゃないと思うんです。それがどんなに進んでいっているのか。例えば、素牛はそろったけれども、肥育で——郡内でじゃないとだめじゃないですか。素牛が県外に出ていったり、他の都城なり西諸に出ていっても、児湯地域、西都地域の経済は埋まらないじゃないですか。1,000頭規模の肥育農家が1戸やめたら莫大なものです。10億からの家畜でしょう、1,000頭の成牛だったらです。ね、今回の補償金。そういうものが1戸なくなったら、途端に素材だけで10億消えちゃうわけじゃないですか。それを何倍かに加工によって膨らませていって今まで成り立っていたものが埋まらないですよ。だから、戸数の問題とかそんなものじゃなくて、バランスよく埋まっていっていますかということをお願いなんです。

そんな中で、例えばウイルスフリーなんていって白血病対策をやられています。これなんかの意見の集約もされないままに、今度は他産地あるいは県外との連携もとれないままに、本当に復興に向かってやっていけるんですかということ心配を持っています。そこらに対しての不安も出ているんじゃないのか。あるいは極端に、1,000頭規模のところは10億の補償金をもらった。もらったけれども、借金返済してみたら1億足りなかったかもわからないじゃないですか。そういう実態はどうなっているんですかということ。本当に復興できるのか。こういった資料を何度も何度もいただくけれども、全くそれが見えま

せんよということなんです。だから、どういう見直し立てておられるのかということなんです。

○永山畜産・口蹄疫復興対策局長 委員から御指摘あったとおりに、現時点での分析が十分だとは全く思っておりません。やっところまで調べる状態になったというのが現状かと思っております。今回のアンケートを通じて2つのことが必要だと思っております。一戸一戸の農家にちゃんと寄り添って、小規模な農家であっても再開できるように現地対策チームとかをうまく使いながら相談に乗っていくという方法が一つ。もう一つは、今委員から指摘があったとおりに、マックスで、地域の経済全体でどう見るのかという意味では、本当に牛がどこまで戻ってきているのか、頭数が何頭いるのかということをしかり実態として把握しないといけないというふうには思っています。これはあくまでも再開の状況をつかむデータにしか過ぎないという意味では、おっしゃるとおりだと思いますので、今、本当に畜産で回る状態になっているのかどうか、頭数がどうなのかということはしかり調べながら、どういう施策が必要なのかということは考えていきたいと思っております。資料が十分な点については申しわけないというふうには思っておりますけれども、これからしかり取り組んでまいります。

○田口委員長 委員の皆様にお諮りします。

本日の日程は午後4時までとなっておりますけれども、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、引き続き審議を行います。

○坂口委員 今からと言われるけど、既に口蹄疫復興対策ということで県単事業とかかなりな

工夫を凝らしながら事業は進んでいるんですね。だから、それじゃちょっと問題だと思うんです。まだ今から実態を調べますなんて、それはないと思うんです。また、既にこういう資料は何度かに分けて届いています。だから、まずそれが念頭にあったのか、そういうことを分析していこう、そして本気で西都・児湯地域の経済をもとに戻していこうというのがあったのかなという気がするんです。ここまででもですけど、例えば海外での不安に対して防疫体制しっかりしろとかいう要望は議会でも出ていますし、直接も入っていると思うんですけど、そういうものに対してこたえてあげるべきだと思うんです。

もう一つには、これはもとのことを掘り起こしになりますけれども、今、埋却地の確保も法的に整備されてしまった。それはもとの家伝法が不十分だったというようなことをばっとやってしまったでしょう。本当にもとの家伝法は不十分だったのか、ほぼ完璧じゃなかったのか。畜産をやろうとする人に埋却地まで確保させなきゃ、義務づけなきゃ本当にだめなのかということですね。というのが、反省すべきは反省して、今度いろんな専門的なチームもできたけど、感染経路も特定できていない。それからあのときに、殺処理がおくれた、おくれた言うけど、家伝法の中では、まず発生したら、そこに家畜防疫員を常駐させろ、寝泊まりさせなさい、とにかく殺処理を24時間以内にやって3日以内に片づける。埋却地がないときは仮にでもいいからブルーシートでもいいからそこをやれとか、そういう基本に戻ったら広がらなかったんじゃないのか。それを精査して行って——農家に、埋却地をあらかじめ用意しなきゃ畜産できないんだぞ。今までさえ経営が苦しかったのに、またさらにそういったことを求める。それで本当

に戻るのかという心配。これは法律が改正されたからしようがないけれども。だから、この資料もそうですけど、なぜあそこまで蔓延していったのか。農家にそれだけの負担を増したということは、今回の口蹄疫の蔓延には農家に責任がかなりあったという前提でないとおかしいと思うんです。防げなかったのかという検証です。感染経路も特定できなかったところで、なぜそんなにするのか。これは言っても意味がないことだけれども。

そういった中で、本当に西都・児湯地域の畜産が復興できるのか。畜産で復興できなかつたら、かわりのものにしたとき、経済をどう膨らますんだ。さっき言われたミヤチクあたりも、今後どうやっていくのかということです。それは全県下で考えればいいかもわからないけれども、少なくともかなりの部分がドーナツになってしまっていますから、経済の規模でいったら。それにのっかっていた親ガメ、子ガメずっこけていますから、これはもうちょっと本腰を入れて、現実には現実だから、これからどうやるかという今後の問題ですけど、もうちょっと分析しないと、これじゃちょっと心もとないですね。

**○永山畜産・口蹄疫復興対策局長** ぜひしっかり復興したいと思っていますので、分析をやりますし、いろんな意見も聞きながら対応策を検討していきたいと思っています。

**○田口委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田口委員長** その他でも何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田口委員長** それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時2分休憩

---

午後4時5分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うことになっておりますので、あす24日に採決を行うこととし、再開時刻を1時半としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かございませんか。

○中野委員 第七次農村振興長期計画、これに土地の有効利用を織り込むように修正、集落内の土地の有効利用とか……。

○田口委員長 暫時休憩いたします。

午後4時7分休憩

---

午後4時32分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

済みません。いろいろ意見が出たものですから、ぜひ一緒に協議をさせていただきたく、再度皆さんに来ていただきました。

と申しますのも、先ほど話をいたしました農村振興長期計画の中で、農振地域の土地の有効利用について意見が出ておりますので、この件につきまして中野委員より御意見を出していただきたいと思っております。

○中野委員 私は、農村集落どんどん人口も減っていく中で、これまでずっと議会等で、やっぱり土地の有効利用ということを質問してきました。私が言っているのは、圃場整備したとか、今後も農地として用を足すようなところを有効利用しようとか、そういう話じゃない。いわゆ

る農振地域の中で今後農地として使われないような土地がいっぱいある。そういうところをしっかりと見直しことには、農村人口もふえんし、住めんし、買えもせんという話を大分してきました。長期計画なんかも土地の有効利用とか大きく入ったりするけれども、ここでそういう土地の有効利用というのは一言も入っておらんというのは、これまで議会本会議でしてきましたけど、何だったと。議会で「前向きで検討します」とか言うって、ただそこで答えればいいのかというようなことで、私はこのままだったら採決否決と思っております。

○三好農村計画課長 農業振興地域制度につきましては、御案内のことと思いますけれども、国のほうで基本指針というのを昨年立てられました。それに基づいて県のほうでは整備計画の基本方針というのを立てさせていただいております。これに基づきまして、今度は市町村のほうで具体的な整備計画については立てられていきます。委員がおっしゃるように、例えば、農振の中でも集団的なまとまった農地でないとか、土地改良等々の施設整備がされていない土地については、今後市町村が立てられます、これは基本的には5年ごとに全体見直しをすることになっているので、そういった中で、農振地域内の全体的な方針の中で整理をされていくのではないかと考えております。委員がおっしゃるように、そういう土地については市町村で立てられる整備計画の中で今後検討されて、守るべき農地、あるいは除外するところについてはそういう考え方のもとでやっていかれるのではないかと考えております。

○中野委員 農振地域は市町村の責任で守られるべきじゃないですかと、他人ごとじゃないですか、県は。最終的にはそういうのは県の同意

とか上がってくるんでしょう。今だって、農振地域の見直しは県がして、法律が変わって国には協議とかそんな話じゃなかったですか。だから、そういう姿勢を私は聞いておるわけで、どうするのと、農地として使われんようなのを農地として縛って、農家の人は売りも買いもできんで困っておるわけよ。そんな他人事で……。今まででげそこ辺はやってきた。写真まで持ってきたりして。

**○三好農村計画課長** 県のほうも農業振興地域整備の基本方針を出しているわけでございますので、それに基づいて市町村のほうにも農振地域の中での土地利用については検討していただきたいと思ひますし、それにつきましては県のほうで計画の同意等もやっておりますので、当然責任の中で取り組んでいくということでございます。

**○中野委員** 11ページの農村地域の活性化とか、農村集落についてはこの中でどういうふうに書いてあるんですか。どんどん人口が減って行って、耕作放棄地がその中にふえたりとかね。

**○郡司農政企画課長** 計画の中での農地についてのかかわり合いは、本冊のほうを見ていただくとうれがたいと思ひますが……。

**○中野委員** 見るのはいいんだけど、そういう文言を書いているわけ。

**○郡司農政企画課長** 一応確認をしていただくとありがたいと思ひんですが、まず、79ページです。ここが「儲かる農業」の中の農地というところになります。もちろん農業をする上で土地は基盤でございますので、担い手の農地集積の加速化であるとか、農地をフル活用していく、円滑な継承に向けた情報システム、遊休農地の解消と発生防止というふうなことをここに書いておるところであります。どちらかというとな

産をしっかりとっていく上での条件整備というのはこのページに書いてあることになります。

それから119ページに中山間地域の活性化というふうなことがありまして、その中で、展開する施策の3番目、委員御指摘のような定住化のための生活環境基盤・生産基盤の整備ということについてうたっております。耕作放棄地の問題とか地理的条件に応じた生産基盤の整備について、中山間地活性化の中で、定住化というのは非常に大事であるという委員の御指摘はそのとおりだと思うんですけども、こんな形で書いております。またその一つ上に、地域を支える担い手の育成及び確保の中で、都市との交流による集落活性化の促進、こんなことも書かせていただいているところです。

もう一つ、125ページになりますけれども、ここでは、農地に関して言えば、農地の利用調整の支援という形で、農業委員会とか農業開発公社の役割について書いていますが、ここでも、さまざまな法律ございますけれども、しっかり連携をして、優良農地はしっかり使っていくということでしょうけれども、調整をしていくような考え方については書いておるといふことですけれども。

**○中野委員** 私は、今の言い方で余計腹が立つ。全然私の言っておることはわかっらん。こんなことを言っているわけじゃないよ。平準化しなさいとか、農地をまた有効利用して農地として使いなさいということは言っていない。農地として使えんような土地をどげするかという話を言っておるわけで、全然意味が違う。今言っているのはこじつけ。

私は、本当に真剣に議論してきたけど、農政の課長さんたちは、農地のことになると何が何でも農地は農地として守ろうという、そんな気

がしてならない。地域の農家の実態を踏まえて少しは考えんと。何ぶ立派な計画をつくったって、今どんどん人口は減って過疎化になるばかり、農業集落は。この計画を見る限りは、これからは企業とか法人化していきだろうけれども、さっき言ったように、4～5反つくっている人はどんどんやめていくだけで、農家集落なんか消えてしまうよ。

○坂口委員 119ページの理解の仕方というのは、定住化のための環境基盤整備の再生利用、ここらは両方を含めた適地、どちらに適するかということで、そこらを含んでいるんじゃないんですか。有効に活用していこう。そしてもともとこれは生活環境基盤、生活基盤を整えていこうということだから、生産に適さない、あるいは快適な集落環境を整備していくために、むしろマイナス要因になるような農地については転用もやぶさかではありませんよ、そういうことにつながっていくんじゃないですか。そして大きい縛りの中でハードルが高ければ、5年後にそれを見直せますよということ、そういう理解のような気がするんですけど、生活環境とうたっているタイトルの中での有効活用だから。

○中野委員 この耕作放棄地というのは、今、うち辺でも、農業振興地域のど真ん中に生まれてくるわけです。それをまた、農地は農地として再生利用しましょうという話じゃないのかな。

○坂口委員 農地としてそこを耕作し続けられればいいけど、耕作放棄地になったら、そこが害虫なり何なりですね。だから、そういう理解で、これは定住化のために生活環境をしっかりと整えていこうということだから、ここの理解がそれでないかなというのが一つあるんです。

この中で去年の委員の人はおられんどですか。報告書の中の17ページに、県議会に報告して

解とっているんです。そこらの経過がどうなのか。

○中野委員 そういうふうにはずっと来ているけど、年度がかわって新しい議員になった場合は、何も言えんで、きょうの委員会、はい、ごもつともですという話になる……。

○田口委員長 暫時休憩します。

午後4時44分休憩

---

午後4時54分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

○岡村農政水産部長 少し我々のほうも協議をさせていただいてよろしいでしょうか。

○田口委員長 はい。

では、休憩します。

午後4時54分休憩

---

午後5時4分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

○岡村農政水産部長 お時間いただきまして、ありがとうございました。

先ほどの中野委員の御指摘を十分踏まえまして内部で協議させていただきました。それで、私どもとしては、先ほどの119ページに、「定住化のための生活環境基盤・生産基盤の整備」というのを上げさせていただいているんですけども、その趣旨を踏まえて、集落内の農振地域の取り扱いにつきましても、委員から御指摘のありました個別の状況等を十分勘案して、集落の活性化につながるよう市町村とも連携して柔軟に対応してまいりたいということで、今後やらせていただきたいと考えております。

○中野委員 一般の人がそこを見て部長の言い方がわかりますか。わかればいいですよ。

○岡村農政水産部長 定住化のための生活環境

の整備ということがまず大前段でございますので、私どもとしてはいろんな場面ではそういうことでは、御趣旨については説明していきたいと思っています。

○田口委員長 暫時休憩いたします。

午後5時7分休憩

---

午後5時7分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

以上で終了いたします。

執行部の皆さん、ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後5時7分休憩

---

午後5時19分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

あしたの件ですが、1時半に採決を行うことにいたしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 では、そのように決定いたしました。

そのほかに何かございませんか。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後5時19分散会

平成23年6月24日（金曜日）

---

午後1時28分再開

---

出席委員（8人）

委員	長	田口雄二
副委員	長	二見康之
委員		福田作弥
委員		坂口博美
委員		中野廣明
委員		押川修一郎
委員		新見昌安
委員		岩下斌彦

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

議事課主幹	阿萬慎治
総務課主任主事	押川康成

---

○田口委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいですか、一括がよろしいですか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第3号、第15号、第18号、第19号及び報告第1号について、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第3号、第15号、第18号、第19号及び報告第1号については、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、引き続き、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目として特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

---

午後1時38分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時38分休憩

---

午後1時47分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

7月20日の閉会中の委員会につきましては、休憩中の協議のとおりの内容で委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、県外調査についてであります。

県外調査につきましては、10月12日から14日にかけて、休憩中の協議の内容のとおり実施することにいたします。詳細については正副委員長に御一任をいただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、具体的な行程等につきましては、後日御連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

そのほかで何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 ないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時48分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 田 口 雄 二

